

移転価格税制の執行における
無形資産の取扱いについて

中島 美佐

2011年12月

論文要旨

多国籍企業がグループ間の取引価格を通じて、所得を海外へ移転することに対処する税制である移転価格税制が日本において導入されてから 25 年が経過している。この間、企業活動におけるグローバル化はますます進展し、取引の多様化・複雑化が進んでいる。企業は、事業上の適性のみならず、税務効率性も考慮したうえで、研究開発・製造・販売を世界中の最適地に配置する仕組みを模索しており、その配置においては、収益の源泉としての無形資産が重要な意味を持つことになる。

このような潮流のもと、移転価格税制の執行においても、無形資産の重要性が高まっている。移転価格税制は、国家の課税管轄権が地理的に制限されているのに対し、国家よりも広い地理的領域で活動する企業に対し、その活動に着目した課税を行うことを目的とする税制であり、無形資産の移転等を通じた国外への所得移転に対処することが、その執行において重要な課題となってきた。

一方で、無形資産は、その特性により、その認識及び評価が非常に難しいことも指摘されている。これまでの日本における移転価格税制の執行において、無形資産に係る認識及び評価が、税務当局及び納税者の間で相違することも少なくなく、無形資産に係る基準の明確化が要望されてきた。

本稿は、移転価格税制の執行における無形資産の取扱に係る問題の所在を明らかにするとともに、課税の透明性を目的とした課税基準の明確化としてどのような方策が可能であるかについて検討し、その考察を纏めることを主たる目的としている。本稿の構成は以下のとおりである。

第 1 章においては、移転価格税制の内容について振り返るとともに、これまでの企業活動の変貌について、統計数値等をもとに検討する。第 2 章においては、無形資産の絡む移転価格問題を、無形資産の認識、把握、及び評価の観点から分析し、問題の所在について纏める。第 3 章においては、無形資産の絡む移転価格問題について、米国における研究をもとに、個別の企業の財務数値を用いた定量的な分析を行うとともに、無形資産の絡む移転価格問題に関する税務争訟について判例等の分析を行う。第 4 章においては、第 1 章から第 3 章に基づき、日本の移転価格税における無形資産の絡む移転価格問題に関する課題を検討するとともに、それについてどのような方策が可能であるかを考察する。

近年、日本においても顕在化した無形資産の絡む移転価格問題は、本質的な問題が認められないにもかかわらず、形式的な移転価格税制の規定の当てはめが行われていることや、移

転価格税制の規定を拡大解釈して無形資産取引等に適用していることに起因していると考えられる。移転価格税制の本質に基づいて考えれば、これらは許容されるものではない。

移転価格税制の執行における無形資産の取扱いは、あくまで独立企業原則に則り、法に規定された移転価格税制の明確な基準に基づいて判断されるべきであり、これを超えた取扱いは原則として認めないことが求められる。

国際的に企業活動の多様性・複雑性が増す中、日本企業が競争力を維持するためにも、適正な経済活動を阻害しない税務の執行が求められる。そのためには、無形資産が絡む移転価格問題に関して、明確化のための基準を法令等に整備することが急務である。無形資産の認識及び評価等については、OECDにおける取組み等を参考として、明確化のための基準を法令等に追加することが必要と考える。また、一方で、無形資産の移転等を通じた租税回避行為を牽制するために、事業再編に係る移転価格の側面に関する規定を追加すること、及び客観的なテストに基づく租税回避否認規定の追加等を検討することを期待する。さらに、グローバル社会の中で、収益の源泉たる無形資産を国外へ移転させないために、税制上の優遇措置として、パテント・ボックス税制の検討を提案する。

目次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| I. 問題の背景 | 3 |
| i. 移転価格税制 | 3 |
| a. 移転価格税制とは | 3 |
| b. 日本における移転価格税制の導入 | 4 |
| c. 米国における移転価格税制 | 5 |
| d. OECDによる移転価格税制に係る取組み | 6 |
| ii. 事業活動における無形資産経営の現状 | 9 |
| a. グローバル化の進展 | 9 |
| b. 無形資産経営への志向 | 10 |
| c. 日本におけるグローバル化の展開と無形資産経営への志向 | 11 |
| d. 日本におけるグローバル化の深化 | 13 |
| iii. 移転価格税制の執行状況 | 15 |
| a. 無形資産取引に係る移転価格問題の変遷－所得相応性基準 | 15 |
| b. 日本における移転価格税制の執行状況の変遷 | 17 |
| c. 無形資産取引に係る移転価格問題を取り巻く国際的な状況の現在 | 19 |
| II. 問題の所在 | 21 |
| i. 無形資産の定義 | 21 |
| a. 事業活動における無形資産 | 21 |
| b. 財務会計上の無形資産 | 22 |
| c. 移転価格税制上の無形資産 | 23 |
| d. 小括－無形資産の定義に係る問題の難しさ | 25 |
| ii. 無形資産の所有権 | 26 |
| a. 法的所有権 (Legal Ownership) | 26 |
| b. 経済的所有権 (Economic Ownership) | 26 |
| c. 移転価格税制の執行における所有権の判定 | 27 |
| iii. 無形資産取引の態様 | 28 |
| a. 無形資産の譲渡 | 29 |
| b. 無形資産の使用許諾 (ロイヤルティ取引) | 29 |
| c. 無形資産の費用分担契約 (コストシェアリング) | 29 |

| | | |
|------|--|----|
| d. | その他の取引と取引の再構築 | 30 |
| iv. | 無形資産取引の評価方法 | 31 |
| a. | 移転価格税制における独立企業間価格の算定 | 31 |
| b. | 無形資産の評価方法－財の価格決定アプローチ | 38 |
| c. | 無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法の実務的適用 | 41 |
| v. | 無形資産の絡む移転価格問題の整理 | 46 |
| III. | 問題の研究 | 48 |
| i. | 無形資産取引等を通じた国外への所得移転 | 48 |
| a. | 米国における無形資産取引等を通じた所得移転に関する研究 | 48 |
| b. | 日本企業における所得移転の現状 | 56 |
| ii. | 税務争訟事案による検証 | 63 |
| a. | チバガイギー事案－取引の再構成の是非 | 64 |
| b. | イーライリリー事案－移転価格税制の観点からの組織再編 | 66 |
| c. | グラクソスミスクライン事案－マーケティングに係る無形資産 | 70 |
| d. | TDK 事案－日本で無形資産が絡む移転価格問題が争われた事例 | 73 |
| e. | 小括 | 77 |
| IV. | 問題の考察・検討 | 79 |
| i. | 日本の移転価格税制の特徴 | 79 |
| a. | 日本の移転価格税制の制度設計 | 79 |
| b. | 租税回避否認規定との関係 | 80 |
| c. | 独立企業原則の意味 | 81 |
| d. | 国外関連者との無形資産取引に係る寄附金課税 | 82 |
| ii. | 無形資産の絡む移転価格問題 | 84 |
| a. | 無形資産の認識における問題 | 85 |
| b. | 無形資産取引の把握における問題 | 86 |
| c. | 無形資産の評価における問題 | 88 |
| iii. | 無形資産取引に係る移転価格課税に関する税務争訟の回避及び解決 | 89 |
| iv. | 総括－無形資産が絡む移転価格問題と無形資産取引等を通じた所得移転 | 91 |
| a. | 無形資産が絡む移転価格問題に係る総括 | 91 |
| b. | 無形資産取引等を通じた所得移転への対処－牽制策 | 91 |
| c. | 無形資産取引等を通じた所得移転への対処－優遇策 | 93 |
| d. | おわりに | 94 |

図表

| | | |
|-------|---|----|
| 図表 1 | 移転価格税制に係る主な改正の経緯..... | 5 |
| 図表 2 | 世界における国際取引の変遷..... | 9 |
| 図表 3 | 日本企業の海外進出形態..... | 11 |
| 図表 4 | 特許等使用料収支の推移..... | 12 |
| 図表 5 | 認識された高付加価値拠点の海外移転..... | 13 |
| 図表 6 | アンケートー日本企業による機能の移転に係る検討..... | 14 |
| 図表 7 | 特許出願（PCT 出願）件数の推移..... | 15 |
| 図表 8 | 日本における主な移転価格更正事案..... | 18 |
| 図表 9 | 事業活動における無形資産..... | 22 |
| 図表 10 | 財務会計上の無形資産..... | 23 |
| 図表 11 | 移転価格税制上の無形資産..... | 25 |
| 図表 12 | 無形資産取引の種類..... | 28 |
| 図表 13 | 措置法が定める独立企業間価格算定方法（2011 年税制改正前の適用順位）..... | 33 |
| 図表 14 | 超過収益額を基礎とする方法の適用イメージ..... | 44 |
| 図表 15 | 無形資産取引等を通じた所得移転の基本モデル..... | 49 |
| 図表 16 | JCT によるケーススタディの概要..... | 50 |
| 図表 17 | JCT によるケーススタディーDelta 社..... | 51 |
| 図表 18 | メドトロニックに係る分析..... | 54 |
| 図表 19 | 製薬業界における日本企業の税務効率性..... | 57 |
| 図表 20 | 個別の日本企業の財務数値等を用いた分析..... | 59 |
| 図表 21 | 取引の概要ーチバガイギー事案..... | 64 |
| 図表 22 | 取引の概要ーイーライリリー事案..... | 67 |
| 図表 23 | 取引の概要ーグラクソスミスクライン事案..... | 71 |
| 図表 24 | 取引の概要ーTDK 事案..... | 74 |
| 図表 25 | 原処分庁及び納税者の主張の概要ーTDK 事案..... | 75 |
| 図表 26 | 日本における寄附金課税..... | 83 |
| 図表 27 | 各国におけるパテント・ボックス税制の概要..... | 94 |

はじめに

日本において移転価格税制が導入されて25年が経過した。この間、様々な税制改正が施され、執行面においても時代を反映した変化が見受けられる。移転価格税制の導入から現在に至るまでの税制及びその執行の変遷において、移転価格問題の焦点の変貌が重要な事項のひとつとして挙げられる。

日本における経済のグローバル化は、1980年に外国為替管理法がそれまでの原則禁止から原則自由化に改められ、金銭面での自由化が達成されたことで本格化した¹。移転価格税制が導入されたのは、まさにそのような時節であった。

21世紀に入って、企業のグローバル化はさらに進展しているように見える。1980年代以降の共産主義の崩壊、IT技術の発達等により、市場についてボーダーレス化が進展し、企業もこれに対応してグローバル化を進めている。消費者の嗜好は、かなりの部分で世界的に共通化してきており、企業はグローバルレベルで研究開発・製造・販売等の機能の最適立地を志向し、実施するようになってきた。グローバル化の進展に伴い、多国籍企業の取引形態は、現地における自社の製造販売会社を通じて取引を行う「20世紀型モデル」から、研究開発・製造・販売を世界中の最適地に集中的に配置する「21世紀型モデル」への変貌を遂げようとしている²。

企業グループにおいて、いわゆるバリューチェーン³が国をまたがって形成される場合、各当事者間の取引価格を設定しなければならなくなる。この価格が移転価格税制の対象となる。とりわけ、（研究開発活動等から生ずる）無形資産は利益の重要な源泉と考えられることから重要性が高いため、無形資産の絡む取引に係る価格の重要性が高くなる。一方で、無形資産は、その特性から、適正な取引価格の算定が困難であると指摘されており、その認識及び評価について見解が分かれることも少なくない。

¹ この後、いわゆる日本版ビッグバンとよばれる金融システム改革により、1998年4月改正外国為替管理法が施行され、海外にある預金口座を通じて海外の債券や株式などに自由に投資することも可能になり、さらに金銭面での国際化が進展した。

² 森信夫『無形資産・サービス取引のグローバルマネジメント』日本機械輸出組合（2004）

³ 企業の活動において価値（バリュー）を付加するプロセスの価値連鎖をさして言う。一般には、マイケル・ポーター（1985）によるプロセスの分類が用いられ、価値を付加する主活動のプロセスとして、研究開発、購買、製造、物流、販売及びマーケティング等があげられている。

このような潮流のもと、日本における移転価格税制の執行においても無形資産が注目されるようになってきた。これに対し、2000年代中期における大型更正事案⁴を契機として、移転価格税制の執行における無形資産に係る課税基準の明確化に対する要望が高まり、課税の透明性を求める声が上がってきた⁵。

本研究は、移転価格税制の執行における無形資産の取扱に係る問題の所在を明らかにするとともに、課税の透明性を目的とした課税基準の明確化としてどのような方策が可能であるかについて検討し、その考察を纏めることを主たる目的としている。

また、企業活動のグローバル化が一定の水準で達成され、低成長の経済が常態化した状況に鑑み、無形資産を通じた租税回避行為を防止するとともに産業振興を妨げない方策が可能であるか等の問題についても併せて検討する。

⁴ 国税庁発表の「法人税の課税実績について（調査課所管法人）」によれば、移転価格課税に係る更正金額（所得）が2005年6月期に2,000億円を超え、2006年6月期に過去最高額である2,836億円を記録している（以降減少）。

⁵ 2006年10月31日日本経済新聞「所得の不当な海外移転を防ぐための移転価格税制について、経済産業省は産業界を入れた研究会を設けて財務省・国税庁に改善を求めることを決めた。国税当局から申告漏れを指摘され、見解が食い違う企業が相次いでいるため。特に海外子会社に供与した技術やノウハウなど無形資産の取引価格の算定が不透明との声が多く、来年にも具体的な制度・運用の改善案を示す方針だ。」以降、これらの要望を念頭に、法令、通達及び事務運営指針にいくつかの改正が加えられている。

I. 問題の背景

i. 移転価格税制

a. 移転価格税制とは

移転価格税制とは、企業がその国外関連者⁶との取引に係る取引価格（移転価格）を通じて、所得を海外へ移転することに対処する税制で、日本においては租税特別措置法（以下、「措置法」という。）66条の4に規定される⁷。移転価格税制の対象となるのは「資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引」とされており、企業がその国外関連者で行う取引全て（棚卸資産取引だけでなく無形資産取引・役務提供取引等も当然に含まれる）が対象となると解される。また、課税に際しては、対象取引の取引価格を「独立企業間価格」⁸に引き直して、国外移転所得を算定する仕組みになっている。

措置法 66 条の 4（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第1項 法人が、国外関連者との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

移転価格税制は、取引価格の調整を行うという点で、企業の課税繰延の防止を目的とした時価課税の側面があるとともに、関連企業が行う事業から生じる所得配分に対する課税の側

⁶ 国外関連者とは、企業と「特殊の関係」にある外国法人をいう。「特殊の関係」は、大きく分けて1) 形式的支配基準及び2) 実質的支配基準の二つの基準により定義される。形式的支配基準とは、一方の法人が他方の法人の発行済株式総数（又は出資金額）の50%もしくはそれ以上を直接もしくは間接的に保有している場合、もしくはその反対の場合における株式保有を通じた支配基準をいう。実質的支配基準とは、（1）他方の法人の代表権を有する役員が一方の法人の役員もしくは使用人を兼務する（していた）場合、（2）他方の法人の役員のうち2分の1以上が一方の法人の役員もしくは使用人を兼務する（していた）場合、（3）他方の法人がその事業活動の相当部分を一方の法人との取引に依存している場合、（4）一方の法人が他方の法人から提供される無形資産（著作権、特許権、商標権、ノウハウ等）に依存してその事業活動を行っている場合、（5）他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を一方の法人から借入等によっている場合等の関係を指す。

⁷ 但し、連結納税を行う法人に関しては、措置法68条の88に規定。本稿では、便宜上、措置法66条の4を関連規定として記載する。

⁸ 「独立企業間価格」の算定方法については、第2章において詳述する。

面を有するとされている⁹。前述の通り、移転価格税制の適用においては、独立企業間価格が参照される。基礎となる独立企業間価格が、独立の企業間における適正な所得を反映した対価を示すものであると考える場合、独立企業間価格の算定は、国外関連者との間の適切な所得配分を模索するものであると考えることができる。

すなわち、グローバルに事業を展開する企業において、独立企業間価格の算定は、事業活動を行う国々における適切な所得配分を模索するものである。また、課税庁の観点から考えれば、移転価格税制は、国家の課税管轄権が地理的に制限されているのに対し、国家よりも広い地理的領域で活動する企業に対し、その活動に着目した課税を行うことを目的とする税制である¹⁰ともいえる。

b. 日本における移転価格税制の導入

1986年に導入された我が国の移転価格税制は、「特殊関連企業との取引を通じた所得の海外移転に対処し、諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現することを本来の目的とするもの」として、我が国が締結している租税条約に含まれる特殊関連企業条項が定める独立企業原則¹¹を適用するために、国内法による補完を行ったものと説明される¹²。企業活動のグローバル化が進み、人・財・サービス等の国際的移動が活発化するなかの移転価格問題に対処するためには、関連企業間取引を通ずる国際的な所得移転に実効的に対処することを直接の目的とした規定が必要とされること¹³から設けられたものであり、相手国との関係で独立企業原則に則った課税が許容されうるということを確認するものであるとされる。

⁹ 濱田明子『国際的所得移転と課税』法令出版（2010）

¹⁰ 同上

¹¹ Arm's Length Principle の訳語である。Arm's Length Principle については独立企業間原則、独立当事者間基準等の様々な訳語が付されることがある。以降、本稿においては、特に影響がない場合、独立企業原則とする。独立企業原則については、本稿「OECDによる移転価格税制への取組み」において記述する。

¹² 小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67号（2010）、昭和 61 年「改正税法のすべて」（1986）

¹³ 政府税制調査会の答申（1985 年 12 月）「近年、企業活動の国際化に伴い、海外の特殊関連企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要になってきているが、現行法では、この点について十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平の課税の見地から問題のあるところである。また諸外国において、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関連企業との取引を行っ

「諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現すること」の必要性が生じたのは、先行して移転価格問題に対処していた米国等の動きが活発化したためである¹⁴。図表1は、日本、米国、OECDにおける移転価格税制の取組み（導入及び主な改正の経緯）を纏めたものであり、次項において米国及び経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development。以下、「OECD」という。）における移転価格税制への取組みを簡単に振り返る。

図表1 移転価格税制に係る主な改正の経緯¹⁵

| 米国 | 日本 | OECD |
|-----------------------------------|---|---|
| 1968 ◎移転価格税制に関する規則の整備 | | 1979 ◎『移転価格課税』報告書 (1984、87年に続編) |
| 1986 ◎移転価格税制の強化： 『所得相応性基準』の導入等 | 1986 ◎移転価格税制の導入 | |
| | 1991 ◎移転価格税制の見直し (更正の期限の延長、徴収権の時効の延長、比較対象企業に対する調査権限の創設、国外関連者に対する寄附金の全額不算入) | 1992 ◎米国移転価格課税強化への提言 →1993年に再提言 |
| 1993 ◎移転価格税制：『利益比準法』の導入 | | 1995 ◎『移転価格ガイドライン』(全面改訂)第1部確定 |
| 1995 ◎移転価格税制：コストシェアリング規則の導入 | | 1996 ◎『移転価格ガイドライン』改訂：第6章「無形資産に対する特別の配慮」、第7章「グループ内役務提供に対する特別の配慮」 |
| 2003 ◎移転価格税制：役務提供取引に係る暫定規則案の発表 | 2001 ◎移転価格税制：事務運営指針の発表 | |
| | 2004 ◎移転価格税制：『取引単位利益法』の導入 | |
| | 2010 ◎移転価格税制：移転価格文書化規定の導入 | 2010 ◎『移転価格ガイドライン』改訂：独立企業間価格算定方法の適用順位見直し等 |

c. 米国における移転価格税制

米国における移転価格問題の歴史は古く、米国では1920年頃から市場価格理論を根拠にした移転価格に関する規定が存在し、当初は米国内の州間の所得の配分が問題にされていた。州間の争いはユニタリータックスの問題として定着していた¹⁶。

た場合の課税所得計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。」

¹⁴ 米国における移転価格課税のターゲットが、1980年代には、それまでの米国系企業から日系企業へと移り、トヨタ、日産等の自動車メーカーが米国内国歳入庁による多額の移転価格課税を受けた。

¹⁵ 財務省発表「国際課税に係る主な改正の経緯」に基づき筆者作成（2010年10月現在）。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/167.htm

¹⁶ 米国における移転価格税制の根拠条文である内国歳入法482条は、利得・利益・所得・控除又は資本を正確に配分又は割り当てるために、関連企業の会計を連結する権限を内国歳入庁長官に付与し

1960年代に入ると、製造子会社のタックスヘイブン諸国への進出に伴い、米国親会社のロイヤルティ等の支払が問題視され、米国内国歳入庁（以下、「IRS」という）と米国企業の間で訴訟が相次いだ結果、1968年に移転価格に関する財務省規則が制定されるに至った。そして、1970年代に、無形資産取引に対して伝統的な手法が適用できない問題点が議論され、米国内国歳入庁の訴訟で敗訴が続いた結果、無形資産取引の取扱いについて、1986年に所得相応性基準（いわゆるスーパーロイヤルティ条項）¹⁷が導入されている。

これにより、米国における移転価格税制は、内国歳入法 482 条において、以下の通り規定されている。

内国歳入法第 482 条（納税者間における所得及び控除の配分）

二以上の組織、営業若しくは事業（法人格を有するか否か、合衆国において設立されたものであるか否か、及び連結申告をする要件を満たしているか否かを問わない）が、同一の利害関係者によって直接又は間接に所有され又は支配されている場合には、財務長官又はその代理人は、脱税を防止するため又は当該組織、営業若しくは事業の所得（income）を正確に算定するために必要と認めるときは、当該組織、営業若しくは事業の間において、総所得、所得控除、税額控除又はその他の控除を配分し、割り当て又は振替えることができる。

無形資産（第 936 条（h）（3）（B）に規定するものに限る）の譲渡又は実施権の供与の場合には、当該譲渡又は実施権の供与に係る所得金額は、その無形資産に帰すべき所得の金額と釣り合いのとれた（commensurate with income）ものでなければならない。

d. OECD による移転価格税制に係る取組み

前述の通り、日本における移転価格税制は租税条約に含まれる特殊関連企業条項が定める独立企業原則を補完するものとして導入されている。この独立企業原則は、OECD モデル条約 9 条に規定されるものとして認められている。

た 1921 年歳入法 240 条（d）に遡ることができる。その後、1928 年歳入法 45 条は、会計の連結という手法の代わりに、総所得等の配分という手法を用いる概念を導入しており、これが後の OECD モデル租税条約 9 条となる国連事業所得条約草案作成の際に参考とされた。

¹⁷ 内国歳入法 482 条後段「無形資産の譲渡又は実施権の供与の場合には、当該譲渡又は実施権の供与に係る所得金額は、その無形資産に帰すべき所得の金額と釣り合いのとれたものでなければならない」との規定。所得相応性基準は移転価格税制の執行における無形資産の取扱いに大きな影響を与えるものであり、追って説明を加える。

OECD モデル租税条約 9 条は、国際連盟事業所得条約草案及び 1963 年 OECD モデル条約草案を経て 1977 年の OECD モデル租税条約 9 条に引き継がれ、現在に至っている。現在においては、世界の主要各国を含む殆どの国において、移転価格税制が導入されており、各国において、法整備が進められているが、各国における移転価格税制はこの独立企業原則を根拠としている。先に紹介した日本及び米国もその例外でない。

OECD モデル条約 9 条 1 項（独立企業原則）

次の a) 又は b) に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合、又は

b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合。

また、移転価格問題に対処する国際的規範として OECD 移転価格ガイドライン（“Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administration” 以下「OECD 移転価格ガイドライン」もしくは「移転価格ガイドライン」という。）がある¹⁸。これは、OECD 租税委員会が 1979 年に報告書として公表した「移転価格と多国籍企業」に基づく。OECD 移転価格ガイドラインの目的はその序において以下のとおり述べられている。「独立企業間価格を確定する過程は、しばしば複雑で難しい。この難しい問題は、もし共通の実質的原則が確立されていなければ、税務当局と納税者の双方にとってさらに困難なものとなる。1963 年 OECD モデル条約は、このような共通の原則のために、共通の概念、用語を用いることによりその基礎を確立したが、今回の目的は、これを適用する実践的方法を開発することである。また、関係する各国の税務当局の利益のみならず二重課税を防止するという企業の利益のためにも可能な限り、このような原則を確立するのが本報告書のもう一つの目的である。

¹⁸日本の移転価格税制の執行に係る国税庁長官通達である「事務運営指針」（基本方針）1-2(3)は「移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、調査又は事前確認の審査に当たっては、必要に応じ OECD 移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める」と定める。

さらに、もう一つの目的は、普遍的に有効な指針を指示することであり、本報告書の結論は、当該取引が先進国の企業間のものであるか、又は、先進国の企業と開発途上国の企業との間におけるものであるかを問わず、等しく適用できる¹⁹。」

1979年のOECD移転価格ガイドラインが公表された後、移転価格問題に関係するいくつかの報告書が公表され、1993年より改定作業が進められた。全面改定をうけ公表された1995年移転価格ガイドラインは、第1章から第5章で構成されており、独立企業原則及び独立企業間価格の算定方法について主に規定するものであった²⁰。1995年移転価格ガイドラインは、継続的・定期的に再検討され、その後に発表された移転価格問題に関係するいくつかの報告書により増補された。無形資産に係る重要な改定として、「無形資産及び役務に関する報告書」により加えられた第6章「無形資産に対する特別の配慮」及び第7章「グループ内役務提供に対する特別の配慮」²¹、「費用分担取極に関する報告書」により加えられた第8章「費用分担取極（Cost Contribution Arrangement：CCA）」²²があげられる。

そして、各国における執行状況を反映させるものとして、2010年7月に大幅な改定が行われている。2010年改定版移転価格ガイドラインの主な特徴は、1995年移転価格ガイドラインの第1章から第3章において規定された独立企業間価格算定方法等について、執行状況を反映し、その適用方法等に関する規定振りを見直すものであること²³、また、新たに第9章「事業再編に係る移転価格の側面」を加えたことにある。独立企業間価格算定方法の規定振りが移転価格税制の執行における無形資産の評価に影響を与えることは言うまでもない。また、第9章は、近年活発化する事業再編による機能の組み換え（及びそれに伴う無形資産の移転）に対処するものであり、移転価格税制の執行における無形資産の取扱いにおいても重

¹⁹ 但し、形式的には国際協定ではなく、法令として直接各国の課税関係を左右するものではない。2011年6月10日にOECDは各国における移転価格税制の執行状況に係る調査報告を行っており、手続き面での簡素化に係るプロジェクトを開始することを発表している。

http://www.oecd.org/document/45/0,3746,en_2649_33753_48131629_1_1_1_1,00.html

なお、現在、国際連合においても新興国における移転価格税制の実務的マニュアルに係るプロジェクトが進行している。http://www.un.org/esa/ffd/tax/documents/bgrrd_tp.htm

²⁰ 第1章「独立企業原則」、第2章「伝統的な取引基準法」、第3章「その他の方法」、第4章「移転価格に関する紛争の回避及び解決のための税務執行上のアプローチ」、及び第5章「文書化」。

²¹ 1996年4月OECD理事会が表明

²² 1997年7月OECD理事会が表明

²³ 第1章から第3章の構成が変更され、第1章「独立企業原則」、第2章「移転価格算定方法」、第3章「比較可能性分析」となっている。見直しの内容については、一部、次章で紹介している。

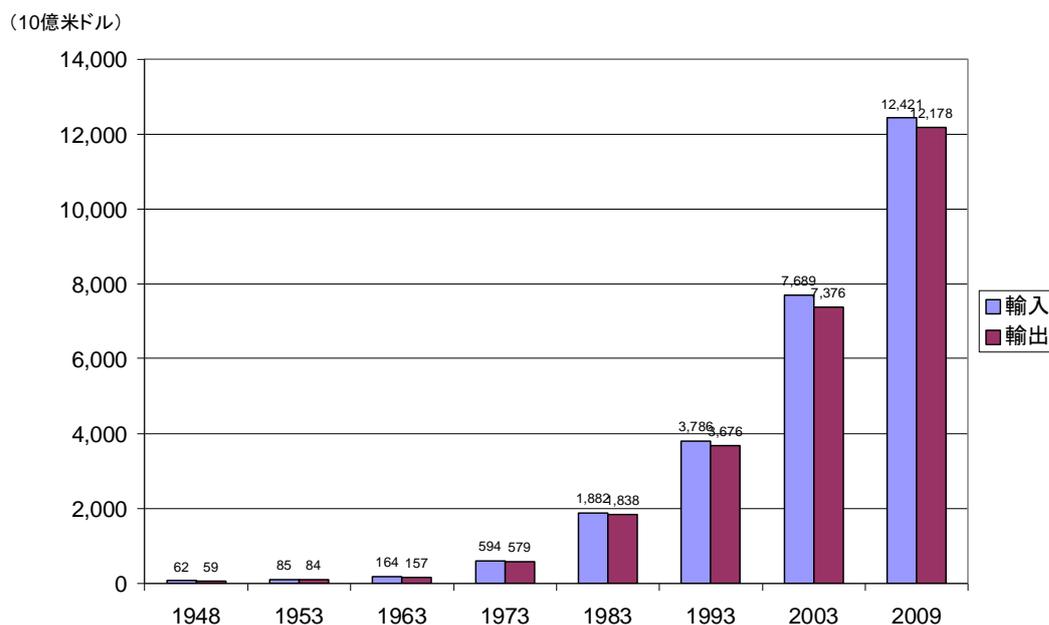
要な意味をなすものといえる。本稿においては、可能な限り、2010年改定版 OECD 移転価格ガイドラインを参照するものとする²⁴。

ii. 事業活動における無形資産経営の現状

a. グローバル化の進展

移転価格問題が顕在化するのには、企業活動が境界を越えて行われる場合である²⁵。現在では、IT 技術の発達等により、市場についてボーダーレス化が進展し、企業もこれに対応してグローバル化を進めている。図表 2 は、世界における国際取引の変遷を示しているが、過去数十年において急激に国際取引量が増大していることが明らかである。特に、1980年代以降の増加が著しく、輸入取引量及び輸出取引量は、1983年にはそれぞれ 18.82 兆ドル、18.38 兆ドルであったのに対し、2009年には 124.21 兆ドル、121.78 兆ドルとなっており、比較すると 6 倍超となっている。日本においても、1980年に外国為替管理法がそれまでの原則禁止から原則自由化に改められ、金銭面での自由化が達成されたこと等もあり、同時期からグローバル化が展開されている。

図表 2 世界における国際取引の変遷²⁶



²⁴ 以下、OECD 移転価格ガイドラインを参照・引用する場合には、社団法人日本租税研究協会が発行した邦訳を参照する。

²⁵ 日本においては国境を越えた取引が移転価格税制の対象となるが、国によっては国内の取引においても移転価格税制を適用することがある。

²⁶ WTO International Trade Statistics 2010 に基づき筆者作成。

b. 無形資産経営への志向

一方、企業活動のグローバル化が進展するなかで、企業活動が多様化・複雑化するにつれ、無形資産経営の重要性がとらえられるようになってきた。日本では、小泉政権下において、2002年知的財産戦略会議が発足した。同会議が公表した知的財産戦略大綱には次のとおり述べられている。

「戦後、我が国の高度経済成長の原動力となったのは、勤勉な国民性と重化学工業、さらには加工組立型の産業分野を中心とする『ものづくり』の強さであり、その土台は、欧米の技術を導入・改良し、強固なチームワークを活かして現場での生産技術を向上させていくという日本型生産システムであった。

しかしながら、低廉な労働コストと生産技術の向上を背景にしたアジア諸国等の追い上げ、グローバルな社会の情報化の進展等により、過去の成功を支えた経済モデルからの脱却が求められ、新たな成長モデルを模索する必要性が生じている。すなわち、経済・社会のシステムを、加工組立型・大量生産型の従来のものでづくりに最適化したシステムから、付加価値の高い無形資産の創造にも適応したシステムへと変容させていくことが求められている。」

移転価格税制の観点からも、国が無形資産の重要性を認識するのは自然である。そもそも、移転価格税制は、多国籍企業の獲得する利益を、企業の経済的活動に着目して課税管轄権の間で所得配分する税制である²⁷ともいえる。実務において、独立企業原則に基づく独立企業間価格の算定は、使用する資産、果たす機能及び負担するリスクに見合うリターンを各当事者が得るべきであるというコンセプトに基づいて行われる。すなわち、どこでどのような資産を用いて、どのような活動を行い、どのような価値を創造しているかが重要となる²⁸。

従って、政府の立場では、企業活動のグローバル化が進展する一方で、価値発生に貢献する経済活動を自国内に留める必要がある。他方、企業の立場では、事業活動の適性のみならず、税務効率性も考慮したうえで、グローバルレベルで研究開発・製造・販売等の活動の最適立地を志向する²⁹。この場合、企業が事業上及び税務上適切であると判断するならば、当然に、事業活動の場を変更する等によって無形資産が移転されることになる。

²⁷ 濱田明子『国際的所得移転と課税』法令出版（2010）

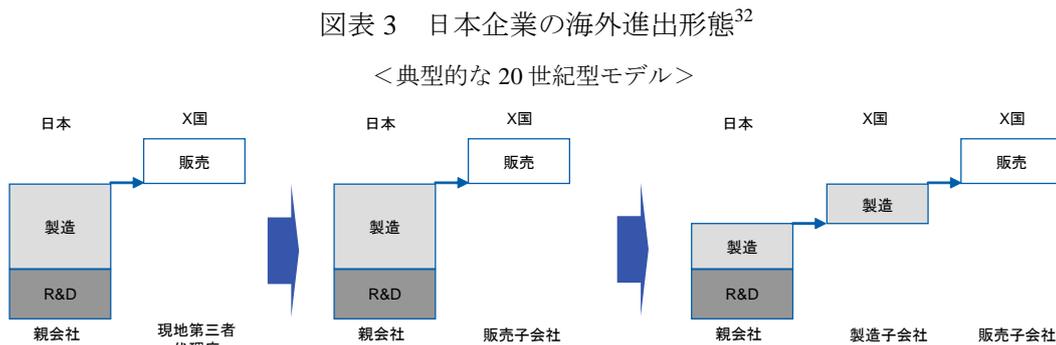
²⁸ 機能の分析にあたっては、価値創造に大きく貢献すると考えられる研究開発、製造及び販売・マーケティングといった活動が重視される。

²⁹ OECD 移転価格ガイドライン 9.4 「2005年～2009年における OECD のコンサルテーション・プロセスに参加した民間部門の代表者は、再編を行う事業上の理由として、グローバルな組織の登場を後押ししてきたインターネットを基盤とした技術の進歩を活用することにより、シナジーや規模の経済の最大化、事業内容の合理化、サプライチェーンの効率性の改善を図りたいとの狙いがあると説明し

c. 日本におけるグローバル化の展開と無形資産経営への志向

日本企業としての実態としてのグローバル化は、欧米諸国の市場を開拓しながら、現地生産を行うアジア諸国を中心とする第三国による製造拠点を展開するという形で発展してきたケースが多い³⁰。規模の経済、技術面での集約、労働力のコスト、税制に対する検討などの点から製造拠点を第三国に移管・集中させるケースが目立っている。しかしながら、一方で、これまでの日本の企業においては、無形資産の源泉と考えられる研究開発機能は、日本親会社に集中させるケースが圧倒的であり、税務効率性を追求するための無形資産の国外への移転というのはあまり見受けられなかった。

図表3は、上に述べた初期段階における日本企業のグローバル化への展開と、税務効率性を追求するためのモデルとして想定されるものを示すものである。企業価値（所得）を、それぞれの活動に基づいて分割していく場合、20世紀型モデルに基づけば、日本にある程度の所得が確保される³¹が、21世紀型モデルに基づけば、それを明確に把握することができなくなる。



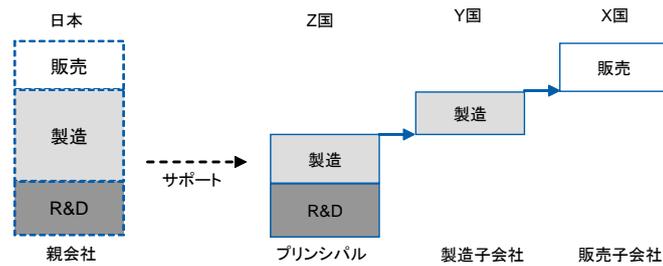
た。また、彼らは、事業再編が、景気後退の中（例えば、過剰生産能力の状況の場合）で収益性を維持したり損失を抑えることに必要かもしれないと示唆した。」

³⁰ 森信夫『無形資産・サービス取引のグローバルマネジメント』日本機械輸出組合（2004）

³¹ 典型的な20世紀型モデルの最終形として右のケースのような製造子会社から海外子会社への外—外取引を想定している。これに関して、国税庁調査査察部調査課国際調査管理官水野氏は、「最近では、海外の製造子会社から海外の販売子会社に直接取引を行うもの、いわゆる外—外取引ですが、こういった形に変更されるケースが多く見られるようになってきていまして、…（中略）…、棚卸取引で回収できませんので、やはり、使用料という形で受け取る必要があります。仮に、全く受け取っていない、受け取っている金額が十分ではないといったときは、移転価格上の問題が生じるおそれがあります。」としている。水谷年宏「国際課税をめぐる最近の状況について」租税研究2011年9月号（2011）

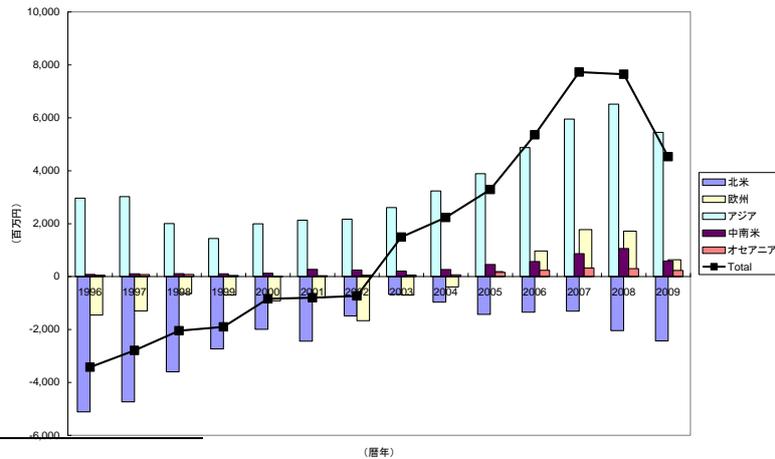
³² 森信夫（2004）をもとに筆者作成。

<21世紀型モデル>



また、図表4は、日本における特許等使用料収支（特許権使用料以外に、商標権・意匠権・実用新案権・著作権等の使用料、技術指導料等を含む。輸入と輸出の差額。）³³の推移を示している。特許等使用料収支は、2003年に初めて黒字に転じ、それ以降2007年まで収支尻の黒字額は拡大している。この動きは、日本経済において、無形資産取引の重要性がますます高まってきていることと深く関連している。また、輸送機械、電気機械等のいわゆる「輸出型」産業におけるロイヤルティの関連者間取引が、黒字化に大きく貢献しており、黒字化は、製造業での生産グローバル化という構造変化の副産物と考えられ、日本におけるグローバル化の進展を示すものといえる³⁴。

図表4 特許等使用料収支の推移³⁵



³³ 財務省発表「国際収支の推移」データによる。国際収支統計は居住者概念を基礎とすることから、日本の居住者（licensor）が海外の非居住者（licensee）から受取るライセンス使用料をサービスの輸出に計上している。逆に、居住者（licensee）が非居住者（licensor）に支払うライセンス使用料をサービスの輸入に計上する。因みに、特許権、著作権、商標権等の権利そのものの売買については、特許等使用料収支には含まれておらず、「その他資本収支」として別計上されている。

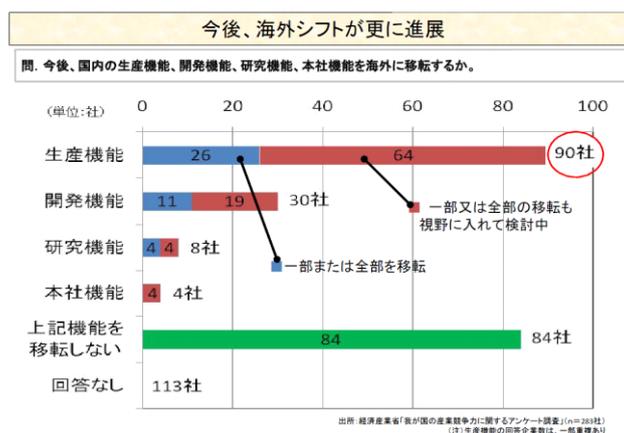
³⁴ 山口英果「特許等使用料収支の黒字化について」日本銀行ワーキングペーパー（2004）

³⁵ 財務省発表「国際収支の推移」データに基づき作成。地域別に見れば、調査対象年度を通じて対アジア取引の黒字額が大きく、日本企業によるアジアへの生産移管に伴う使用料収入が特許等使用料収支の黒字化に大きく貢献していると推察される。また、2002年に締結された日米新租税条約等、租税条約における使用料に係る取極めに変化が見られるのもこのような背景に影響をうけたものと推察される。

ル化の展開と無形資産経営への志向」と符合するものであるが、ここでは、研究開発機能の移転に係る回答も少なくないことに注目したい³⁸。

これは、かつての無形資産の源泉と考えられる研究開発機能は日本親会社に集中させるモデルから、新たなビジネスモデルへの変更を企業自身が模索していることを示しており、上で説明した（日本における所得が明確には発生しない）21世紀型モデルも現実に起こりうる可能性があるということを示唆している³⁹。

図表6 アンケート—日本企業による機能の移転に係る検討⁴⁰



また、図表7は日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（以下、「PCT⁴¹出願」）の件数を示している。特許庁は、「PCT出願は、国内の特許出願件数が減少する中、2009年においても引き続き増加傾向であり、前年比4.5%増の29,291件となっている。これは、市場のグローバル化の進展を背景に、出願人が海外への出願を重視している姿勢の現れと考えられる。」と分析しており、これもまた、日本企業におけるグローバル化の深化を示すものといえる。

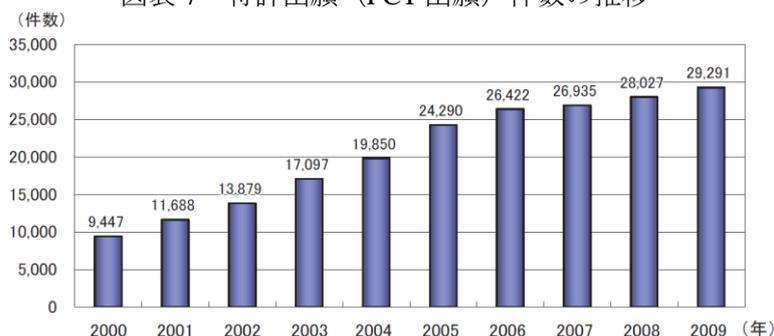
³⁸ 日経ビジネス誌（2011年9月11日）において、日本企業の海外展開に係る特集が組まれている。ここでは、開発を海外に移転させるケースも紹介されている。

³⁹ このような流れを促す可能性がある事由として、外国子会社配当益金不算入制度の導入があげられる。これは、松田直樹「外国子会社配当益金不算入制度創設の含意」税大論叢63号（2009）、同「法人資産等の国外移転への対応」税大論叢67号（2010）等に詳しい。議論の複雑化を避けるために、ここでは割愛する。

⁴⁰ 出典：経済産業省「産業構造ビジョン」（2010年）

⁴¹ 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）の略称

図表 7 特許出願（PCT 出願）件数の推移⁴²



iii. 移転価格税制の執行状況

a. 無形資産取引に係る移転価格問題の変遷—所得相応性基準

無形資産取引に係る移転価格問題が顕在化したのは、まず、米国においてである。1960年代後半から、米国の企業が、軽課税国に関連子会社等を設立して特許等の製造用無形資産を譲渡又は使用許諾し、これら関連子会社等に多額の所得を移転させたとして、移転価格税制の執行対象となった。代表的な事案として、イーライリリー、ボシュロム等の事案⁴³があげられる。しかしながら、これらの事案について、1980年代以降、租税裁判所の判決において IRS が敗訴する判断が下されており、伝統的な移転価格手法では無形資産による所得の国外流出に対処できないことが明らかとなった。このような事案において、比較対象取引を見出すことが困難なケースにおいては、納税者はしばしば産業全体の平均値との比較を持ち出すなど、無形資産の移転時点に知られていた事実のみに着目して独立企業間価格を主張し、無形資産の潜在的な収益性を考慮しようとしなかったと指摘されている⁴⁴。

これに対処するものとして、導入されたのが、所得相応性基準である。所得相応性基準は、無形資産の移転に係る所得金額は、その無形資産に帰属すべき所得と相応するものでなければならないとするものであるが、その特徴として、無形資産の取引後において、取引された無形資産から発生する実際の所得により無形資産を評価する方法であることがあげられる。所得相応性基準の導入にあたって報告された移転価格白書⁴⁵においては、「482 条の分析にあたっては、まず、無形資産から発生した所得を決定し、次にそれを各当事者が果たした機

⁴² 出典：特許庁 知的財産報告書「産業財産権の現状と課題」（2010年）

⁴³ 代表的な事案は、居波邦泰「移転価格事案の訴訟に係る対処等の検討—米国の判例等を踏まえて—」税大論叢 54号（2007）で取り上げられている。本稿においては、イーライリリー事案を第3章において扱う。

⁴⁴ 居波邦泰「無形資産の国外関連者への移転等に係る課税のあり方」税大論叢 59号（2008）

⁴⁵ Notice 88-123, 1988-C.B.458. 邦訳は『内国歳入法第482条に関する白書（移転価格の研究）の概要』（日本租税研究協会、1988）等があるが、本稿は、前述小島（2010）における記述を参照。

能、負担した経済コスト、リスクに従い配分する。このように経済分析を行って実際の所得を配分することにより、相応性の基準を満たすことができる。」とし、「経済活動、リスク負担の大幅な変化を対価に反映させるべく定期的な調整を行わねばならない」としている。所得相応性基準は、比較対象取引を見出せないような高い収益力を有する無形資産を想定しており、その基準を満たすために、適用が考慮されたのが利益法である。利益法には、利益分割法及び（所得相応性基準の導入後に規定された）利益比準法（Comparable Profit Method. 以下、「CPM」）があげられる⁴⁶。

これに対し、米国の納税者及び外国当局等から、所得相応性基準は、独立企業原則から乖離するものであるとの懸念があげられた⁴⁷。1995年移転価格ガイドラインは、所得相応性基準に対する懸念を背景に、次のとおり、述べている。「税務当局が、この方法が独立企業間の価格算定に近似化しているかどうかを評価するために、当該方法の適用を調査する時には、税務当局が、納税者は関連取引の条件設定の時点でその事業活動から生ずる実際の利益がどうなるかを知り得ないということを認識することが極めて重要である。この認識を欠く場合には、納税者が合理的に予知し得なかった状況に焦点を当てることによって、利益分割法の適用により、納税者に罰を与えてしまうことになりかねない。そのような適用は独立企業原則に反するものとなろう。」OECD移転価格ガイドラインは、所得相応性基準の定期的調整は、その後の実績値等に基づいて更正を行うもので、「後知恵（hindsight）」であると判断し、所得相応性基準について容認してはいないものと解される⁴⁸。

国際的には、OECD移転価格ガイドラインが所得相応性基準を容認していないことから、日本及び欧州諸国は、所得相応性基準には批判的であったといわれる。しかし、2008年税

⁴⁶ これらの方法については、後に議論するが、利益法が執行実務で多用されていることがみとめられる。

⁴⁷ これに対し、白書は「OECD移転価格ガイドラインは、無形資産の評価について、長期間における利益の推移を非関連者のそれと比較する方法が一つの一般的な方法として採られているとしている。この方法が実際的なものかどうかという点は疑問視されているが、比較対象取引がない場合に、それが独立企業の原則に違反することから適用不可能だとは述べていない。」としている。

⁴⁸ これは、OECD移転価格ガイドライン パラグラフ 6.32「取引時にその評価が極めて不確かである場合に、無形資産にかかわる関連者間取引の価格算定を税務当局が評価する際には、比較可能な状況において独立企業が行うであろう調整が求められるべきである。このように、独立企業が特定の見積りに基づいて価格を決定している場合には、当該価格の評価の際に税務当局は同じ手法を用いるべきである。そのような場合には、例えば、税務当局は、後知恵を使わずに、合理的に予測されたすべての変化を考慮して、当該関連企業が適切な見積りを行ったかどうかを調査するであろう。」からも明らか。

制改正においてドイツにおいても所得相応性基準が導入された。これは、企業活動のグローバル化がますます進展する中で、各国において無形資産取引に係る移転価格問題が顕在化し、議論されてきたことを反映するものといえるだろう。無形資産取引に係る移転価格問題が顕在化し、所得相応性基準の導入の是非について議論がされているのは日本においても同様である⁴⁹。

b. 日本における移転価格税制の執行状況の変遷

米国をはじめとする国際課税分野の時代的背景を反映して、1986年に日本において移転価格税制が法制化されたことは先に述べたとおりである。導入以降、時代の変遷と執行実務に基づく改正が施され、法制度の充実化が図られている（図表1を参照）。重要な改正のひとつとして、独立企業間価格算定方法に取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method。以下、「TNMM」）が追加されたこと（2004年度改正）⁵⁰があげられる。独立企業間価格算定方法については、次章において詳述するが、TNMMは営業利益水準をその算定の基礎としており、取引への直接的な関連性が低くなる一方で、課税所得の確定には直接的な関連性が強まるといえる。TNMMは、事前確認等においても最も使用されている独立企業間価格算定方法であり⁵¹、先に述べた2010年OECD移転価格ガイドラインの改定においても、その位置づけ等について重要な改正が加えられた。これは、移転価格税制の「国家間での課税所得の配分」という性質を色濃く反映するものと考えられる。

また、日本における移転価格税制の執行実務においても、現在に至るまで様々な変化が見受けられる。大きな特徴として、（1）対象企業の変化、（2）対象取引の変化、（3）更正金額の変化があげられる。

移転価格税制導入当初、課税実務の対象となったのは、高収益業種・高収益企業の製品取引が中心であり、外資系企業に対する処分が多く見られた。しかしながら、2000年以降に

⁴⁹ 2010年11月9日税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」

⁵⁰ 厳密に言えば、米国における利益比準法（CPM）とTNMMは異なるが、営業利益水準の評価手法であることにおいては同質である。日本においては、米国におけるCPMの導入から10年遅れての導入となった。渡辺裕泰「無形資産が絡んだ移転価格課税」ジュリスト1248号（2003）には、「無形資産が絡んだ取引について移転価格課税を行う場合、基本三法を適用するのは無理で、利益分割法か、米国が用いているCPM又はより厳密なTNMMしかない。我が国は、専ら利益分割法を用いており、CPM及びTNMMを認めていない。しかし、我が国も、従来の経緯へのこだわりを捨てて、利益分割法と並ぶ第4の手法として、TNMMを導入すべきである。」とある。

⁵¹ 国税庁「平成21事務年度の『相互協議を伴う事前確認の状況』について」を参照。

においては、日本企業に対する処分が多くみられ、対象業種も拡大し、名古屋局・大阪局における処分事案も増えている。また、2000年以降においては、役務提供取引・ロイヤルティ取引等を対象とする処分事案も増加している。さらに、2005年以降は日本企業を対象とした巨額の処分事案が増加した。

図表8は、2005年以降の新聞報道による移転価格更正事案を示している。役務提供取引・ロイヤルティ取引等を対象とする処分事案も増加していることは表からも明らかであるが、実際には、製品取引とされている事案でも無形資産が大きく関連しているものも多い。このような事案は、更正金額が多額となっているものが含まれるため、その認識・評価について納税者と国税当局との見解が異なるとして、後に税務争訟へと発展した事案もある⁵²⁵³。本稿において取り上げるTDKの裁決事案（2005年課税処分）は、そのひとつである。

図表8 日本における主な移転価格更正事案⁵⁴

| 年月 | | 会社名 | 対象取引 | 所得額（百万円） | 管轄国税局 |
|-------|-------|----------|-----------|----------|-------|
| 2010年 | 9月 | ダイセル化学工業 | 製品 | 3,400 | 大阪 |
| | 8月 | パナソニック | 製品（寄附金） | 22,000 | 大阪 |
| | 7月 | イビデン | 製品・ロイヤルティ | 4,900 | 名古屋 |
| | 6月 | 商船三井 | 荷役料金（寄附金） | 10,500 | 東京 |
| | 5月 | 味の素 | ロイヤルティ | 3,700 | 東京 |
| | 4月 | 京セラ | 製品・ロイヤルティ | 5,000 | 大阪 |
| | 4月 | 東レ | 原材料 | 税額で5,200 | 東京 |
| | 3月 | コマツ | 製品 | 17,400 | 東京 |
| | 2009年 | 8月 | アシックス | ロイヤルティ | 4,000 |
| 2008年 | 7月 | デンソー | 製品・ロイヤルティ | 15,500 | 名古屋 |
| | 6月 | ダイキン工業 | 製品・ロイヤルティ | 7,800 | 大阪 |
| | 6月 | 三菱商事 | 役務提供 | 11,600 | 東京 |
| | 6月 | 三井物産 | 役務提供 | 10,700 | 東京 |
| | 4月 | ホンダ | 製品・ロイヤルティ | 140,000 | 東京 |
| | 4月 | 高島屋 | 商標 | 295 | 大阪 |
| | 2月 | 信越化学工業 | ロイヤルティ | 23,300 | 東京 |

⁵² 2010年10月現在において公表された移転価格訴訟事案は4件と必ずしも多くないが、相互協議が成立しづらい国に所在する国外関連者等との取引については、納税者に二重課税の問題が残り、提訴等の国内救済手段に依らざるを得ないことから、訴訟等の件数も増えると思料される。これまでの日本における移転価格処分事案においては、企業が税務効率性の向上を意図して移転価格を調整したものと必ずしも言えず、その点においては前述の米国における無形資産取引を通じた国外への所得移転事案とは性質を異にするといっている。

⁵³ 武田薬品工業は、プレスリリースにおいて、相互協議の決裂に伴い異議申し立て手続きを再開することを表明している。「移転価格税制に基づく更正処分にかかる相互協議の終了と異議申し立て手続きの再開について」http://www.takeda.co.jp/press/article_47318.html

⁵⁴ 内容は新聞報道による。2010年10月20日現在。2010年における寄附金課税の事案も、実態として移転価格更正の性質を持つことからリストに含めている。

| | | | | | |
|-------|-----|------------|-----------|---------|-----|
| 2007年 | 6月 | F.C.C. | ロイヤルティ | 7,300 | 名古屋 |
| | 6月 | 三菱商事 | 役務提供 | 8,900 | 東京 |
| | 6月 | 三井物産 | 役務提供 | 8,200 | 東京 |
| | 5月 | アイホン | — | 300 | 名古屋 |
| 2006年 | 12月 | 日本電産 | 小型モーター | 6,900 | 大阪 |
| | 6月 | ソニー・SCEI | 製品・ロイヤルティ | 74,400 | 東京 |
| | 6月 | 三菱商事 | 役務提供 | 4,900 | 東京 |
| | 6月 | 三井物産 | 役務提供 | 5,000 | 東京 |
| | 6月 | 武田薬品工業 | 製品 | 122,300 | 大阪 |
| | 5月 | リンナイ | ロイヤルティ | 400 | 名古屋 |
| | 3月 | 上村工業 | ロイヤルティ | 2,400 | 大阪 |
| | 3月 | カプコン | ロイヤルティ | 5,100 | 大阪 |
| | 3月 | ワコー | ロイヤルティ | 1,480 | 大阪 |
| | 1月 | 浜松ホトニクス | 光関連製品 | 1,400 | 名古屋 |
| 2005年 | 6月 | TDK | 電子部品材料 | 21,300 | 東京 |
| | 6月 | ソニー | ロイヤルティ | 21,400 | 東京 |
| | 5月 | 日本金銭機械 | 紙幣鑑別機 | 3,400 | 大阪 |
| | 3月 | 京セラ | 電子部品 | 24,300 | 大阪 |
| | 3月 | メリルリンチ日本証券 | デリバティブ | 60,000 | 東京 |

c. 無形資産取引に係る移転価格問題を取り巻く国際的な状況の現在

前述したとおり、2010年における移転価格ガイドラインの改定において、第9章「事業再編に係る移転価格の側面」が加えられた。これは、多国籍企業のグループが、機能やリスクの限定的な子会社への転換などの形式を利用した事業再編を通じて、税負担を軽減するタックス・プランニングを広く行ってきたことをうけて、このような問題を移転価格税制の観点から検討するものとして加えられた規定である。また、そのようなタックス・プランニングには、無形資産に係る問題が絡む可能性が高いことは既知のとおりである⁵⁵。

なお、2010年改定において、第6章「無形資産に対する特別の配慮」は見直されていないが、OECD租税委員会第6作業部会で無形資産に関するプロジェクトが進行中であり、移転価格税制における無形資産の取扱いに係る規定を、無形資産の範囲、評価等の観点から検討することが公表されている⁵⁶。具体的には、第6作業部会による取組課題として、無形資産の絡む移転価格問題の分析フレームワーク、無形資産の定義、特定分野における無形資産

⁵⁵ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 9.1 には「事業再編とは、多国籍企業による機能、資産又はリスクの国境を越えた再編と定義される。事業再編は、価値ある無形資産の国境を越えた移転を伴うかもしれないが、常にそうとは限らない。」とする。

⁵⁶ 2011年1月25日「TRANSFER PRICING AND INTANGIBLES: SCOPE OF THE OECD PROJECT」において、プロジェクトの範囲が公表された。

http://www.oecd.org/department/0,3355,en_2649_45675105_1_1_1_1_1,00.html

産⁵⁷、無形資産の移転、（法的所有者ではない者が）無形資産から生ずる利益の分配を受ける権利、費用分担取極め、無形資産の評価等が上げられている。

⁵⁷ 該当分野として、研究開発活動、無形資産と役務提供の区分、マーケティングに係る無形資産等があげられている。

II. 問題の所在

i. 無形資産の定義

前章において無形資産の重要性について説明したが、無形資産とは何なのかについては触れていない。そもそも、無形資産を見る視点として、経営者の立場、投資家・消費者の立場、政府の立場に違いがある⁵⁸。本節においては、異なる視点に立つ場合の無形資産として、事業活動における無形資産（経営者の立場）、財務会計上の無形資産（投資家・消費者の立場）、及び移転価格税制上の無形資産（政府の立場）に関して、その定義・範囲について考察する。

a. 事業活動における無形資産

事業活動における無形資産として、狭義にあげられるのは、知的財産法の分野における無体財産権である。欧州委員会の資産分類（2003）では、企業の資源の基盤を以下の4つの資産に分類しており、ここにおける無形資産は知的財産法の分野における無体財産権を示している。

- (1) 有形資産（物理的資産、金融資産）
- (2) 無形資産（重要な供給契約、登録可能な知的資産、その他の知的資産）
- (3) 無形能力（コンピテンシー・マップ）
- (4) 在的な能力（リーダーシップ、モチベーション、組織などに加えて、文化、経営理念）

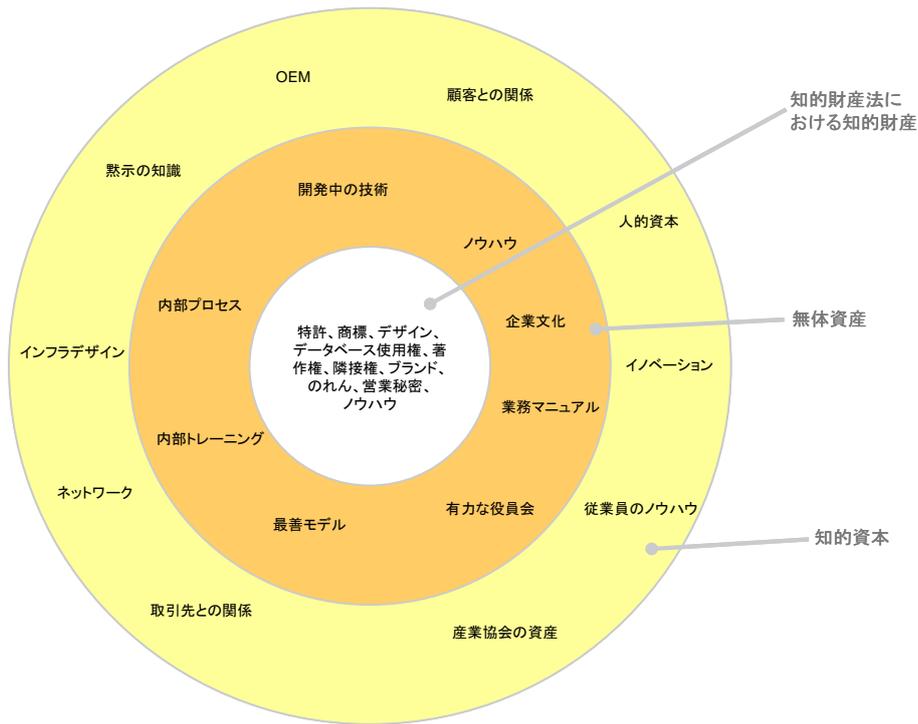
上から下の資産に向かうにつれて、ソフト度が増し、企業の固有性が高まるものと見られており、上から下に向かうにつれて、資産の識別可能性と評価の難度も大きくなる。無形資産に基づく企業の価値創造活動を重視する動きの中で、(3)や(4)のカテゴリーに属する「資産」と他のカテゴリーに属する「資産」との間のホリスティックな関係に注目が集まっており、事業活動における無形資産は、無形資産の複合性・複層性・相互依存性を重視する視点から、広義には(3)及び(4)をも含む企業の価値創造プロセス全体を指す意見もある。

事業活動において、財・サービスの差異性を生み出し、企業の価値創造に貢献するものを全て無形資産として捉える立場である。

図表9は、事業活動における無形資産を例示するものであるが、事業活動においては、円に描かれる全ての資産が無形資産であり分離できないものとする傾向が強い。このような視点は、後に記述する移転価格税制上の無形資産にも共通して見られるものである。

⁵⁸ 刈屋「企業の価値創造経営プロセスと無形資産—CERM・ROIAMアプローチ」経済産業研究所(2006)

図表9 事業活動における無形資産⁵⁹



b. 財務会計上の無形資産

財務会計の主な目的は、企業のステークホルダーに対して会計情報を提供することであり、ステークホルダーへの情報提供機能及びステークホルダーとの利害調整機能を果たす。財務会計における無形資産の問題は、その解決が急務とされており、日本においても議論中である⁶⁰。

財務会計上、無形資産の具体的な定義は与えられていないが、「識別可能な資産のうち物理的実体のないものであって、金融資産でないもの」と考えられている。財務報告の目的から、一般に、経済的便益をもたらす蓋然性が高く、取得原価の測定可能性⁶¹が担保されることを条件として無形資産が認識されており、財務諸表に計上される無形資産はある程度限定的であるといえる。

⁵⁹ John Henshall, “OECD review of Chapter VI: Intangibles,” Transfer Pricing International Journal, August 27, 2010 をもとに筆者作成。

⁶⁰ 企業会計基準委員会により、2007年12月に「無形資産に係る論点の整理」が発表。

⁶¹ いわゆる自己創設のれんの計上の問題がしばしば議論される。財務会計上は、原則として、自己創設のれんの計上を認めていない。

図表 10 は、日本の会計基準、国際財務報告基準、及び米国の会計基準における無形資産に係る規定項目等について纏めたものである。

図表 10 財務会計上の無形資産

| 日本 (現在議論中－ASBJ) | 米国 (FASB-ASC Topic350) | 国際会計基準 (IAS38) |
|--|--|---|
| 無形資産についての一般的な定義は明示的には示されていない。 「営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。」（企業会計原則 第三 4 (一) B) | 無形資産は「物理的実質を欠く資産（金融資産を除く。）」（FASB-ASC Topic350) | 無形資産は「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」（IAS38) |
| 「資産」＝「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」 「経済的資源」＝「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉」 | 資産＝「過去の取引又は事象の結果として、特定の企業により獲得又は支配され、かつ期待される将来の経済的便益をいう。」 | 資産＝「過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源をいう。」 |
| 資産の認識（実現主義） (1) 客観性 (2) 測定可能性 | 資産の認識要件 (1) 資産の定義を満たすこと（定義の充足性） (2) 十分な信頼可能性をもって測定できる属性を有すること（測定可能性） (3) それに関する情報が利用者の意思決定を変える能力を有すること（意思決定関連性） (4) 表現が忠実で、検証でき、かつ中立であること（信頼性） | 無形資産の定義を充足するために備えている必要がある要素 (1) 「識別可能性」があるためには、分離可能であること、又は、契約又はその他の法的権利から生じるものであることが必要である。 (2) 「支配」は、対象となる資源から生ずる将来の経済的便益を獲得する力を有し、かつそれらの便益を他者が利用することを制限できる状態を意味する。 (3) 「将来の経済的便益」には、製品又はサービスの売上収益、費用節減、あるいは企業による資産の使用によってもたらされる将来の利益が含まれる。 |

c. 移転価格税制上の無形資産

移転価格税制上の無形資産については、明確な定義が与えられていないのが現状であるが、その範囲は、非常に広範であるといえる。日本の規定においても、米国及び OECD の定める規定においても、無形資産の種類を例示列挙しているに過ぎず、範囲を限定していない。

移転価格税制上の無形資産は、企業の所得に貢献する重要な価値を有する資産全てを含むと解され、この意味では、広義における事業活動上の無形資産と同質である。

日本の移転価格税制の適用に係る無形資産の範囲は、法律及び政省令においては規定されておらず、広範なものとなっている。措置法通達（法令解釈通達）66 の 4(3)-3「比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素」において、「売手又は買手の果たす機能」を諸要素の一つとして掲げ、「売手又は買手の果たす機能の類似性については、売手又は買手の負担するリスク、売手又は買手の使用する無形資産（著作権、基本通達 20-1-21 に定める工

業所有権等⁶²のほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。) 等も考慮して判断する」と定めている。さらに、移転価格事務運営指針 2-11「調査において検討すべき無形資産」⁶³では、「調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、例えば、次に掲げる重要な価値を有し所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意する。」として、次の3つのカテゴリーに分類される無形資産を対象とする⁶⁴。

- ・ 技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等
- ・ 従業員等が経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の企業活動における経験等を通じて形成したノウハウ等
- ・ 生産工程、交渉手順及び開発、販売、資金調達等に係る取引網等

また、米国財務省規則 § 1.482-4(b)及び OECD ガイドライン第 6 章においても、無形資産の定義についてそれぞれ記述されているが、範囲を限定していないことは上述したとおりである。図表 11 において、日本、米国及び OECD の定める無形資産に係る規定を纏めている。

⁶²非居住者・外国法人に対して支払われる使用料の所得税の源泉徴収の対象に関する法人税基本通達 20-1-21（工業所有権等の意義）は次を例示する。

- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等
- ・ 生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等
- ・ ノーハウ、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザイン

⁶³ 移転価格事務運営指針は、2001年6月1日に制定・施行され、都度、整備・改正されている。最終改正は2011年10月27日。なお、2-11は2007年6月改正。

⁶⁴ 移転価格事務運営指針別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例 10 において以下のことわりが設けられている。「事務運営指針 2-11 の前段部分は、無形資産が関係する取引が複雑・多様化してきていることから、調査に当たり、無形資産と法人が得る利益との関係を多角的に検討するため、無形資産の形態等に着目して分類したものであり、無形資産の定義を新たに設けたものではない。」

図表 11 移転価格税制上の無形資産

| 日本の移転価格税制 (措置法通達、事務運営指針) | 米国の移転価格税制 (米国財務省規則§1.482-4(b)) | OECDガイドライン (OECDガイドライン第6章) |
|--|--|---|
| <p><措置法通達></p> <ul style="list-style-type: none"> • 著作権 • 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等 • 生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等 • ノーハウ、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザイン • 顧客リスト • 販売網等の重要な価値のあるもの <p><事務運営指針></p> <ul style="list-style-type: none"> • 技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等 • 従業員等が経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の企業活動における経験等を通じて形成したノウハウ等 • 生産工程、交渉手順及び開発、販売、資金調達等に係る取引網等 | <p>無形資産とは以下のものを含み、かつ、個人の役務とは関係なく重要な価値を有する資産をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特許、発明、方式、工程、意匠、様式、ノウハウ・著作権、文学作品、音楽作品、芸術作品 • 商標、商号、ブランドネーム • 独占販売権、ライセンス、契約 • 方法、プログラム、システム、手続き、キャンペーン、調査、研究、予測、見積もり、顧客リスト、技術データ • その他の類似項目（あるものの価値がその物理的屬性ではなく、その知的内容又は他の無形資産から派生している場合、上記の各項目に類似しているとみなされる。） | <ul style="list-style-type: none"> • 特許、商標、商号、意匠、形式 (¶6.2) • 文学上・芸術上の財産権、ノウハウ、企業秘密 (¶6.2) • コンピューターソフトウェア (¶6.3) • マーケティング上の無形資産（商標、商号、顧客リスト、販売網、重要な宣伝価値を有するユニークな名称・記号・写真） (¶6.4) • ノウハウや企業秘密は商業上の活動を助け、または向上させる財産としての情報又は知識である。 (¶6.5) • ノウハウは経験から得られるものであり、製造者が単なる製品の検査や技術の進歩に関する知識から知ることができないものを意味する。 (¶6.5) • ノウハウは特許権によりカバーされない秘密工程、秘密方式及び産業上、商業上、又は学術上の経験に関するその他の秘密情報を含むかもしれない。 (¶6.5) |

d. 小括－無形資産の定義に係る問題の難しさ

無形資産は、そのそもそもの特性（無形であること）から、その定義付けが非常に困難である。事業活動における無形資産、財務会計上の無形資産、及び移転価格税制上の無形資産に共通していえるのは、価値の創造に関連するものとして無形資産を捉えていることである。しかし、その定義において、無形資産は（将来的な）収益の源泉であるということのほか、明確な説明がないように思われる。この定義は、解釈によって、その範囲が大きく変化することを示唆している⁶⁵。

また、事業活動における無形資産及び移転価格税制上の無形資産は、より広範に範囲を捉えており、財務会計上の無形資産はより限定的に範囲を捉えていることも先に述べた。また、前者と後者の違いとして、前者が無形資産を総合的・包括的に捉える傾向にあるのに対し、

⁶⁵ Monique van Herksen, Marc Levey, and Richard Fletcher, “Identifying, Valuing, and Migrating Intangibles: Trouble Ahead,” Tax Management Transfer Pricing Report, January 31, 2008 では、「実際、現在の理論のもとでは、どんな付加価値活動も無形資産と誤って捉えられるかもしれない。」としている。

後者は個別的に捉えている。移転価格税制に関わる実務において、独立企業間価格の算定には、企業（検証対象者及び比較対象者）の財務情報が用いられるが、その基礎となる財務会計上の無形資産と、移転価格税制上の無形資産とで、捉え方が異なることも、問題の難しさを示すものといえる。

移転価格税制における無形資産の取扱において、しばしば問題とされるは、いわゆるオフバランス（財務会計上は認識されない）の無形資産で、独立企業間価格の算定にあたっては無形資産として評価されるものであり、代表的なものとしてマーケティングに係る無形資産、ノウハウ等があげられる。

ii. 無形資産の所有権

無形資産の定義と併せて、無形資産の重要な論点とされてきたのが、無形資産の「所有権」である。独立企業原則に基づく独立企業間価格の算定は、使用する資産、果たす機能及び負担するリスクに見合うリターンを各当事者が得るべきであるというコンセプトに基づいて行われることは先に述べたが、所得相応性基準に見られるように、無形資産に帰属すべき所得は無形資産の所有者が保有するという考え方がある。ここで、独立企業間価格の算定において、無形資産の「所有権」が大きな意味を持つことは明白である。無形資産の所有権に関しては、大きく分類すると法的所有権（Legal Ownership）と経済的所有権（Economic Ownership）という二つの考え方があり、以下でその概要を説明する。

a. 法的所有権（Legal Ownership）

法的所有権とは、特許等の法的に保護された権利を持つ、またその法的な権利を取得・維持するための費用を負担している側に無形資産が帰属するという考え方である⁶⁶。これに基づけば、仮に移転価格税制の対象となる企業グループ内取引に係る無形資産がひとつ存在し、企業グループ内の取引の一方の会社が当該無形資産を法的に所有・管理している場合、当該会社に法的所有権が通常帰属することから、取引の他方の会社は無形資産を持たないという意味で、移転価格税制の対象となる取引は比較的単純な構造に帰着する。

b. 経済的所有権（Economic Ownership）

経済的所有権とは、法的所有権から離れて、価値のある無形資産を形成し、またその価値を維持・高揚させることに企業の経済活動を通じて「貢献」している側に無形資産が帰属す

⁶⁶森信夫『無形資産・サービス取引のグローバルマネジメント』（2004）

るという考え方である⁶⁷。経済的所有権では、関連者双方に無形資産が帰属するということになることが多く、移転価格税制の対象となる企業グループ内取引がより複雑な構造をもつことになる。日本においては、経済的所有権の考え方が相対的に強いといわれており、その根拠は前述の移転価格事務運営指針 2-11 等にも求められる。

c. 移転価格税制の執行における所有権の判定

移転価格税制の執行において、私法において明確化された法的所有権は、当然に無視できないものとして取り扱われるが、法的所有権のみならず経済的所有権も考慮されてきた⁶⁸。むしろ、実態としては、上述のとおり、経済的所有権を重視する傾向にある⁶⁹。この点、米国財務省規則 § 1.482-4(f)(3)(i)(A)においては、「当該管轄区域内で有効な知的財産法に従った無形資産の法的所有者または契約条件もしくはその他の法的規定に従って、無形資産を構成する権利の所有者は、そのような所有権の基礎となる取引の経済的実質と矛盾しない限りにおいて、482 条上の無形資産の唯一の所有者であるとみなされる。もし、知的財産法または契約条件もしくはその他の法的規定に従って無形資産の所有者が特定できない場合において、すべての事実及び状況に基づいて、当該無形資産を支配する関連者が 482 条上の唯一の所有者であるとみなされる。」としており、法的所有権が直ちに無形資産の所有権を決めるのではなく、無形資産に対する「支配」がその所有権を決めると考えられていると解することができる。

⁶⁷森信夫『無形資産・サービス取引のグローバルマネジメント』（2004）

⁶⁸OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 6.3 には法的所有権及び経済的所有権の双方について言及がある。「開発者は、…、自己及び他のメンバーのために、自己の名前で結果として生じる無形資産の法律上、経済上の所有権を取得することを意図して研究開発を行うかもしれない。」

⁶⁹中里実『金融取引と課税』有斐閣（1998）では、「経済的な権利の帰属と、（私）法的な権利の帰属とが、一致させられるべきかである、分離されるべきかという問題は、そのような問題の設定の仕方自体が不適切なのではなかろうかと思われる。移転価格課税において経済的な権利の帰属を考えるのは（経済的な権利の帰属ということを考えること自体に意味があるためではなく）当事者間のローヤルティー等に関する価格設定が適切であるかを判断するための前提としてあるにすぎない。そして、移転価格課税自体が当事者間で私法上合意された価格を否定する制度なのであるから、そのような価格づけの適正さを判断するための前提に関する判断に際して、法的な権利の帰属に縛られる必要性は必ずしもなかろう。」としている。但し、このような考え方に、法的所有権をおろそかにしているとの批判も少なくない。

しかしながら、経済的所有権や「支配」という概念については、その判定が主として「経済的実態」に基づくため、明示的な基準がないのも実態である⁷⁰。移転価格問題に係る税務争訟において、経済的所有権に基づき無形資産に帰属する所得を算定するケースは少なくない。

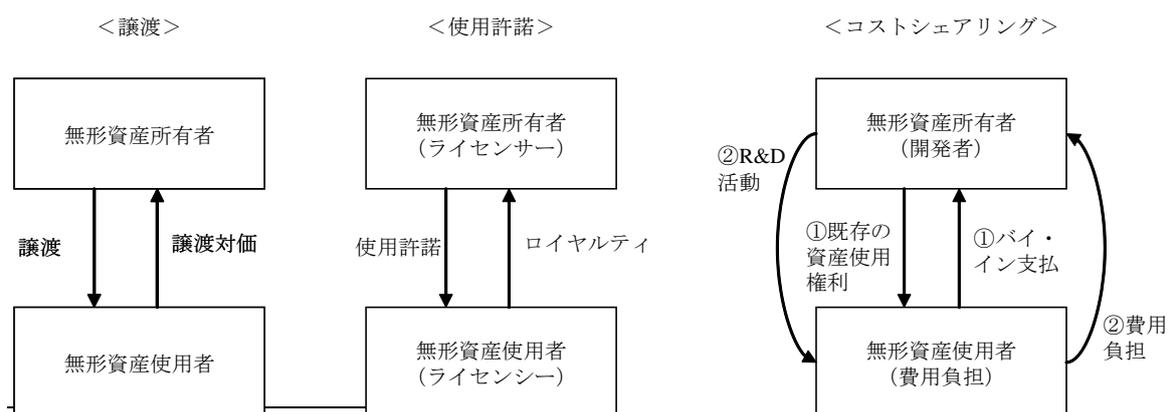
例えば、先に述べたマーケティングに係る無形資産で考えると、マーケティングに係る無形資産のうち、法的所有権が明確にされているものは限定されていると考えられる。このような場合、当該資産を無形資産として認識するならば、その所有権は「経済的な実態」に基づくものになるだろう。その判断において、一定の客観的な基準が担保されなければならないと考えるが、恣意的な判断を排除することが難しいとも考える。

特に所得相応性基準の予定する定期的調整のように、収益力が高いと判明した取引に対して、いわば事後的に独立企業間価格を算定する場合において、税務当局は、仮に法的所有権がその国の納税者にならば、経済的所有権を根拠に、当該納税者に無形資産の所有権を認めるかもしれない。マーケティングに係る無形資産（マーケティングインタンジブル）の絡む移転価格税務争訟は各国において起こっており、近年ではインド等の経済的發展が著しい新興国でも多くみられている⁷¹。

iii. 無形資産取引の態様

移転価格税制の対象となる一般的な無形資産取引として、主に図表 12 に示す 3 つの種類
の取引分類があげられる。以下において、それぞれの概要を説明する。

図表 12 無形資産取引の種類⁷²



⁷⁰ 例えば、無形資産に係る経済的所有権のひとつの論点として、無形資産の形成後の価値の向上への貢献をどう捉えるか、というものがある。実態としての把握またその定量化が難しいため、意見が分かれることが多い論点となっている。

⁷¹ Tamu N. Wright, “India Survey Shows Supreme Court Strike Of Marketing Intangibles Commentary,” Tax Management Transfer Pricing Report, October 21, 2011

⁷² コストシェアリングの概念図は単純化のため、開発者と費用負担者を分けている。

a. 無形資産の譲渡

無形資産の譲渡とは、無形資産の売却や現物出資などの所有権の完全な移転が起こる取引をいう。無形資産の譲渡時に、譲受者が譲渡者に対して譲渡対価を支払う取引である。

b. 無形資産の使用許諾（ロイヤルティ取引）

無形資産取引として、もっとも一般的なものは、無形資産の使用許諾（いわゆるライセンス）取引である。ライセンサーが所有する無形資産についての使用権をライセンシーに対して供与し、ライセンシーは対価として使用料（ロイヤルティ等）を支払う。使用料の支払形態については、一括支払、（ライセンシーの売上等に応じた）ランニングロイヤルティ等がある。

c. 無形資産の費用分担契約（コストシェアリング）

無形資産の費用分担契約（コストシェアリング。Cost Contribution Arrangements、以下、「CCA」）とは、無形資産の研究開発等にあたって、取決めに参加する複数の関連法人が、当該研究開発によって将来成果物として形成される無形資産から生じるものと見込まれる予想便益の総額を算出し、それに対して各法人の予測便益の額が占める割合に基づき、各法人が研究開発費などを分担する取決めにいう。当該契約の成果として各参加者は無形資産の持分権を取得する。

参加者は、参加に際して、既存の無形資産の使用権に対する対価としてバイイン支払を行うとともに、参加後は取決めに応じた研究開発費の費用負担をするが、ロイヤルティの支払は生じない。

CCAは、国境を跨いで行われる無形資産の共同開発等については、開発能力や便益の相互利用、事務的手続の簡便化（ロイヤルティやり取り）等の観点からメリットがあるといわれている。こうした観点から、移転価格税制上、関連企業が一定の要件を満たす費用分担契約を締結することによって、移転価格上の問題が生じないような仕組が講じられている⁷³。

⁷³ 費用分担契約の取極めについては、米国においては2009年1月施行の暫定規則、OECD移転価格ガイドラインにおいては第8章に規定されている。日本においては、事務運営指針2-14~2-18に規定される。

d. その他の取引と取引の再構築

上記のほかに、無形資産取引に係る移転価格を検討する際には、他の取引と一体化されて無形資産が使用されているケースを考える必要があるとされている⁷⁴。例えば、関連する財・サービスの取引とともにパッケージ価格となっているケース、複数の無形資産が一体化されて契約されているケース等がある⁷⁵。

また、無形資産取引に係る移転価格を検討する際、取引の前提となる取極めの確認が必要となる。無形資産取引に係る関連者間取引には、関連者間の関係による合理的な事業上の理由から、関連者は独立企業なら考えないような方法で移転を組み立てる場合がある⁷⁶。そのような取極めの場合、無形資産取引に係る独立企業間価格を算定する際に、参照できる比較可能な取引をみつけることが困難であるだろうし、取引の評価は複雑になるだろう。もしくは、そのような取極めに基づく無形資産取引は、上述の取引の態様には当てはまらず、移転価格税制の対象となる無形資産取引として認知することが困難かもしれない。

このような取引に対して、税務当局は独立企業間では見られないような取引であるから独立企業原則に則っていないと判断したり、もしくは、取引を擬制して、移転価格税制の対象となる無形資産取引に再構築（Re-characterization）をする可能性がある。これは移転価格税制の執行における無形資産の取扱いに関して最も争いのある議論のひとつといえる。

なお、このような議論に関して、OECD 移転価格ガイドラインは、それぞれ、次のとおり定める。

「独立企業原則を適用する上での実務上の困難は、関連者が独立企業ならば行わないであろう取引を行うことがあるという点である。そのような取引は、必ずしも租税回避を動機とするものではなく、多国籍企業グループの構成企業が互いに取引する場合に、独立企業とは異なる商業上の環境に直面しているために行われることがある。関連者間で行われた取引が、独立企業間ではほとんど行われない場合には、独立企業原則を適用することは困難になる。なぜならば、独立企業間であればどのような条件を設定したかについて、直接的な証拠がほとんど又は全くないためである。ある取引が独立企業間で見られないという事実だけでは、それが独立企業間のものではないということを意味しない。」⁷⁷

「税務当局による関連者間取引の調査は、通常、納税者が適用する方法が第2章で述べられている方法と整合的である限り当該方法を用い、納税者によって構築がなされたとおりに実

⁷⁴移転価格事務運営指針 2-8(1)

⁷⁵ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 6.17、6.18

⁷⁶ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 6.13

⁷⁷ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.1

際に納税者によって行われた取引に基づいて行われるべきである。例外的な場合を除き、税務当局は、実際の取引を無視したり他の取引と置き換えたりするべきではない。合法的な商業上の取引を再構築することは、完全に恣意的な行為であり、当該取引がどのように構築されるべきかについて他の税務当局と見解を共有できない場合には、二重課税が発生し、不公平が増幅しかねない。」⁷⁸

この問題については、次章以降において、実際の事例も踏まえ、さらに検討を加えることとする。

iv. 無形資産取引の評価方法

a. 移転価格税制における独立企業間価格の算定

日本の移転価格税制は、その仕組みとして、納税者の移転価格が独立企業間価格と異なる場合にはこれを独立企業間価格に引き直して申告する「申告調整型」⁷⁹であり、独立企業間価格として算定された、いわば擬制価格を基準とする「価格調整型」である。

従って、移転価格課税においては、課税の基準となる独立企業間価格がポイントとして算定される。ここでは、ひとつの取引における独立企業間価格がひとつに定まるということを想定していると考えられてきた。ポイントとしての独立企業間価格を、課税及び課税による調整の基準とする場合、その価格の計算が、課税要件となり、更正金額（追徴金額）を決定することとなるため、非常に大きな重要性をもつ。

特に、評価が難しい無形資産については、ポイントとしての独立企業間価格を算定することには難しさが伴うだろう。2011年税制改正において、このような背景もあり、「幅」の概念が取り入れられている⁸⁰。具体的には、措置法通達において、以下のとおり規定され、課税要件として、複数の独立企業間価格の幅が機能することとなる。

「措置法通達 66 の 4 (3) -4 (比較対象取引が複数ある場合の取扱い) 国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、

⁷⁸ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.64

⁷⁹ 一方、米国は否認型である。

⁸⁰ 幅の概念は米国及び OECD では以前から採用されている。米国では、1964年の財務省規則において「第4の方法」と位置づけられていた利益を指標とする CPM 及び PS 法が正式な独立企業間価格算定方法として採用され、ベストメソッドルールによって基本三法と実質的に同等な立場に置かれることとなった。これに伴って、正確でない比較対象取引の取扱いに対して幅の概念を用いた理論付けが行われた。OECD 移転価格ガイドラインは 1995年版ガイドラインにおいて幅の概念を導入している。

当該幅の中に当該国外関連取引の対価の額があるときは、当該国外関連取引については措置法第 66 条の 4 第 1 項の規定の適用はないことに留意する。」

但し、擬制価格である独立企業間価格（複数である場合は幅の内の一定のポイント）を使用して、課税金額が決定されることには変わりはない。以下において、法に規定される独立企業間価格の算定方法についてそれぞれの概要を説明する。続いて、次項において、無形資産の評価に係る一般的なアプローチを紹介し、実際に、無形資産取引に係る独立企業間価格を算定する場合には、法における算定方法をどのように適用するかについて検討する。

1) 措置法上の独立企業間価格算定方法

日本の移転価格税制上の独立企業間価格算定方法は、措置法 66 条の 4 第 2 項に規定されており、図表 13 に示すとおり、取引の種類に応じて区分されている（無形資産取引については、「棚卸資産の売買取引以外の取引」に係る独立企業間価格算定方法が適用される）⁸¹。法が定める独立企業間価格算定方法は、大きく分類すると、基本三法とその他の方法（基本三法に準ずる方法及びその他政令で定める方法）に分かれる。

基本三法は、独立企業間取引に係る価格もしくは利益を参照し、その比較において独立企業間価格を算定する方法である。比較対象取引に基づき、より直接的に取引に係る価格もしくは利益を決定することから、比較対象取引には高い比較可能性が要求される⁸²。比較可能性が満たされる場合は、理論的に独立企業原則に基づく独立企業間取引を算定するため、より有効な方法であるとされている。このような考えから、2010 年改定以前の OECD 移転価格ガイドライン⁸³及び日本における 2011 年税制改正前の措置法においては、基本三法が適用できる場合には、他の方法に優先して適用することとされていた。その他の方法には、（米国において所得相応性基準のための適用が想定され、）無形資産に係る独立企業間価格

⁸¹ 立法技術上の問題から分割して規定されたものであり、算定手法に実質的な違いはない。

⁸² OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.33 「独立企業原則の適用は、一般に、関連者間取引の条件と独立企業間取引の条件との比較の上に成り立っている。この比較を有効なものとするためには、比較対象とされる状況についての経済的に関連する特徴が十分に比較可能でなければならない。比較可能であるとは、比較対象の状況における差異が、特定の方法の下で検討されている条件（例えば、価格や利益）に重要な影響を与えない、又は当該差異の影響を取り除くために相当程度正確な調整が可能である、ということの意味する。比較可能性を確保するためにどのような調整が必要かという点を含め、比較可能性の程度を決定する際には、独立企業が潜在的取引をどのように評価するかという点について理解する必要がある。」

⁸³ OECD ガイドラインに規定される独立企業間価格算定方法は、措置法が定める算定方法と同様である。

算定方法として、実務の場においては多用されてきた TNMM 及び PS 法が含まれるが、これは、基本三法が適用できない場合に限り使用できるものと位置づけられてきた。

実際の世界では、多国籍企業グループはそれぞれ独自のビジネスを行っており、その独自性ゆえに収益をあげることが可能ともいえる。当然、そのような取引について、基本三法の適用にたえうる比較対象取引を選定することは困難であるか不可能である場合が多い。そのような場面では、その他の方法を適用することとなり、実務においては、その導入以降 TNMM の適用が増えている⁸⁴。

OECD 移転価格ガイドラインは、2010 年の改定において「取引単位利益法（TNMM 又は PS 法）の方が伝統的取引基準法（基本三法）よりも適切であると考えられる状況がある」とし、独立企業間価格の算定方法の選択は「特定の事案において最も適切な方法を見出すことを常に目指している」として、適用順位を廃止し、いわゆるベストメソッドルールを採用した⁸⁵。これを受け、日本においても税制改正がされ、措置法が規定する方法から最も適切な方法を適用するベストメソッドルールが採用されている⁸⁶。

図表 13 措置法が定める独立企業間価格算定方法（2011 年税制改正前の適用順位）⁸⁷

| | 棚卸資産の売買取引 | 棚卸資産の売買取引以外の取引 | 適用順位 |
|---|--|---|-------------|
| ① | 基本三法 <ul style="list-style-type: none"> ● 独立価格基準法（CUP 法） ● 再販売価格基準法（RP 法） | 基本三法と同等の方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 独立価格基準法と同等の方法 ● 再販売価格基準法と同等の方法 | ②及び③に優先して適用 |

⁸⁴ 渡辺裕泰「無形資産が絡んだ移転価格課税」ジュリスト 1248 号（2003）「IRS は、移転価格税制執行の困難性を克服しようとして、より実務的かつ効率的な手法を模索した結果、企業単位又は事業セグメント単位で営業利益率を比較する CPM を考案したのだというのが私の見解である。」

⁸⁵ 改定以前は、（米国の所得相応性基準への批判を背景に）OECD 移転価格ガイドラインも日本と同様の適用順位であり、利益法はラストリゾートとして位置づけられていた。この点に関し、水谷年宏「国際課税をめぐる最近の状況について」租税研究 2011 年 9 月号（2011）では、「形重視から質重視への変更」と説明している。

⁸⁶ 「独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。」（措置法第 66 条の 4 2 項柱書）

⁸⁷ 米国財務省規則において、無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法については有形資産取引とは別の規定が設けられている。CUT 法、CPM、利益分割法、その他の方法の 4 種類が挙げられており、適用に関して優先劣後はない。

| | | | |
|---|---|--|----------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 原価基準法（CP法） | <ul style="list-style-type: none"> ● 原価基準法と同等の方法 | |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本三法に準ずる方法 ● 独立価格比準法に準ずる方法 ● 再販売価格基準法に準ずる方法 ● 原価基準法に準ずる方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本三法に準ずる方法と同等の方法 ● 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 ● 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 ● 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 | ②と③の適用 に関して優先 劣後関係はな い。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ● その他政令で定める方法 ● 取引単位営業利益法（TNMM） ● 取引単位営業利益法に準ずる方法 ● 利益分割法（PS法） | <ul style="list-style-type: none"> ● その他政令で定める方法 ● 取引単位営業利益法と同等の方法 ● 取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法 ● 利益分割法と同等の方法 | |

2) 各独立企業間価格算定方法の概要⁸⁸

以下において、措置法が定める独立企業間価格算定方法について、それぞれ概要を説明する。

①独立価格比準法（CUP法）

CUP法とは、特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額に相当する金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。

CUP法は、検証対象取引において移転された資産または役務の価格を、比較可能な状況の下で比較可能な独立企業間取引において移転された資産または役務の価格と比較する方法であり、独立企業間取引が、取引される資産または役務、当事者が遂行する機能、契約条件、当事者の経済状況、及び当事者が遂行している事業戦略等の観点から、検証対象取引と比較可能であれば、CUP法が適用される。

CUP法は、比較可能な独立企業間取引を見出すことができる場合には、最も直接的かつ信頼性のある方法で望ましいと考えられている⁸⁹が、一方でそのような比較対象取引を見出すことが困難であるという実態がある。

②再販売価格基準法（RP法）

RP法とは、国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額から通常の利潤の額を控除して計算した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。

⁸⁸ 法制上の観点から、棚卸資産の売買取引に係る算定手法を説明しているが、上述の通り、無形資産取引においても、算定手法に実質的な違いはない。

⁸⁹ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.2

RP法の適用上、次の二つの条件のうち、いずれかを満たす場合には、検証対象取引が比較対象取引と比較の可能とされる。すなわち、1) いかなる差異も検証対象取引及び比較対象取引の再販売利益率に重大な影響を与えない、または、2) そのような差異の重大な影響を排除するために相当程度正確な調整を行うことができることである。

RP法は通常、関連者から棚卸資産を購入し、製品に対し加工や付加価値を加えることなく独立第三者に再販売する検証対象者に対して適用される。つまりRP法は、再販売者が販売する製品に対して多くの価値を付加しない場合に最も適切な方法となる。再販売者が果たす機能により製品に多くの付加価値が加えられる場合は、再販売に係る適切な利益率を算定することが困難となる。

RP法は、販売活動に適用される場合、最も有用な方法と考えられている⁹⁰。類似の機能を果たすことに対する報酬が、異なる活動であっても同じになる傾向にあるという前提に基づいており、比較可能性の検討にあたっては、CUP法に比して製品の差異の重要性が小さくなる⁹¹。但し、利益に影響する他の要因（活動の水準、契約内容、市場等）では、厳格な比較可能性を要求されることに変わりはなく、差異がある場合は相当程度正確な調整を行うことが必要になる。従って、比較対象取引の選定、並びに選定された取引に対する差異の調整には困難が伴うことが少なくはない。また、総利益水準で比較するため、費用の計上に係る会計処理が異なる場合にも、差異の調整が必要とされる⁹²。

③原価基準法（CP法）

CP法とは、国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取引の原価の額に通常の利潤の額を加算して計算された金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。

CP法の適用上、次の二つの条件のうち、いずれかを満たす場合には、検証対象取引が比較対象取引と比較の可能とされる。すなわち、1) いかなる差異も検証対象取引及び比較対象取引のコストマークアップ率に重大な影響を与えない、または、2) そのような差異の重大な影響を排除するために相当程度正確な調整を行うことができることである。

CP法は、検証対象者が果たす機能が比較的単純であり、かつ重要な無形資産を有していない場合において、最も信頼できる結果を導き出す方法である。典型的に、CP法で検証対象者となるのは、原材料を独立第三者から購入して製品を製造し、関連者に販売する企業であ

⁹⁰ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.21

⁹¹ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.24, 2.25

⁹² OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.35

る。また、CP法は、一般的に製造業者、加工業者、役務提供者等の通常の利潤の額を算定するために適用される。

CP法は、半製品が関連者間で販売される場合、関連者間取引が役務提供取引である場合に有用であると考えられている⁹³。RP法と同様に、類似の機能を果たすことに対する報酬が、異なる活動であっても同じになる傾向にあるという前提に基づいており、比較可能性の検討にあたっては、CUP法に比して製品の差異の重要性が小さくなる。但し、CP法は、その適切な適用、特に原価の決定においていくつかの難しい点があると考えられている。これは、原価がいずれの年度においても原価が利益の決定要因になるとは限らないこと（特殊の事例による期間比較に対する影響）、原価の水準と市場価格の間に関連性が認識できないような状況も生じうること（特殊の事例による利益比較に対する影響）等があるからである⁹⁴。従って、利益に影響する他の要因（活動の水準、契約内容、市場等）では、厳格な比較可能性を要求されることには変わりはなく、差異がある場合は相当程度正確な調整を行うことが必要になるため、比較対象取引の選定、並びに選定された取引に対する差異の調整には困難が伴うことが少なくはない。また、総利益水準で比較するため、費用の計上に係る会計処理が異なる場合にも、差異の調整が必要とされることもRP法と同様である⁹⁵。

④利益分割法（PS法）

PS法は、一つもしくは複数の関連者間取引に起因する合算利益もしくは損失が、当該合算利益もしくは損失への各関連者の貢献の相対的価値に基づき、独立企業間価格で配分されているか否かを分析する方法である。営業利益もしくは損失への寄与度は、各関連者が果たす機能、負担するリスク、使用した資産等に基づいて測定される。各関連者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額、及び各関連者の貢献度合いを測定しうるその他の適切な要素が、利益もしくは損失の配分基準として施行令に定められている。

PS法の主な長所は、一面的な方法が適切でないであろう高度に統合された事業活動に対する解決策となることとされる⁹⁶。また、PS法は、独立企業においては見られないような関連者の特殊でユニークな状況を考慮に入れることにより柔軟性を有するものであり、また、関連者間取引の双方の当事者が評価対象となることから（検証対象者でない）一方の当事者

⁹³ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.39

⁹⁴ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.43

⁹⁵ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.46

⁹⁶ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.109

に極端な結果が生じる可能性が低いとされている⁹⁷。但し、利益の配分が、関連企業自体の間の指標に基づいて分割されるため、独立企業間価格に対する直接的な証拠がなく、また、その適用の難しさも指摘されている⁹⁸。

なお、日本の移転価格税制上、現在規定されている PS 法は以下の 3 種類である。2011 年税制改正前は、PS 法としての規定はあったものの、その下位の具体的な算定方法について法令では明確化されていなかった。2011 年税制改正において、重要な無形資産の絡む取引で使用することを前提とする残余利益分割法を含め、以下の方法が法令化されている。

<比較利益分割法>

比較利益分割法は、国外関連取引と同種または類似の資産の非関連者による販売等（比較対象取引）に係る所得の配分に関する割合に応じて、国外関連取引の当事者に帰属する利益を計算する方法である。

<貢献度利益分割法>

貢献度利益分割法は、国外関連取引に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる指標（支出した費用の額、使用した固定資産の価額等）に応じて国外関連取引の当事者に帰属する利益を計算する方法である。

<残余利益分割法（RPS 法）>

RPS 法は、2つの段階を経て、国外関連取引に係る所得を分割する方法である。第一段階では、当事者の国外関連取引に係るユニークではない貢献に対する独立企業間報酬が比較対象取引を参照して算定される。第二段階では、第一段階の分割後の残余利益等を当該残余利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる指標（支出した費用の額、使用した固定資産の価額等）に応じて国外関連取引の当事者に分割する。RPS 法は、一般に、国外関連取引の当事者の双方が所得の発生に貢献する重要な無形資産を有する場合に適用される。

⑤取引単位営業利益法（TNMM）

TNMM は、2004 年 4 月 1 日に、措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項が改正されたことにより独立企業間価格の算定方法として適用することが可能となった。TNMM とは、国外関連者との取引において企業が獲得すべき営業利益率水準を取引単位ごとに検証を行う算定方法である。営業利益水準での検証を行うという意味では米国における CPM と同様である。但し、CPM が会社単位もしくはセグメント単位での利益水準を検証することを想定しているのに対して、TNMM はあくまで取引単位での利益水準の検証を前提としている。

⁹⁷ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.112, 2.113

⁹⁸ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.111, 2.114

具体的に、措置法施行令では、製造、輸出、棚卸資産の再販売取引についての独立企業間価格の算定に TNMM を利用することができることが規定されている。TNMM の適用においては、利益水準指標 (PLI) を用いて、検証対象者と比較対象者の PLI を比較することにより、独立企業間価格を算定するが、PLI として売上高営業利益率及びトータルコストマークアップ率 (営業利益/総費用) が認められている。

TNMM は、比較可能性の観点において CUP 法、RP 法及び CP 法よりも柔軟な性質を有している。理由として、(a) 機能の差異は、しばしば販売管理費の差異に反映されるため、類似する企業においては、各々の売上総利益率には大きな幅があったとしても、営業利益のレベルではほぼ近似しているであろうこと、(b) 費用計上区分 (売上原価に計上又は販売管理費に計上) に係る会計方針の相違により、売上総利益は影響を受けるが、営業利益は影響を受けないこと等が挙げられる⁹⁹。また、取引の一方の当事者を検証対象者として、当該検証対象者の財務情報を検証することから、取引の他方の当事者が複雑であり、相互に関連する活動を数多く行っている場合等においては有益であると考えられている。但し、TNMM においても、比較対象取引に係る情報の入手可能性の観点から、比較対象取引を見出すことが困難な場合がある¹⁰⁰。また、移転価格とは無関係である多くの要因が営業利益に影響するかもしれないという事実が分析の信頼性に影響を与える可能性があることも指摘されている¹⁰¹。

b. 無形資産の評価方法—財の価格決定アプローチ

独立企業間価格は、比較可能な状況下での比較可能な取引において、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考にして決定される価格である¹⁰²。従って、独立企業間価格とはすべて仮説の前提にたって算定されるもの¹⁰³であり、ここに課税庁の恣意が介入する余地がある。評価の難しい無形資産においては、特にこの問題が大きくなるといえる¹⁰⁴。

ここで、改めて、(法定の独立企業間価格の算定方法に限らない) 財の評価方法について検討し、独立企業間価格との関係について考察する。以下では、一般的な財の価格決定のア

⁹⁹ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.62

¹⁰⁰ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.65

¹⁰¹ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.66

¹⁰² OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.6

¹⁰³ 志賀櫻「移転価格税制の基本的諸問題・評論」租税訴訟 No.2/租税訴訟学会 (2008) によれば、独立企業間価格の概念そのものがそもそも虚構的性格をもつといえる。

¹⁰⁴ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 6.1

アプローチとして、マイクロ経済学に基づくもの、ファイナンス理論に基づくもの、財務会計上の公正価値評価方法¹⁰⁵に基づくものを紹介する。

1) ミクロ経済学アプローチ

マイクロ経済学の基礎的な概念を用いれば、財の価格は市場における需要と供給の均衡によって決定される。ここで、①財が大量かつ質的に同質であること、②不特定多数の当事者が市場に参加していること、③参加者の入退出は自由であること、及び④情報の伝達は直ちに行われることが、市場の前提条件として想定されている。しかしながら、このような完全市場はモデルとしての市場であり、実際に、移転価格税制の対象となる財は、不完全競争下にあり差別財であることが多く、また観察される価格は事後的に決定される。このアプローチでは、納税者が申告時に「比較可能な状況下での比較可能な取引において、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考にして決定される」独立企業間価格を算定することは不可能であるように思われる¹⁰⁶。

また、完全市場ではない場合の財の価格決定モデルとして、ゲーム理論の枠組みが使用できるかもしれない。しかしながら、ゲーム理論においても、財の価格が必ずしも一意には決まらず¹⁰⁷、取引条件の複雑性等によれば正しくゲームを組み立てることも困難であるといえる。

¹⁰⁵ 現在、世界的に適用が行われている国際財務報告基準（IFRS）においては、2011年5月に13号「公正価値会計」が発表されている。IFRSのもとでは、無形資産も一定の範囲内で公正価値で評価し、財務諸表に計上することとされている。なお、日本においては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められており、近く強制適用が予定されていた（一部では2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されていた）が、これに対し、2011年6月に金融担当大臣自見庄三郎氏が会見を行い、現在は、強制適用時期の延期が見込まれている。
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>

¹⁰⁶ 但し、移転価格税制における独立企業間価格算定方法の土台として、「財の価格は市場において決定される」というマイクロ経済学の基本原理が用いられており、後述の公正評価アプローチ（マーケットアプローチ）もこのような経済学上の考え方に基づくものといっている。これは、本質的な独立企業間価格の算定の難しさを示していると考えられる。

¹⁰⁷ 例えば、ゲームを簡易化して、2人プレーヤーによる複占市場の（継続企業の前提による）繰り返しゲームを想定する。繰り返しゲームにより導かれる均衡はかならずしもひとつではなく、一意性を保障するものではない。これは、ポイントとしての独立企業間価格を算定することの非現実性を示唆するものといえるかもしれない。

2) ファイナンスアプローチ

ファイナンス理論のひとつとしていわゆる資産価格決定理論がある。ここでは、詳細を省き単純化してしまうと、特定の資産について、当該資産から生じる将来の収益を測定し、それを現在の価値に引き直して合計したものが、当該資産の価値（価格）となるとするものである。これは、いわゆるディスカウント・キャッシュ・フロー法（Discounted Cash Flow Method。以下「DCF法」）であるが、その前提として、①将来の収益を合理的に予測できること、②何らかの割引率を用いて現在価値を算定することができることが求められている。

仮に、独立企業間価格の算定方法として DCF 法を使用する場合、価格を直接的な比較で決定しないため、将来の収益の予測及び割引率による現在価値計算が独立企業原則に基づくものとなるか、が問題になると考えられる¹⁰⁸。将来の収益の予測及び割引率による現在価値計算には、恣意的な評価が含まれる虞があり、また、計算の複雑性から（税務当局及び納税者双方の）事務負担も相当程度見込まれるといえる。

3) 公正価値評価アプローチ

一般に公正価値測定の評価手法として、3つのアプローチがあげられる¹⁰⁹。すなわち、①マーケットアプローチ、②コストアプローチ、及び③インカムアプローチである。各アプローチの概要は、以下の通りである。

- ① マーケットアプローチは、市場価格を参照して価値を評価する手法であり、市場における同一のあるいは類似性の高い資産を調査、情報収集、分析することにより、価格を算定。
- ② コストアプローチは、コストの値に基づき価値を評価する手法であり、資産を再構築・再取得するために必要なコストを算定し、価格を算定する。
- ③ インカムアプローチは、収益に基づき価値を評価する手法であり、無形資産の保有によって将来に亘って発生する収益（便益）を現在価値で価格を算定する方法と、資産から発生する超過収益額を基礎に価格を算定する方法が考えられる。なお、資産の保有によ

¹⁰⁸ OECD 移転価格ガイドライン 第三章「比較可能性分析」において「極めて不確実な当初の評価及び予測不能な事象」についての記述がされている。

¹⁰⁹ 国際財務報告基準（IFRS）13号「公正価値会計」（2011）においても当該アプローチが規定されている。

って将来に亘って発生する収益（便益）を現在価値で価格を算定する方法は、前述のファイナンス理論に基づくものである。

公正価値評価アプローチは、財務会計上の資産の評価を想定していることから、より広い価格評価の問題をカバーできると考えられている。税法上の独立企業間価格算定方法も、解釈により、この3つのアプローチの融合であると考えられるだろう。CUP法、CP法、RP法、及びTNMMは比較法として、マーケットアプローチの意味合いを持つと解されるし、CP法及びTNMMは同時にコストアプローチの考え方も含んでいるといえる。また、利益法としてのTNMM及びPS法は、ある意味で、インカムアプローチにおける資産から発生する超過収益額を基礎に価格を算定する方法として捉えることができる。以下においては、無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法の実務的適用について、当該アプローチの観点も併せて検討する。

c. 無形資産取引に係る独立企業間価格算定方法の実務的適用

無形資産取引に係る独立企業間価格の算定には、その実態に鑑みれば、法の定める全ての方法が適用できるわけではない。OECD 移転価格ガイドラインでは、ベストメソッドルールの適用に際し、「各方法の長所・短所、特に機能分析によって判断される関連者間取引の性質に照らした方法の妥当性、選択された方法又はその他の方法を適用するのに必要な（特に、非関連の比較対象に関する）信頼できる情報の利用可能性、そして、関連者間取引と非関連者間取引との比較可能性の程度（両者の重要な差異を除去するために必要となる比較可能性の調整の信頼性を含む。）を考慮に入れるべきである。」としており、また「全ての起こりうる状況に適用できるような方法は1つも存在せず、特定の方法が状況に適さないということを証明する必要もない。」としている¹¹⁰（日本においても、2011年税制改正により、同様の内容が措置法66の4(2)-1（最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項）に規定された）。

ここで無形資産取引に係る独立企業間価格の算定に使用されうる算定方法について検討する。措置法通達66の4(6)-6（無形資産の使用許諾等の取扱い）では、「無形資産の使用許諾又は譲渡の取引について、独立価格比準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引に係る無形資産と同種であり、かつ、比較対象取引に係る使用許諾又は譲渡の時期、使用許諾の期間等の使用許諾又は譲渡の条件が国外関連取引と同様であることを要することに留意する。また、無形資産の使用許諾又は譲渡の取引について、原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引

¹¹⁰ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 2.2

に係る無形資産と同種又は類似であり、かつ、上記の無形資産の使用許諾又は譲渡の条件と同様であることを要することに留意する。」としており、CUP法及びCP法の適用可能性があることを示している。これは、前述のマーケットアプローチ及びコストアプローチに該当する。しかしながら、無形資産の固有性、及び関連者間の無形資産取引における取極めの特殊性に鑑みれば、無形資産取引に関して、比較対象取引を検索するのは非常に困難になるだろうことから、実際の適用には困難が伴うことが考えられる¹¹¹。

従って、一般的には、先に述べたとおり、PS法及びTNMMのような利益法が用いられてきた¹¹²。このアプローチは、インカムアプローチにおける資産から発生する超過収益額を基礎に価格を算定する方法として考えることができる。特にRPS法¹¹³及びTNMMは「無形資産」に帰属する収益を、無形資産によらない「通常の利益（ルーティン利益）」を差し引いて計算するものとしては同質である。

措置法通達66の4(4)－5（残余利益分割法）¹¹⁴では、「利益分割法の適用に当たり、法人又は国外関連者が重要な無形資産を有する場合には、分割対象利益のうち重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額を当該法人及び国外関連者それぞれに配分し、当該配分した金額の残額を当該法人又は国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する方法により独立企業間価格を算定することができる。（注） 当該重要な無形資産の価値による配分を当該重要な無形資産の開発のために

¹¹¹ 濱田明子『国際的所得移転と課税』法令出版（2010）は「棚卸資産取引以外の人的役務提供取引や無形資産取引に対する基本三法の適用には限界がある」と指摘している。

¹¹² 赤松晃『国際課税の理論と実務（第3版）』（2011）によれば、「無形資産に係るロイヤルティに関する国税不服審判所の裁決例として独立価格比準法（CUP）を適用した2つの事例がある。しかしながら日本における移転価格税制の執行の歴史が比較的新しかった時期になされた課税処分であること、及び、平成16年（2004年）度税制改正により取引単位営業利益法（TNMM）が導入されていることに鑑みるならば、今日では、当該裁決例の対象となった特定の業界においても、裁決において示されている独立企業間料率として主張することは困難であると思われる。」とある。

¹¹³ 移転価格事務運営指針別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例8「無形資産は、その独自性・個別性（いわゆるユニークさ）により基本的活動のみを行う法人に比較して経済競争上の優越的な立場をもたらし得るという特徴を有しているために、無形資産が関係する国外関連取引に係る比較対象取引を選定することは困難な場合が多い。このため、法人及び国外関連者の双方が無形資産を使用する等により、双方による独自の価値ある寄与が認められる場合において、残余利益分割法の選定が適切となるときがある。」

¹¹⁴ 当該指針は、RPS法の法令化に先立って、2000年に措置法通達として設けられており、法令による明文化以前よりRPS法が適用されてきた。

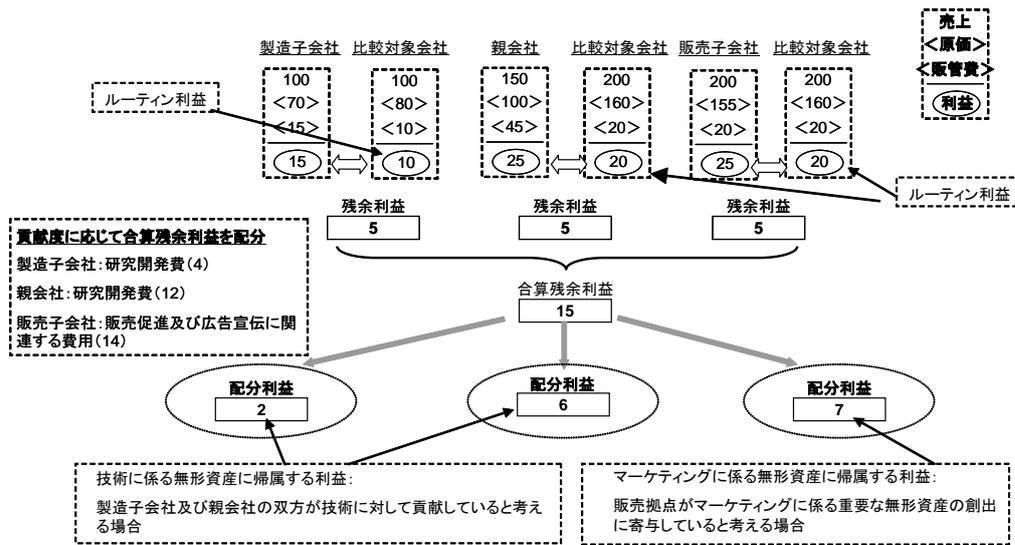
支出した費用等の額により行っている場合には、合理的な配分として、これを認める。」とあり、その適用が無形資産の絡む取引を想定していることを示している。

また、移転価格事務運営指針別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例6において、無形資産の使用許諾取引にTNMMを適用する事例を紹介しており、「本事例では、P社とS社との間の無形資産の使用許諾取引に係る対価を直接算定することに代え、比較対象取引の営業利益率によりS社の機能に見合う通常の利益を計算し、これを超えるS社の残余の利益を特許権及び製造ノウハウの使用許諾に係る対価の額として間接的に独立企業間価格を算定するため、S社を検証対象の当事者とする取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法として選定することが妥当と認められる。」としている。

以下、図表14において、3つのモデルにより超過収益額を基礎とした独立企業間価格算定方法の適用についてそのイメージを提示する。モデルのケースにおいて、図表3で紹介した20世紀型モデルを前提としており、親会社（日本法人）、製造子会社（外国法人）及び販売子会社（外国法人）の一連の取引を想定している。ここでは、製造子会社は、親会社の研究開発した技術を使用して製品を製造しており、これを親会社に販売している。そして、親会社は、当該製品を販売子会社に再販売し、販売子会社はこれを第三者に販売する（当該3者の中で、明示的に無形資産取引として考えられるものは、製造子会社と親会社との技術に係る使用許諾取引のみであろう）。

しかしながら、①のモデルにおいては、活動による貢献を認め、製造子会社、親会社及び販売子会社すべてに「重要な無形資産」があると考え、RPS法により利益を分割している。従って、結果として、製造子会社から親会社への追加ロイヤルティ（製造子会社における当初の残余利益5－残余利益のうち製造子会社に分割配分された利益2＝3）が発生しており、且つ、販売子会社におけるマーケティングに係る無形資産を認めていることにより、親会社から販売子会社へ当該無形資産に係る対価（残余利益のうち販売子会社に分割配分された利益6－販売子会社における当初の残余利益5＝1）を支払うことになる。このケースにおいては、企業グループの取引に係る合算利益65から、販売子会社に27、親会社に26、製造子会社に12が分割される。結果として、外国法人である販売子会社がマーケティングに係る無形資産を理由として、一番を多く利益を享受することとなった。

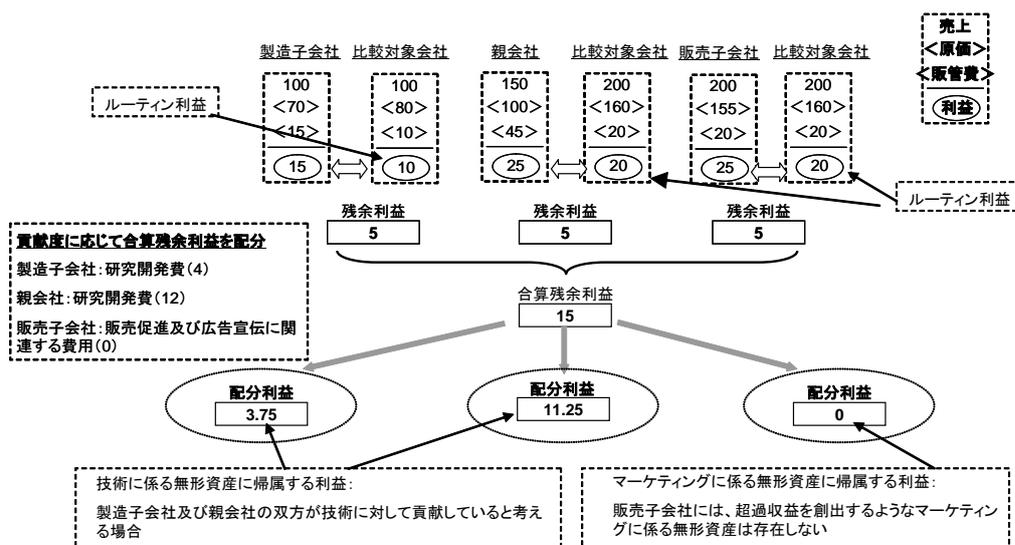
図表 14-① 超過収益額を基礎とする方法の適用イメージ (RPS 法)



次に、②として、販売子会社におけるマーケティングに係る無形資産を認識せず、販売子会社は通常の販売活動のみを行っている場合を想定する（他の条件は①と同様）。この場合、残余の利益は技術にかかる無形資産に貢献する製造子会社及び親会社で分割することとなる。その結果、製造子会社から親会社への追加ロイヤルティ（製造子会社における当初の残余利益 5－残余利益のうち製造子会社に分割配分された利益 $3.75=1.25$ ）が発生しており、且つ、販売子会社は超過収益分（販売子会社における当初の残余利益 5－残余利益のうち販売子会社に分割配分された利益 $0=5$ ）を親会社へ支払うことになる。販売子会社と親会社間の取引においては、一方の販売子会社に係る営業利益を比較対象会社により決定し、他方の親会社に超過利益を寄せる方法であることから、TNMMが適用されていると解する¹¹⁵ことができる（販売子会社から親会社への支払いは製品の価格の調整もしくは親会社の保有する販売活動に関連する無形資産を販売子会社で使用するものの対価と考えられる）。このケースにおいては、企業グループの取引に係る合算利益 65 から、販売子会社に 20、親会社に 31.25、製造子会社に 13.75 が分割される。外国法人である販売子会社がマーケティングに係る無形資産を認識しない結果、親会社が一番を多く利益を享受することとなった。

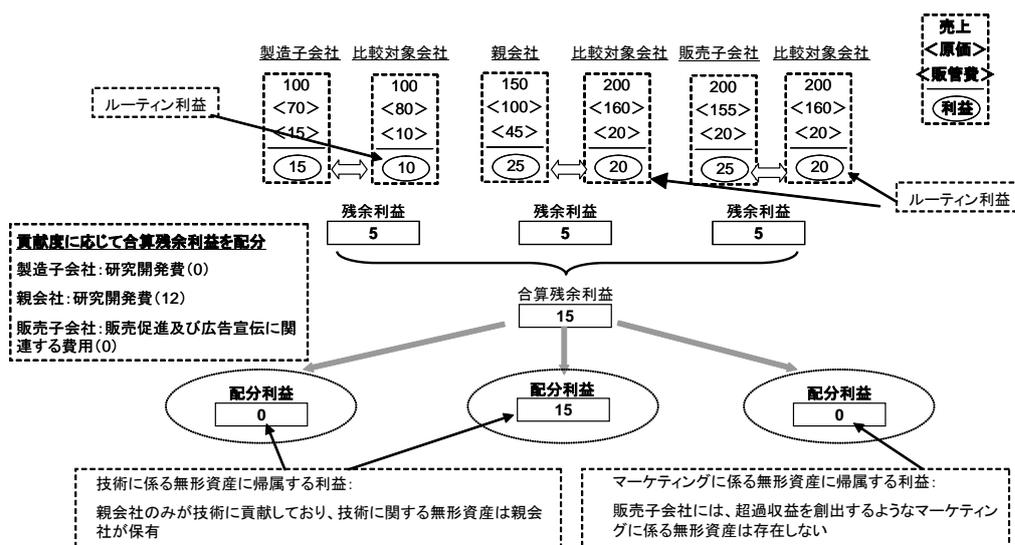
¹¹⁵ 措置法施行令 39 条の 12 8 号ハに定める RPS 法の規定においては、「(1) 及び (2) に掲げる金額につき当該法人及び当該国外関連者ごとに合計した金額がこれらの者に帰属するもの（下線筆者）」とあることから、一方にしか無形資産が認められない場合は RPS 法の適用はなく、双方に重要な無形資産がある場合のみに適用されると考えられる。

図表 14-② 超過収益額を基礎とする方法の適用イメージ (RPS法/TNMM)



最後に、③として、製造子会社及び販売子会社はどちらも通常の活動を行っており、重要な無形資産を保有していないことを想定したモデルを考える。このモデルにおいては、一方の営業利益を比較対象取引により決定し、他方に超過利益を寄せる方法であることから、製造子会社及び親会社間の取引、並びに販売子会社及び親会社間の取引双方に TNMM が適用されていると解することもできる。このケースにおいては、企業グループの取引に係る合算利益 65 から、販売子会社に 20、親会社に 35、製造子会社に 10 が分割される。親会社に全ての超過利益が分配されることから、親会社がさらに多く利益を享受することとなった。

図表 14-③ 超過収益額を基礎とする方法の適用イメージ (TNMM)



以上のモデルより、どのような無形資産を認識し、誰に帰属させるかにより大きく移転価格が変わり、当事者の所得が変化することが分かる。モデルにおいては、単純化のため、同様の比較対象取引を用い、同様の利益分割指標を用いているが、比較対象取引の選定（並び

に幅・ポイントの決定)及び(残余利益の分割に使用される)貢献度指標としての費用の範囲が異なれば、結果がまた大きく変わることはない。特に比較対象取引の選定に関して、税制改正により、ベストメソッドルールが採用され、独立企業間価格の幅が課税の判断の根拠として認められた背景として、比較可能性の高い比較対象取引を特定するのが難しい現実において、統計的手法を利用した複数の比較対象取引による独立企業間価格の算定を認め、比較対象取引の一定程度の比較可能性が担保されることを要求していることが考えられる。

v. 無形資産の絡む移転価格問題の整理

本章を振り返り、無形資産の絡む移転価格問題を、次のとおり、整理する。

(1) 無形資産の認識における問題

無形資産の定義がそもそも曖昧であるため、どのように識別し、認識するかが困難である。広義での無形資産を認識するか、狭義での無形資産を認識するかという問題がある。また、それを一体として捉えるのか、それともそれぞれ別個のものとして捉えるのかという問題もある。

さらに、その認識において、認識された無形資産の所有権を誰に認めるかということも論点になる。法的所有権及び経済的所有権の両方の観点から考えるのが実務的アプローチであるが、どちらを重視するかによって、関連者間の利益配分に影響を与えるため、移転価格税制の執行上の大きな問題となっている。

(2) 無形資産取引の把握における問題

無形資産の取引においては、無形資産の固有性並びに関連者間の無形資産取引に係る取極めの特殊性に留意して、取引を把握することが求められる。一方で、その把握において、無形資産の固有性並びに関連者間の無形資産取引に係る取極めの特殊性を根拠として、税務当局が、関連者間で合意された私法上の取引としての形態を否定し、「経済的実態」に引き直すものとして取引の再構築を行う場合があり、これが移転価格税制執行上の問題となっている。また、このような取引の再構築は、「経済的所有権」を根拠として行われることが多い。

(3) 無形資産取引の評価における問題

無形資産取引の独立企業間価格においては、主に利益法が用いられているが、利益法においては、どのように無形資産を認識し、どのように取引を把握するかにより、大きく算定結果が異なる可能性がある。独立企業間価格の算定においては、使用する資産、果たす機能及

び負担するリスクに見合うリターンを各当事者が得るべきであるというコンセプトのもとで、誰が、どこで、何を使って、何をしているかということの把握が、大きな影響を及ぼす。従って、上記（２）において指摘した取引の把握の難しさと相俟って、評価者によって大きく評価が分かれることが起こりうるのである。

また、技術的な問題として、具体的な手法（比較対象取引の選定、残余利益の分割に使用する貢献度指標の決定）によっても、大きく算定結果が異なる可能性があることにも留意が必要である。

III. 問題の研究

i. 無形資産取引等を通じた国外への所得移転

国際的には、多国籍企業のグループが、機能やリスクの限定的な子会社への転換等の形式を利用した事業再編を通じて、税負担を軽減するタックス・プランニングを広く行ってきたことで、無形資産取引等を通じた国外への所得移転が問題視されるようになってきた。

移転価格税制における独立企業間価格の算定は、使用する資産、果たす機能及び負担するリスクに見合うリターンを各当事者が得るべきであるというコンセプトが用いられることから、そのようなタックス・プランニングにおいては、自国より税率の低い軽課税国へ機能、リスク、もしくは資産の移転を行うことで、移転価格を通じてこれと相関して、自国の所得が当該軽課税国へ移転されることになる。国外への事業活動もしくは資産の移転は、移転価格税制のもとでの（所得・税収に係る）問題だけではなく、自国における雇用の問題も引き起こす¹¹⁶ため、多国籍企業が所在する国では重大な問題として取り扱われている。

本節においては、このようなタックス・プランニングが実際行われているかについて財務数値等からの定量的な検証を行い、次節においては、定量的な検証に基づく現状の認識を踏まえたうえで、無形資産が移転価格問題について判例等による定性的な検証を行うこととする。

a. 米国における無形資産取引等を通じた所得移転に関する研究

既述のとおり、無形資産の絡む移転価格問題は、米国においても重要論点として位置づけられてきた。上下両院合同租税委員会（Joint Committee of Taxation。以下、「JCT」という）は、移転価格税制に関し、1987年に白書を作成するなど、無形資産の絡む移転価格問題について、長きに亘り研究を行い、問題点の指摘及び改善への提言を行っている¹¹⁷。2010年7月22日に開催された米国下院歳入委員会の公聴会において、JCTスタッフが無形資産取引等を通じた所得移転に関して、証言を行っている。

¹¹⁶ David Wessel, “U.S. Firms Keen to Add Foreign Jobs,” Wall Street Journal, November 22, 2011 によれば、米国多国籍企業が2000年代において、アジアにおいて1,500,000人、ラテンアメリカにおいて477,500人の雇用を創出した一方で、自国においては864,000人の人員削減を行っているとされている（米国商務省のデータに基づくものとされる）。

¹¹⁷ 米国においては、他に、会計検査院（Government Accounting Office）による国外への所得移転の研究も継続的に行われている。例えば、2008年8月に公表されたレポート“U.S. MULTINATIONAL CORPORATIONS: Effective Tax Rates Are Correlated with Where Income Is Reported”においては、米国の多国籍企業について、国外所得と実効税率の関係について研究をしている。

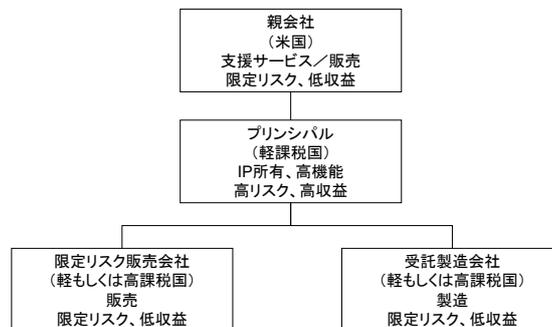
1) 無形資産取引等を通じた所得移転に関するケーススタディ

JCT スタッフの証言において、近年における米国多国籍企業の無形資産取引等を通じた所得移転に関するケーススタディの報告がされている。まず、ケーススタディの前提として、無形資産取引等を通じた所得移転が行われる基本的なモデルとして、図表 15 のモデルが紹介されている。当該モデルにおいては、軽課税国に収益性の高い機能を集中させ、軽課税国で無形資産を一括管理する一方、高課税国では機能を限定する。限定された機能の会社として、限定リスク販売会社や受託製造会社とし、移転価格の算定を単純化する¹¹⁸。取引としては、受託製造会社から軽課税国に所在する収益性の高い機能を果たすプリンシパル（基幹会社）に製品が販売され、当該製品がプリンシパルから親会社及び限定リスク販売会社に販売されることを想定している。（米国の観点で）移転価格税制の直接の対象となるのは、親会社がプリンシパルに対して行う支援サービス、プリンシパルから米国への製品の販売となる。

ここで、米国外での製品の販売に係る収益は、限定リスク販売会社、受託製造会社、及びプリンシパルで計上され、米国では計上されない。無形資産から生ずる収益もプリンシパルが享受することとなることとなるため、多国籍企業の親会社である米国において計上される収益は限定的となり、所得移転の可能性が考えられる。

以下において、このようなモデルを想定して選定された JCT のケーススタディを紹介し、検討を加える。

図表 15 無形資産取引等を通じた所得移転の基本モデル



2) ケーススタディの概要

報告されたケーススタディは、米国内外で活発な事業活動を行う 100 社から選定されている¹¹⁹。これらの多国籍企業においては、グループ連結（全世界）ベースで見た実効税率が米

¹¹⁸ 限定的な機能に対する限定的なリターンを、TNMMにより算定するパターンが多い。

¹¹⁹ 対象選定は、ランダム・サンプルによるものではない。

国における法定税率よりかなり低く、軽課税国への無形資産取引等を通じた所得移転が実態として起こっていると考えられる。

下表からも明らかな通り、サンプル 6 社について、次のような共通した特徴が見られる。

①税引き前利益（所得）のうちかなりの部分が、米国外で得られている。

②税引き前利益（所得）のうち米国外の占める割合が、売上のうち米国外の占める割合よりも大きい。

③米国外で得られた利益のうち、かなりの部分が、現地で留保・投資されており、米国に還流していない。

図表 16 JCTによるケーススタディの概要¹²⁰

| | Alpha | Bravo | Charlie | Delta | Echo | Foxtrot |
|------------------------------|-----------|--------------------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 業種 | 消費財 | 産業用財・サービス (高技術) | 産業用財 | 消費財 (高技術) | 消費財 (高技術) | 消費財 |
| 取引の態様 | 使用許諾 | CCA | 使用許諾 | 使用許諾 | 使用許諾 及びCCA | CCA |
| 売上 | \$100 bil | \$100 bil | \$100 bil | \$100 bil | \$100 bil | \$100 bil |
| (内米国) | 60% | 50% | 60% | 50% | 60% | 50% |
| (内米国外) | 40% | 50% | 40% | 50% | 40% | 50% |
| 税引き前利益 | \$8 bil | \$30 bil | \$7.5 bil | \$20 bil | \$25 bil | \$10 bil |
| (内米国) | 30% | 33% | 10% | 10% | 25% | 2% |
| (内米国外) | 70% | 67% | 90% | 90% | 75% | 98% |
| 実効税率 ¹²¹ | 15-20% | 20% | 10% | 10-15% | 20% | 16% |
| 還流されないオフショア利益 ¹²² | \$35 bil | \$60 bil | \$30 bil | \$80 bil | \$70 bil | \$50 bil |

ここで、採用された 6 社のサンプルから Delta 社を例として紹介し、軽課税国への無形資産取引等を通じた所得移転が起こる仕組みについて考察する。JCT による Delta 社に係る事業モデルの説明は以下のとおりである。

Delta 社（米国法人）は相当の時間及び金銭を投じて新規製品の研究開発を行っている高技術の消費財を扱う会社である。新規製品の研究開発が十分にすすみ、販売への方向性がみえた段階で、グループのオランダ法人にロイヤルティを対価として当該製品に係る知的財産権（Intellectual Property, IP）を使用（開発）する権利を与える。開発段階での供与は、製品

¹²⁰ Joint Committee of Taxation, “Present Law and Background Related to Possible Income Shifting and Transfer Pricing,” JCX 37-10, July 20, 2010 及び Martin A Sullivan, “Medtronic Moves Jobs, Profits Out of U.S.,” Tax Notes International, August 23, 2010 をもとに作成。数値は、（シミュレーションのための）概算値を使用している。

¹²¹ 米国における法定実効税率として 35%を想定。

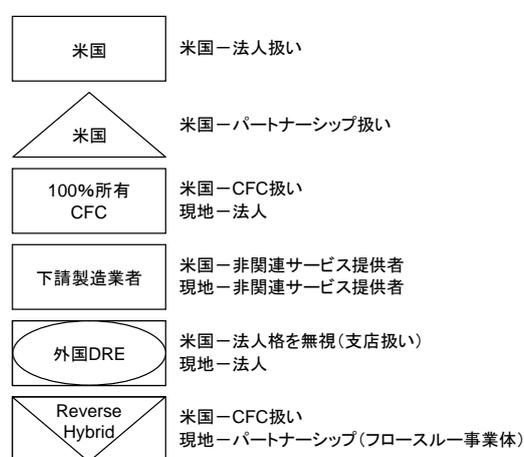
¹²² 1999 年からの累積金額を示す。

が完全に開発された場合のロイヤルティよりも低いロイヤルティを正当化するものとする。一方、米国での研究開発費は全て損金に算入する（税額を引き下げる）。

オランダ法人等の製造業者は、製品が第三者に対して販売する準備が整った段階で、Delta 社の IP を使用して製品を製造し、米国法人もしくは販売業者に販売する。オランダ法人はそのリスクが製造リスクのみであるにもかかわらず、高い利益を享受しており、これはオランダにおいて再投資され米国に還流されていない。調査対象期間におけるオランダでの税率は約 5% であった。その結果、Delta 社における税引き前利益のうち米国分は 10% 程度に過ぎず、米国に還流されない利益は 800 億ドルに上る。

図表 17 JCT によるケーススタディ-Delta 社

モデルで使用される図の説明¹²³



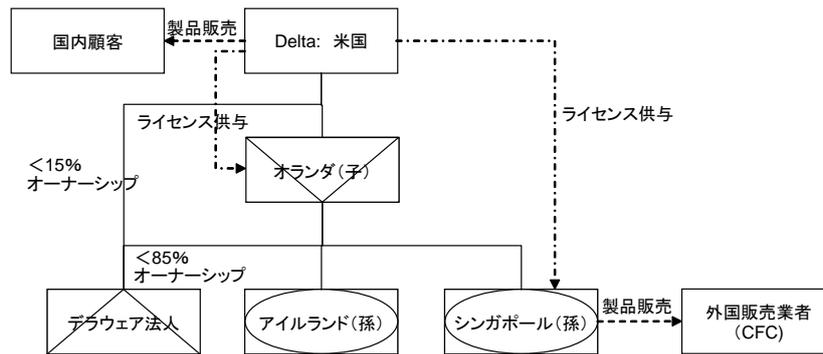
外国子会社合算税制の概要¹²⁴

- CFC がグループ内企業からロイヤルティを受領した場合、課税となる
- チェック・ザ・ボックス・ルールと CFC のルック・スルー・ルールを利用することにより、クロスボーダーの支払いについては現行法上では課税にならない
- 一般に、CFC が CFC 外で設立された法人又は者から購入し、それを CFC 外で設立された法人又は者に販売することによって得られる所得については、そのうちのいずれかの者が関連者である場合に対象となる
- CFC が製造業者の場合、現行の米国税制では米国での合算課税なし(製造業者適用除外)

¹²³ CFC は、被支配外国子会社 (Controlled Foreign Corporations) をさし、DRE は、法人格を無視される事業体 (Disregarded Entity) をさす。米国における外国子会社合算税制 (サブパート F) 対策として組織の形態が決定されている。このケースにおいては、一定の支店ルールに従って、チェック・ザ・ボックス・ルールを利用しており、製造業者適用除外と関連者間取引ルールによる適用除外を受けることができると考えられる。

¹²⁴ 川田剛「米国多国籍企業による所得移転-2010年7月22日JCTヒヤリング-」国際税務2010年7月号(2010)

Delta 社のケース¹²⁵



このケースにおいて、まず興味深いのは、外国子会社合算税制の枠組みを利用して、CFCにおける（いわゆる外—外の）取引を米国における合算対象とはしないように取引が構築されていることであろう。そして、移転価格税制の観点からは、米国と外国子会社とのライセンス供与において、その供与のタイミングを利用し、より低いロイヤルティを独立企業間価格として正当化する準備がされていることが論点となると考えられる。そもそも、開発途中でライセンスを供与した場合、開発終了に近いとはいえ、その時点の無形資産の価値はまだ開発終了後ほど高くないため、ロイヤルティは低くてよいといえるかもしれない。また、同時に、経済的所有権等を検討する際にしばしば議論になる「無形資産の形成後の価値の向上への貢献をどう捉えるか」という問題を惹起させるケースであるともいえる。もし、開発途中でライセンスを供与したオランダ法人により無形資産の価値の向上への貢献があったと認めるならば、オランダ法人はこの貢献に対して無形資産から生ずる収益を一定割合で享受すべきであり、従って、米国人に支払うロイヤルティは（その分）低くなっていてもいいということが理論的には可能である。

公聴会において、Delta 社を含む 6 社のケースを紹介し、証言を行った Thomas A Barthold 氏（JCT 事務局長）は、米国及び外国の多国籍企業において、移転価格税制の明確な適用ルールがないことにより、軽課税国への所得移転が可能になっているとしている。そして、これらの多国籍企業は、全世界ベースで見ると、米国で定められる法人税率よりもはるかに低い負担しかしていないと結論付けている¹²⁶。

¹²⁵ ①オランダ法人：持株会社—製造業務を行う、②デラウェア法人（LLC）：米国税務上はパートナーシップ、外国税法上は法人 管理及び無形資産のライセンス供与を行う、③アイルランド法人：支店扱い—ライセンス供与をうけ、製品の製造販売を行う、④シンガポール法人：支店扱い—ライセンス供与をうけ、製品の製造販売を行う

¹²⁶ 川田剛「米国多国籍企業による所得移転—2010年7月22日JCTヒヤリング—」国際税務2010年7月号（2010）

3) 米国企業の財務数値等にもみる所得移転の現状（ケーススタディ）

ここで、個別の米国企業の財務数値等を用いた分析を紹介したい。当該分析は、前述の2010年7月22日下院歳入委員会の公聴会において証言を行った Martin A Sullivan 氏が、JCT によるケーススタディの分析をうけ、後に行ったものである¹²⁷。

同氏は、事例として、Medtronic, Inc.（以下、「メドトロニック」）に係る分析を実施している。メドトロニックは世界的な医療機器メーカーであり、全世界 100 カ国超において、その製品を販売している。メドトロニックは、また、米国において移転価格に係る税務争訟が度々おきている企業としても有名である。同社の 2003 年年次報告書において、1997 年～1999 年の税額につき IRS より移転価格の調整を提示されたことが明らかである。また、2008 年に IRS が出した更正通知について、同年、税務裁判所に申立を行っており、2010 年 6 月 25 日に判断が下されている¹²⁸。当該事案において、IRS はメドトロニックのスイス子会社が既に存在していた無形資産を使用する権利の対価として 53.6 百万ドル支払うべきだったと主張しており、当該主張が受け入れられたものと考えられる¹²⁹。また、直近では、2010 年に IRS が出した更正通知について、2011 年 3 月 27 日に税務裁判所に申立¹³⁰を行っており、現在も係争中である。

Martin A Sullivan 氏は、詳細な機能分析及び財務分析なしでは移転価格を評価することは不可能であるが、JCT の 6 社のケーススタディのように、メドトロニックの数値は潜在的に移転価格を通じた所得の移転が起こっていることを示唆するものであると指摘している。以下において、同氏が分析に使用した数値を紹介する。

図表 18-①は、メドトロニックの実効税率の推移を示しており、図表 18-②は米国外の活動に起因する実効税率の削減を示している。図表 18-①においては、2000 年以降メドトロニックの実効税率が大幅に低下してきていることを示している。特に 2000 年代後半には、米国における税率と比較して、かなり低い水準となっている。また、これに符号するように図表 18-②において、2000 年代後半の数値が伸びている。2000 年当初は、ほぼゼロに近い

¹²⁷ Martin A Sullivan, “Medtronic Moves Jobs, Profits Out of U.S.,” Tax Notes International, August 23, 2010。以降のグラフは、同記事（数値は、メドトロニックの年次報告書の数字に基づく）を参照し、筆者が作成したものである。なお、Martin A Sullivan 氏は、後の誌面でマイクロソフト社に係る分析も行っているが、本稿では割愛する。

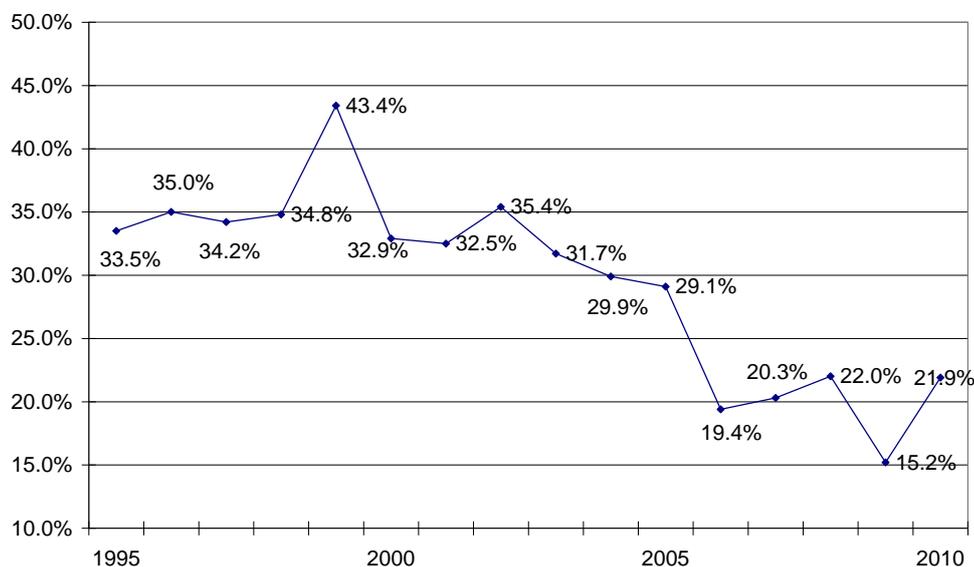
¹²⁸ *Medtronic Inc. v. Comr., T.C.*, No. 17488-08, joint status report filed 6/25/10

¹²⁹ Tamu N. Wright, “Medtronic, IRS Reach Tax Court Settlement For Buy-in, Agreement Covers 1997-2008,” Tax Management Transfer Pricing Report, July 29, 2010

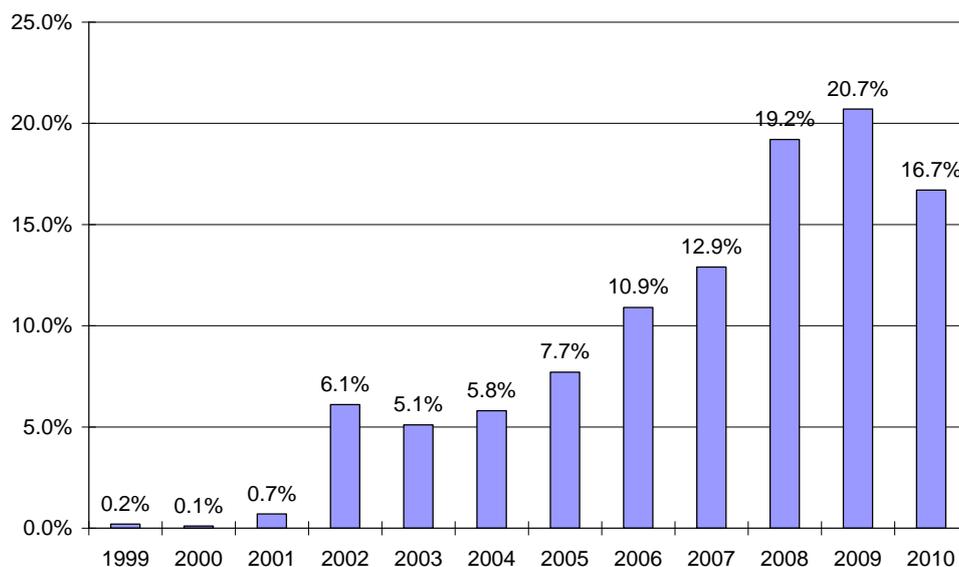
¹³⁰ Docket No. 6944-11

水準であったものが、2008年及び2009年においては20%に近い数値となっており、実効税率の低減が主に国外での活動に起因していることが明らかである。

図表 18-① メドトロニック－実効税率の推移

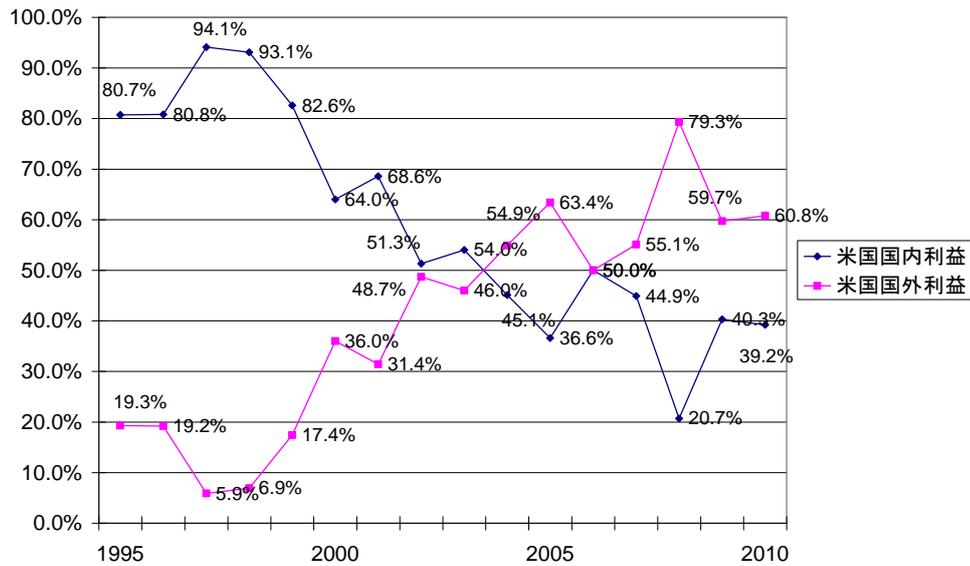


図表 18-② メドトロニック－国外での活動に起因する税率の削減

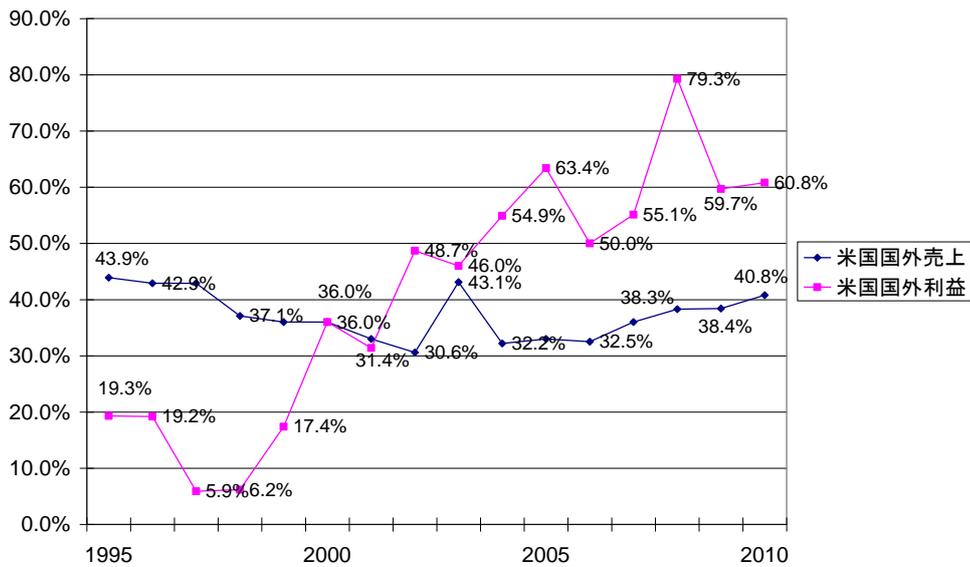


次に、図表 18-③は、メドトロニックの連結利益のうち米国国内及び米国国外の割合を示すものであり、図表 18-④は、メドトロニックの米国国外の活動割合を売上及び利益で示すものである。図表 18-③において、2004年に米国国外利益の割合が米国国内利益の割合を超過し、以降、米国国外利益の割合の方が多くなっている。一方、図表 18-④をみると、売上ベースでは、米国国内の割合は一定水準を保っているように見受けられる。売上ベースにおける米国国外の割合が40.8%であるのに対し、利益ベースにおける米国国外の割合が60.8%であることは、事業の実態があまり変わらないにもかかわらず利益が国外へ移転されていることを示唆しているかもしれない。

図表 18-③ メドトロニックー利益の国内割合



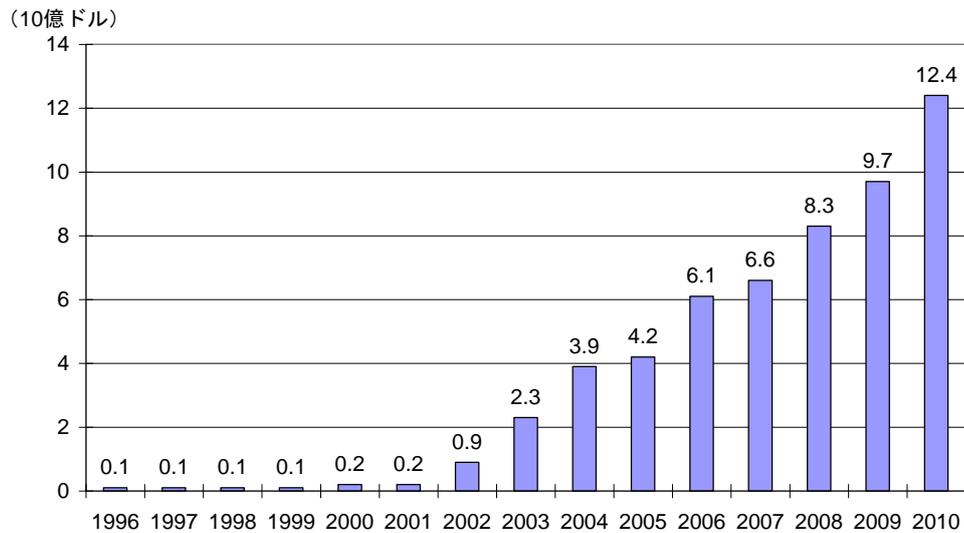
図表 18-④ メドトロニックー国外活動の割合 (売上及び利益)



最後に、図表 18-⑤では、(米国国外での利益割合が増えた結果として) 国外で留保された累積利益を示している。2000年以降、国外で留保され米国に還流されない利益は増加し続けていることが分かる。なお、2006年において増加幅が少ないのは、2006年に同社が雇用創出法の規定を利用し、米国へ933.7百万ドルの利益の還流を行ったためである¹³¹。

¹³¹ 2004年雇用創出法では、米国多国籍企業に海外子会社の収益の還流を促し、これによって米国での投資と雇用創出を増加させることを意図した特別規定が定められた。当該規定によって、米国多国籍企業は海外子会社からの受取配当の85%を米国の課税所得から控除することが可能になった。

図表 18-⑤ メドトロニックー国外で留保された累積利益



4) 小括ー米国企業における所得移転の現状

JCTによるケーススタディ及びメドトロニックの分析から、米国においては、税務効率性を追求するためのタックス・プランニングが活発に行われ、現行の税法の枠組みの中で、無形資産取引等を通じた所得の国外への移転が起こっていると観察できる。これは、「意図された」所得の国外への移転が起こっていることを示唆するものと捉えることができる。

次項においては、JCTによるケーススタディ及びメドトロニックの分析を参考に日本における所得移転の現状について検証を行う。

b. 日本企業における所得移転の現状

米国において高度に技術化されたタックス・プランニングが活発に行われてきた一方で、日本の企業においては、それほど活発にタックス・プランニングが行われていないというのが、一般的な見解である。本節においては、この見解について、財務数値等を用いた分析により検証する。

1) 日本企業の税務効率性

まず、無形資産がその経営に大きな影響を与えることが認知されている製薬業界を例にとり、税務効率性を検証している¹³²。図表 19 においては、分析の前提に基づき選定された製

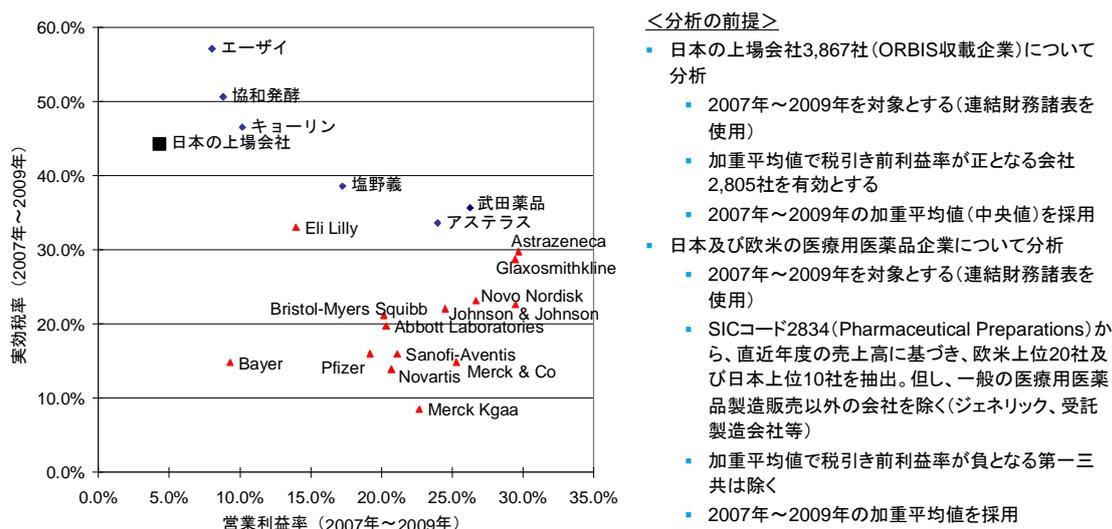
¹³² 分析には、ビューローヴァンダイク社のデータベース ORBIS を使用した。ORBIS は、5,000 万社超の企業の情報を収載する全世界ベースのデータベースである。当該データベースには、各地における情報提供者より寄せられた企業情報及び財務情報が搭載されており、日本企業は上場及び未上場企業含めて約 50 万社が収載されている。なお、本分析は 2010 年 11 月に実施している。

薬業界における代表的な企業について、営業利益率及び実効税率¹³³を示している。なお、その比較において、日本の上場会社を対象とした分析も行い、全ての産業における状況との比較も併せて示している。

図表 19 から明らかなとおり、同業界における比較に関しては、欧米の製薬会社が総じて低い実効税率を示す一方で、日本の製薬会社はその収益性に拘らず比較的高い実効税率を示している¹³⁴。これは、日本の製薬会社においては、それほど活発なタックス・プランニングが行われていないということを示唆している。

また、製薬業界における企業は全て日本の上場会社（中央値）と比して高い営業利益率を計上している。重要な無形資産を基盤に行う事業であり高付加価値産業であることを裏付けているといえる。日本の上場会社（中央値）は 44.3% を示しており、日本の法定実効税率が約 40% であることに鑑みれば、日本企業は税を支払い過ぎているともいえ、ほとんどタックス・プランニングが行われていないことを示唆するものであるといえる。

図表 19 製薬業界における日本企業の税務効率性



2) 日本企業の財務数値等にもみる所得移転の現状 (ケーススタディ)

次に、Martin A Sullivan 氏によるメドトロニックの分析を参考として、特定の日本企業を対象として類似した分析を行った。分析対象企業として、HOYA 株式会社 (以下、「HOYA」)、武田薬品工業株式会社 (以下、「武田薬品」) 及び TDK 株式会社 (以下、

¹³³ 当該分析及び以降の分析において、便宜的に、実効税率は連結財務諸表における税引き前利益に対する法人税等の額の割合を示すものとする。

¹³⁴ 法定実効税率約 40% を基準とすると、これより高い実効税率の会社と低い実効税率の会社とのばらつきはある。

「TDK」)を取り上げている。本分析においては、それぞれの会社について、実効税率、売上及び利益における日本セグメントの割合¹³⁵、及び従業員数における親会社の割合¹³⁶を算出している。各企業につき、国内子会社も存在することから、従業員数における親会社の割合は必ずしも国内・国外の割合を算出するものではなく、あくまで参考として示しているに過ぎない(そのため具体的な数値を図に表示しない)ことに留意されたい。また、本分析の目的は、あくまで所得移転の兆候を計測することであり、詳細な機能分析及び財務分析なしでは移転価格を評価することは不可能であることを申し添えたい。なお、分析には、前出のデータベース ORBIS 及び各社の有価証券報告書を使用している。

まず、第一のケースとして HOYA をとりあげる。HOYA は、国内初の光学ガラス専門メーカーとして 1941 年に設立された企業であり、以来、高度なオプティクス技術をもとに多角化をすすめ、情報通信、アイケア、さらに医療、映像等の領域において事業を展開するグローバルな企業へと発展している。有価証券報告書(2011年3月期)によれば、連結子会社 102 社のうち 98 社が海外に所在しており、グローバルに事業を展開する日本企業の代表例と考えられる。

図表 20-①によれば、売上における日本国内の割合が一定水準を維持しているのに対し、利益における日本国内の割合が逡減していることが分かる。これは、海外事業によって、利益が(徐々に)国外へ(多く)移転している可能性があることを示唆している。

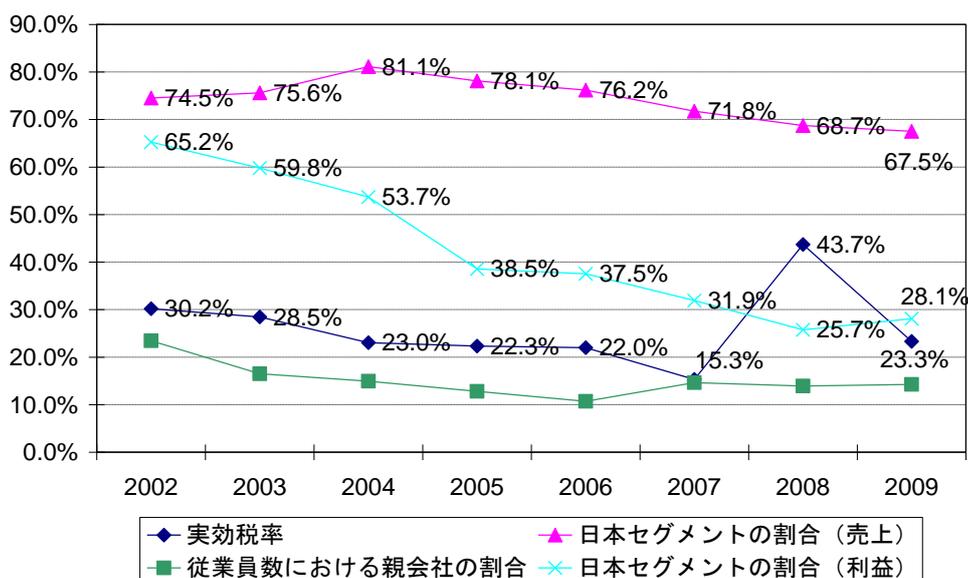
一方、実効税率の推移を見ると、2002 年度から 2007 年度までは日本の法定実効税率より低い水準にあり、且つ逡減の傾向が見受けられたものの、2008 年度にその数値が急激に上昇している。HOYA の有価証券報告書(2010年3月期)によれば、2008 年度の高い実効税率は主にのれんの減損によるものであり、逆に、海外子会社の税率差異による実効税率の削減は 32.8%に及んでいる。また、2009 年度においても、同削減は 23.2%となっている。

従って、HOYA の売上及び利益の日本国内割合並びに実効税率の推移から、同社が海外事業を利用したタックス・プランニングをなんらかの形で行っており、所得移転の蓋然性があるといえる。

¹³⁵ 有価証券報告書における「セグメント情報」を使用している。2011年3月期において、有価証券報告書のセグメント情報において開示される情報に変更があり、該当するデータが得られないため、分析は 2010年3月期までを対象としている。

¹³⁶ 有価証券報告書における「従業員の状況」を使用。

図表 20-① 個別の日本企業の財務数値等を用いた分析—HOYA



| 会計年度 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2002-2009 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 会計年度末 | 3/31/2003 | 3/31/2004 | 3/31/2005 | 3/31/2006 | 3/31/2007 | 3/31/2008 | 3/31/2009 | 3/31/2010 | |
| 連結売上高 | 246,293 | 271,443 | 308,172 | 344,228 | 390,093 | 481,631 | 454,195 | 413,524 | 3,331,784 |
| 営業利益 | 52,984 | 62,826 | 84,920 | 99,863 | 107,125 | 94,493 | 28,636 | 64,328 | 669,586 |
| 営業利益率 | 21.5% | 23.1% | 27.6% | 29.0% | 27.5% | 19.6% | 6.3% | 15.6% | 20.1% |

第2のケースとして、武田薬品をとりあげる。武田薬品は、創薬を含む研究開発を行う日本の製薬会社であり、現在、世界90カ国¹³⁷でその製品が販売されている。また、武田薬品は、米国における（第三者である）米国アボット社との50:50の合弁会社¹³⁸との取引に関して、2000年3月期から2005年3月期を対象として、移転価格税制に基づく更正処分を受けており、その更正所得金額が1,223億円に及んだことから、巨額の移転価格更正を受けた会社としても知られている（参照：図表8）。

図表20-②によれば、武田薬品は、売上の日本国内割合に比して、利益の日本国内割合のほうが高い水準にあり、日本では事業を行う他の国に比して利益を多く計上していることが分かる¹³⁹。

また、実効税率の推移をみると2006年度に高い水準であることがわかる。これは、上記の更正処分に係る地方税を含めた追徴税額は571億円を2006年7月に納付していることが影響している。なお、実効税率はほぼ日本の実効税率に近い水準で推移している（2009年

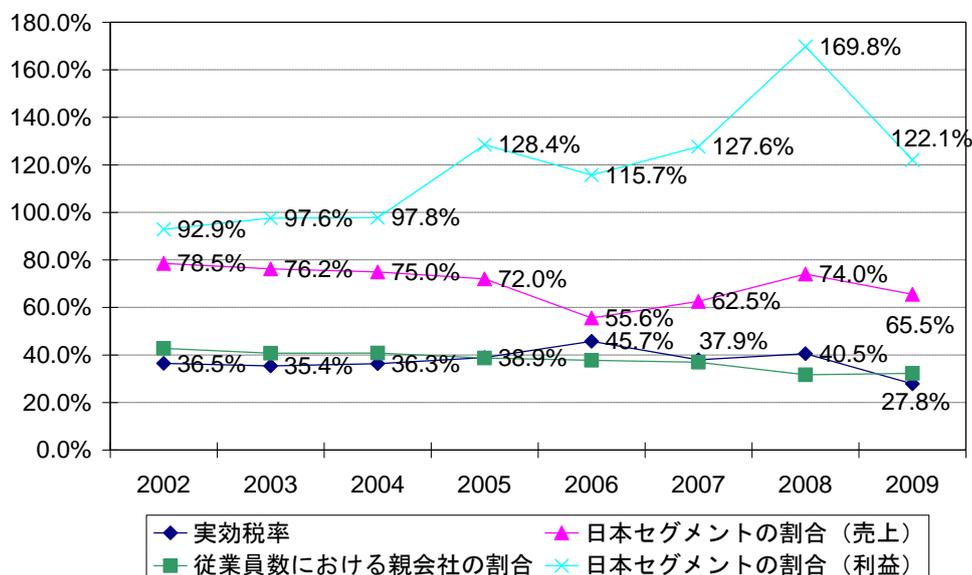
¹³⁷ 会社ホームページを参照。http://www.takeda.co.jp/about-takeda/（2011年12月時）

¹³⁸ 更正処分対象期間において合弁会社。2008年に完全子会社化。

¹³⁹ 利益の日本国内割合が100%を超過しているのは、分子として使用した日本セグメントの情報が内部利益を含むものであるのに対し、分母である連結営業利益は内部利益を消去した後の数値であるためである。

度に減少が見られるが、これは主に試験研究費等の税額控除及び連結子会社清算による影響である)。以上から、武田薬品に関して、売上及び利益の日本国内割合並びに実効税率の推移によれば、所得移転の蓋然性は低い。

図表 20-② 個別の日本企業の財務数値等を用いた分析－武田薬品



| 会計年度 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2002-2009 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 会計年度末 | 3/31/2003 | 3/31/2004 | 3/31/2005 | 3/31/2006 | 3/31/2007 | 3/31/2008 | 3/31/2009 | 3/31/2010 | |
| 連結売上高 | 1,046,081 | 1,086,431 | 1,122,960 | 1,212,207 | 1,538,336 | 1,374,802 | 1,305,167 | 1,465,965 | 11,571,334 |
| 営業利益 | 306,869 | 362,883 | 385,278 | 402,809 | 458,500 | 423,123 | 306,468 | 420,211 | 3,433,225 |
| 営業利益率 | 29.3% | 33.4% | 34.3% | 33.2% | 29.8% | 30.8% | 23.5% | 28.7% | 29.7% |

最後に、第3のケースとして、TDK をとりあげる。TDK は、世界初の磁性材料「フェライト」の事業化を目的に 1935 年に創業し、このフェライトを源流として、主に電子素材及び電子部品を世界に提供している会社である。TDK も武田薬品と同様に移転価格税制による更正処分をうけた会社として有名である（参照：図表 8）。なお、本稿においては、次節においてその裁決を取り扱う。

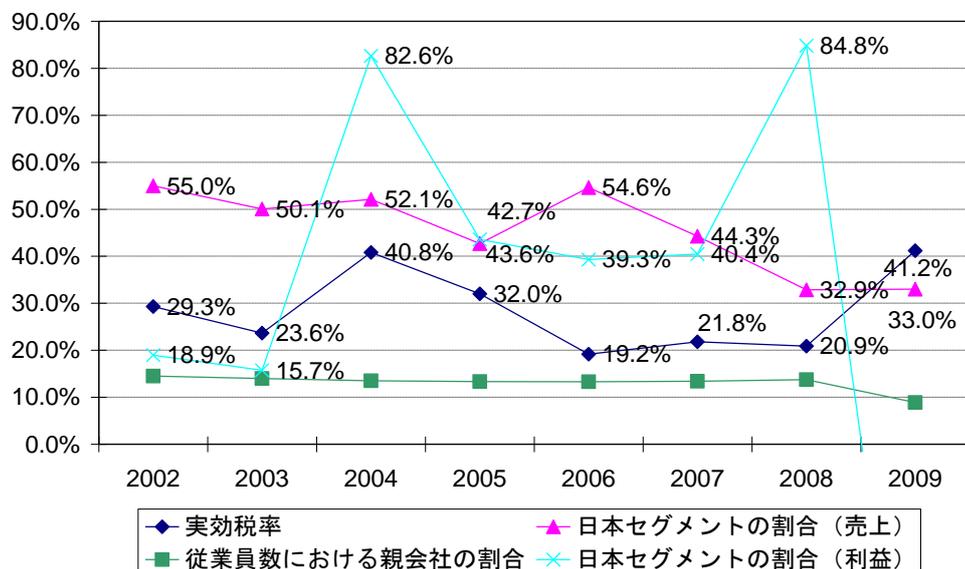
図表 20-③をみると、売上における日本国内割合は徐々に逡減の傾向があるもののほぼ一定の水準で推移している。一方、利益における日本国内割合は乱高下しており、兆候を見ることが難しい。利益の日本国内割合の値が著しく高いのは、2004 年度及び 2008 年度であるが、2008 年度においては、連結営業損失を計上しており、この損失が主に日本によるものであることを示している¹⁴⁰。

また、実効税率も期により変動しており、傾向をつかむことが難しい。従って、分析を追加し、各期の海外子会社の税率差による実効税率の削減値を図表 20-④に纏めている。全

¹⁴⁰ TDK の行う事業においては、製品のライフサイクルによる影響が強く、年度による利益の変動が激しいと推察される。

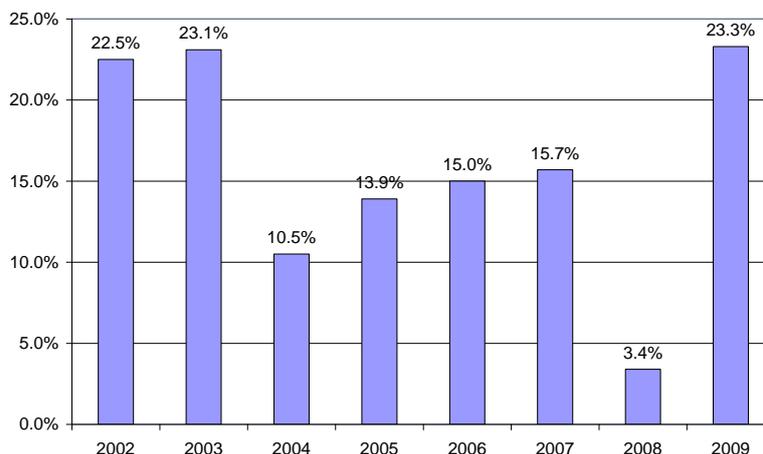
年度において、海外子会社の税率差による実効税率の削減値が出ているが、一定の傾向は認められない。以上から、TDKに関して、売上及び利益の日本国内割合並びに実効税率の推移から、所得移転の蓋然性を判断することは困難であるといえる。

図表 20-③ 個別の日本企業の財務数値等を用いた分析-TDK



| 会計年度 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2002-2009 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 会計年度末 | 3/31/2003 | 3/31/2004 | 3/31/2005 | 3/31/2006 | 3/31/2007 | 3/31/2008 | 3/31/2009 | 3/31/2010 | |
| 連結売上高 | 608,880 | 658,862 | 691,386 | 795,180 | 727,400 | 881,625 | 862,025 | 808,858 | 6,034,216 |
| 営業利益 | 27,425 | 54,322 | 59,830 | 60,523 | 79,590 | 87,175 | -54,305 | 25,774 | 340,334 |
| 営業利益率 | 4.5% | 8.2% | 8.7% | 7.6% | 10.9% | 9.9% | -6.3% | 3.2% | 5.6% |

図表 20-④ 個別の日本企業の財務数値等を用いた分析-TDK



3) 小括-移転価格税制の執行と所得移転の蓋然性

日本企業においては、現状として、企業グループとしての実効税率を引き下げる効果のあるようなタックス・プランニングはそれほど活発には行われていないといえる。但し、特定

のグローバルに事業を展開する企業において、一定のタックス・プランニングが行われていることも観察でき、今後はそのような企業が増えるかもしれない。

移転価格税制に基づく更正処分を受けた企業例として、武田薬品及び TDK においては、本分析に用いた指標に基づけば、所得移転の蓋然性が低いもしくはその判断が難しいという結果となった。移転価格事務運営指針 2-1¹⁴¹は、移転価格税制上の問題の有無の判断として、まず、所得移転の蓋然性を検討することを示唆している。そして、その検討にあたっては、「形式的な検討に陥ることなく個々の取引実態に即した検討を行うことに配慮する。」とする。

所得移転の蓋然性が低いと思われる武田薬品の例をとると、武田薬品に係る移転価格更正処分は、米国における第三者との 50:50 の合弁会社との取引について行われている。日本の移転価格税制上は形式基準に該当するため当該合弁会社が国外関連者となり、移転価格税制の対象となるが、そもそも独立の第三者との合弁会社との取引である場合、当該合弁会社との取引は合弁パートナーの影響も同程度うけると推測されることから、本来的な意味においての独立企業間取引である可能性も高い¹⁴²。当該問題は、本事案を受け、検討されたことから、2010年6月10日改正において移転価格事務運営指針に合弁会社に係る規定が加えられている¹⁴³。なお、武田薬品は、当該更正処分について2008年7月に国税庁に対し米国との相互協議を申し立てたが、合意に至らず、2011年11月相互協議が終了した。

¹⁴¹ 2-1 調査に当たっては、移転価格税制上の問題の有無を的確に判断するために、例えば次の事項に配慮して国外関連取引を検討することとする。この場合においては、形式的な検討に陥ることなく個々の取引実態に即した検討を行うことに配慮する。

(1) 法人の国外関連取引に係る売上総利益率又は営業利益率等（以下「利益率等」という。）が、同様の市場で法人が非関連者で行う取引のうち、規模、取引段階その他の内容が類似する取引に係る利益率等に比べて過少となっていないか。(2) 法人の国外関連取引に係る利益率等が、当該国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階その他の内容が類似する事業を営む非関連者である他の法人の当該事業に係る利益率等に比べて過少となっていないか。(3) 法人及び国外関連者が国外関連取引において果たす機能又は負担するリスク等を勘案した結果、法人の当該国外関連取引に係る利益が、当該国外関連者の当該国外関連取引に係る利益に比べて相対的に過少となっていないか。

¹⁴² 合弁会社が絡むケースにおいては、「共通の利益」を基準に移転価格税制の対象となるか否かを検討する考え方もある。赤松晃「我が国の移転価格税制における『支配』の意義について」ジュリスト 1137号（133頁）及び同 1139号（194頁）

¹⁴³ 移転価格事務運営指針 2-2（3）

ここにおいて、武田薬品の更正処分は、客観的には所得移転の蓋然性が認められないにもかかわらず、移転価格税制における技術を形式的に当てはめることによって行われたものではなかったのかという疑義が出てくる。志賀櫻氏は、「移転価格税制においては、無形資産の評価に関連する移転価格算定方法が多用されており、課税当局においてすら正確な理論が理解されないままに課税が行われ、司法においてもこのような理論的な根拠を欠いた課税が追認されつつある状況にある」¹⁴⁴としており、本事案はその一例といえるかもしれない¹⁴⁵。

早くから無形資産の絡む移転価格問題が顕在化し、企業が活発にタックス・プランニングを行う中で、移転価格税制に基づく更正処分が行われてきた米国と、日本との比較においては、企業が「意図した」所得移転を行っていたか否かという点において異なる結果がでる可能性が高い。

なお、本稿は、必ずしもタックス・プランニングを否定するものではない。米国において租税回避行為を否認した事案として有名なグレゴリー事案における判決より、次の箇所を引用する。「納税者によって選択された取引は、たとえそれが租税回避又は脱税という願望のもとに行われたとしても、租税法上認められた範囲内にある限り、税法上の特典が失われることはない。誰でも、自己の税負担を可能な限り少なくするようなアレンジをする権利を有しているものであり、国に対し、最大の税金を払う必要もないし、愛国心からそのようなことをする義務もない。」

ii. 税務争訟事案による検証

本節においては、無形資産の絡む移転価格問題が争われた税務争訟事案から、実際にどのような問題が争われているかについて検討を加える。日本において、無形資産取引を対象とした移転価格問題に係る訴訟は行われておらず、数多くの無形資産取引を対象とした移転価格問題に係る訴訟が行われている米国の事例¹⁴⁶を、先に検討する。最後に、TDKの裁決事案について、無形資産の観点から検討を加えることとする。

¹⁴⁴ 志賀櫻「移転価格税制の基本的諸問題・評論」租税訴訟 No.2／租税訴訟学会（2008）

¹⁴⁵ 武田薬品に係る移転価格課税においては、無形資産が取引の当事者双方に存在することを前提としたRPS法が用いられたといわれている。

¹⁴⁶ 米国の事例に関しては、主に川田剛『ケースブック海外重要租税判例』財経詳報社（2010）を参照する。

a. チバガイギー事案—取引の再構成の是非

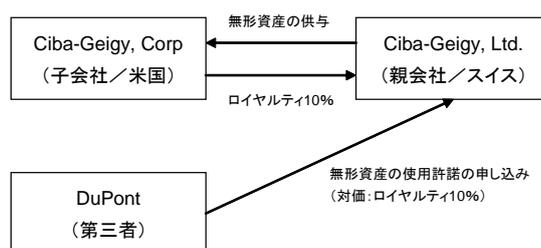
— *Ciba-Geigy Corp. v. Commissioner*, 85 T.C. 172 (1985) —

スイス親会社 Ciba-Geigy, Ltd. (以下、「CGL」) と米国子会社 Ciba-Geigy, Corp (以下、「CGC」) との間で行われた無形資産の使用許諾 (ロイヤルティ) 取引に、IRS が内国歳入法 482 条を適用して課税した事案である。

【事実の概要】

- CGL は 1758 年に設立。産業用化学品、医薬品及び殺虫剤の研究開発を行うスイス法人である
- CGC は CGL の 100% 子会社として 1909 年に米国に設立。農業薬品、化学品及び医薬品の製造販売を行う
- CGL は、1981 年にトリジアン系除草剤の研究開発を開始、32 カ国で特許を登録
- 1950 年代後半から 1960 年代初めに、CGL 及び CGC はトリジアン化合物等のライセンス契約を締結。米国における治験サポートは CGC が行った
- CGC はライセンス契約に基づき純売上高の 10% のロイヤルティを支払う
- 1950 年代後半に、第三者であるデュポンから無形資産の使用許諾申し込みがあった (対価は純売上高の 10% から 12.5% のロイヤルティ)
- IRS は、1965 年から 1969 年について更正通知を发出。CGC が CGL に対して支払ったロイヤルティ料率を 10% から 6% に引き下げる等の調整を行った
- その後、IRS は、CGL と CGC 間のロイヤルティは一切否認されるべきであると主張する修正意見書を提出している

図表 21 取引の概要—チバガイギー事案



【争点】

- ① CGC と CGL との間の契約は共同契約開発契約だったのか否か
- ② 仮に CGC と CGL との間の契約が無形資産の使用許諾契約だったとした場合、ロイヤルティの適性料率はいくらになるのか

【IRS の主張】

- ① CGC と CGL 間の関係は合併事業と性格づけるべきである

CGLとCGCは1951年に「共同で研究開発業務を開始した。」従って、当該2社が研究結果を地域別に分割することに合意し、CGCが権利の所有者となることも可能であった。CGCは研究開発に係る無形資産を「所有」しており、CGLにロイヤルティを支払う必要はない。

- ② 独立の当事者として交渉していたならば、CGCの支払いロイヤルティの料率は10%に満たなかったはずである

CGCが非関係者であれば、10%を下回るロイヤルティ料率の交渉をしたはずである。

【納税者の主張】

CGL及びCGC間の契約は共同研究開発ではなく無形資産の使用許諾であり、CGCからCGLに支払われている10%のロイヤルティは正当なものであった。

【租税裁判所の判断】

- ① CGLがトリジアン化合物の開発プロジェクトを着想し、プロジェクトの成功に必要な資源を拠出していたことから、CGLがトリジアン化合物の開発責任を負っていたことが明確に裏付けられるとして、IRSの主張を斥けている。
- ② 第三者であるデュポンから提示された純売上高の10%から12.5%のロイヤルティ料率を比較対象取引として採用した。また、トリジアン系除草剤の潜在的な収益性、1960年代初めにおける販売量及び収益性等もロイヤルティ料率の正当性を支持すると判断し、本件取引における10%のロイヤルティ料率が独立企業間価格に相当すると判示した。

【事案に係る考察】

本事案の大きな特徴であり、最大の争点は、IRSが内国歳入法482条をもとに取引の再構成を行ったことにある¹⁴⁷。IRSは、その根拠として、「財務長官又はその代理人は、脱税を防止するため又は当該組織、営業若しくは事業の所得を正確に算定するために必要と認めるときは、当該組織、営業若しくは事業の間において、総所得、所得控除、税額控除又はその他の控除を配分し、割り当て又は振替えることができる（下線筆者）」をあげている。

米国における移転価格税制は否認型であり、租税回避否認規定の特徴を有していると考えられる。但し、そのような規定のもとでの裁量権も、取引がどのように行われたかを想定してこれを恣意的に再構成する権限を有するものではないと示している。すなわち、取引自

¹⁴⁷ ロイヤルティの適性料率に関しては、比較可能性が高いと考えられる内部比較対象取引が存在していたことから、それほど議論の分かれる部分ではないと考える。

由・契約自由の原則のもとで当事者が行った実際の取引を出発点としなければならない、当該取引が独立企業原則に照らして、独立の当事者が行うと考えられる取引（独立企業間取引）に即さない場合においてのみ、初めて、経済的合理性を有する独立企業間取引としての性格を有する「実際の取引」について考慮することができるといえる。

これは、所得相応性基準への批判として OECD ガイドラインが示唆した「後知恵」を否定する考えと整合するものであり、また、移転価格税制の執行において、独立企業間取引としての性質が認められるか否かが意味をもつことを示しているといえる。

b. イーライリリー事案—移転価格税制の観点からの組織再編

— *Eli Lilly & Co. v. Commissioner*, 856 F.2d 855, 861 (7th Cir. 1988)¹⁴⁸ —

投資に係る税制上の優遇措置を利用するため、米国企業 Eli Lilly and Company（以下、「Lilly US」）が重要な価値を有する無形資産を米属領プエルトリコ¹⁴⁹に所在する子会社 Eli Lilly and Company, Inc.（以下、「Lilly PR」）に譲渡した事例につき、IRS が内国歳入法 482 条を適用して課税した事案である。

【事実の概要】

- Lilly US は、1955 年にプロポキシフェン・ハイドロクロライドという化合物の特許を取得。当該化合物を主要成分とする Davon（商品名）が 1957 年に販売が開始
- その後、関連する化合物プロポキシフェン・ナプレートの特許も取得。当該化合物は Davon-N の主要成分（Davon 及び Davon-N をあわせて、以下「Davon 製品」という）
- Davon 製品は、中枢神経系の医薬品として、同社のブロックバスター品となった
- 1965 年、Lilly US は、Davon 製品を製造するためにプエルトリコに Lilly PR を設立
- 内国歳入法 35 条に基づく特定現物出資に係る課税繰延制度を利用し、Davon 製品に関する特許と製造ノウハウを Lilly PR に出資（現物出資時の課税なし）¹⁵⁰。その見返りとして Lilly PR の株式を取得した。当該取引により、プエルトリコでも課税されず¹⁵¹、かつ米国でも税制上の優遇措置を利用することができた

¹⁴⁸ 第 7 巡回控訴裁判所による判断であり、これに先立って、1985 年に租税裁判所の判断が示されている。事案の検討には、この租税裁判所の判断も考慮する。

¹⁴⁹ 米属領とは米国の州には含まれていないが、米国の支配権が及んでいる地域をさしている。他にグアム等。

¹⁵⁰ 現物出資による移転は、IRC § 351 の規定により非課税の適用対象になるかどうかの照会を Eli Lilly 社が IRS へ行い、適用対象である旨の回答を同年中に IRS から得たうえで行ったもの

¹⁵¹ 1963 年プエルトリコ産業奨励法に基づく

- Lilly PR は、特許と製造ノウハウの譲渡後、Davon 製品を製造し Lilly US に販売。Lilly US は一定の対価で Lilly PR に技術的助言を行い、また米国において Davon 製品の販売及びマーケティングを行う
- Lilly US 及び Lilly PR 間の取引価格は一種の RPS 法により設定。それぞれに販売マーケティング活動及び製造活動のルーティン利益を付与した残余の利益を 40 : 60 で分割していた（特許権終了後は 70 : 30）

図表 22 取引の概要－イーライリリー事案



【争点】

- ① 組織再編への内国歳入法 482 条の適用可否
- ② 内国歳入法 482 条が適用される場合に、取引価格の妥当性

【IRS の主張】

- ① Lilly US から Lilly PR への現物出資による特許・ノウハウの譲渡は独立企業間取引ではない

Lilly US から Lilly PR への現物出資による特許・ノウハウの譲渡は独立の企業ならば行われない取引として、本件取引に伴う課税繰延（簿価移転）を否認した¹⁵²。

- ② Lilly PR は委託製造業者であるとして、Lilly PR に原価基準法を適用することにより Lilly US 及び Lilly PR 間の独立企業間価格を算定

原処分では、Lilly PR を検証対象として、製造原価、立地条件によるコスト節減及び粗利益の推計により、「原価基準法」を用いて独立企業間価格の算定が行われている。この際、IRS は、Lilly PR が所有する特許に帰属すべき所得の計上を一切認めておらず、Lilly PR は単なる委託製造業者であり、特許は実質的には Lilly US にそのまま帰属するため、特許からの所得を所有することはできないものであると、主張した。特許が法形式上は Lilly US から Lilly PR に移転したことは認めるものの、内国歳入法 482 条の適用上は、これら特許からの所得は Lilly US に帰属すべきであるとし、1966 年に内国歳入法 351 条に関し当該特許権の現物出資について非課税の適用を認めたこととは関係がないとした。

¹⁵² この際、IRS は、グレゴリー事案以降の「取引の技術的な形式が経済的実質と一致していなければ、形式が取引の本質をコントロールすることはできない」という見解を適用している。

【納税者の主張】

- ① Lilly US から Lilly PR への現物出資による特許・ノウハウの譲渡は内国歳入法 351 条に基づく正当な組織再編であり、内国歳入法 482 条の適用対象とはならない。
- ② Lilly US に再販売価格基準法を適用することにより Lilly US 及び Lilly PR 間の独立企業間価格を算定

Lilly US は、1971 及び 72 年の Lilly PR 社の販売価格が再販売価格基準法の要件を充足させるものであるとの主張を行い、これについて Lilly US の鑑定証人は、Lilly PR の販売価格が、同社の他の 9 種類の主要な製品の利益率と比較して、非関連者間との独立企業間価格を算定した場合にはそれを明白に下回るものであると証言した。

また、同鑑定証人は、1971 及び 72 年の独立企業間価格の決定において重要なのは無形資産であるとし、Lilly PR は特許を有しており、Lilly US は Darvon 製品の商標権を有していたとして、商標権については Darvon 製品を Lilly PR から仕入れなければ販売できないのであるから、その価値は下落したものであるとした。

特許が失効した 1973 年については Lilly PR の販売価格は 58% の差し引き価格に改定されているが、これについて Lilly US は、この時期には特許が失効したことから Darvon 製品の競合製品が存在しており、これは非関連者間の取引であることから、その差異について適切に調整を行うことで比較可能になるとし、7 項目についての調整を行い「独立価格基準法」を適用することにより、その妥当性の説明を行っている。

【租税裁判所／第 7 巡回控訴裁判所の判断】

- ① 第 7 巡回控訴裁判所は、IRS の主張を斥け、Lilly US が優遇措置を利用したことは、租税回避には当たらないと判断した。また、租税裁判所が「法形式的にも経済実質的にも (in substance as well as in form) 実態が認められる」として無形資産の譲渡を尊重すべきであるとした判断については支持しているが、Lilly US の継続的な研究開発の費用に充当するため行われたとする所得配分については、譲渡の対価は独立企業基準に即していないとする租税裁判所の論旨は論理的な一貫性に向け、無形資産の対価と Lilly PR の株式が独立企業間対価であることは自明であると判示している。
- ② 租税裁判所は、被告による原価基準法も原告による再販売価格も斥け、比較対象取引が存在しないものとして、職権により利益分割法 (RPS 法に類するもの) を適用して独立企業間価格を算定している¹⁵³。第 7 巡回控訴裁判所も、Davon 製品がこの種の製

¹⁵³ 居波邦泰「移転価格事案の訴訟に係る対処等の検討—米国の判例等を踏まえて—」によれば、「具体的には、原告主張の立地によるコスト節減効果 (location savings) を Lilly PR 社に帰属させることや Lilly PR 社に対する 100% の製造利益の付与を正当であるとし、販売製品の原価、営業費、研

品としては初めてのものであり大きな売上があったことから、租税裁判所が Lilly US から提出された他の Davon 製品ほど成功していない製品についての情報を、独立企業間価格を示す証拠として取り上げず斥けたことは妥当であったと判示している。

【事案に係る考察】

本事案は租税回避を目的として行われたと推測できる現物出資による組織再編取引がひとつの争点となっている。本件においても、チバガイギー事案と同様に、IRS による取引の再構築は斥けられている。判断の基準となっているのは、「法形式」と「経済実質」であるが、この双方を満たすものとして、現物出資による組織再編は認容されている。当該取引は、税法上の優遇措置を受けるために、「法形式」と「経済実質」が形成されており、その意味でこれを否認することは難しいといえるだろう。但し、仮に、現在において本事案を OECD 移転価格ガイドライン第9章「事業再編に係る移転価格の側面」の規定も考慮に入れて検討すれば違う結論も導かれるかもしれない。移転価格の側面からの関連者間における事業再編の検討について、パラグラフ 9.9 において「事業再編において設けられ又は課される条件であって独立企業間であれば設けられたであろう条件と異なるものが存在するか」という基盤を示しており、今後は、より厳密な意味での独立企業原則が事業再編にも求められるものと解される。

また、この判決が重要な意味を有したのは、移転価格税制上の独立企業間価格を算定する際に、無形資産を考慮した取引価格の設定を認めたことと考える。判決においては、製品に係る重要な無形資産を移転させた Lilly US に対し、商標権という形でマーケティングに係る無形資産を認識し、これを高く評価する価格を導いている。マーケティングに係る無形資産については、次のグラクソスミス事案においても争点となっている。

究開発費についての Eli Lilly 社と Lilly PR 社への配分を検討したうえで、調整後の合算利益の利益分割、つまり無形資産に係る利益分割について以下のように判断した。販売用無形資産である Darvon 製品の商標権よりも製造無形資産であるプロポキシフェン特許が高い価値を有しているとの原告の鑑定証人の証言については、これは商号の価値を十分に評価していないきらいがあるとした。また、原告の薬剤部長の証言から Eli Lilly 社の保有するセールス活動組織については高く評価をすべきであるとして、これらのことを総合勘案して、Eli Lilly 社の販売用無形資産に帰する利益として、調整後の合算利益（無形資産に係る利益）の 45% を Eli Lilly 社は受領することが妥当であるとした。」とある。

c. グラクソスミスクライン事案－マーケティングに係る無形資産

－ T.C. Nos. 5750-04¹⁵⁴, 6959-05 －

2006年9月11日、IRSは、米国法人 GlaxoSmithKline Holdings (Americas) Inc.（以下、「GSK US」）と同社の親会社 GlaxoSmithKline plc（以下、「GSK」）との移転価格課税に係る税務争訟について和解が成立したことを発表した¹⁵⁵。IRSはその和解金として約34億ドルを受領するという内容であり、税務争訟の和解に際して1回を受領する額として過去最大の金額となった。医薬品におけるいわゆるブロックバスター品であるザンタックに係る取引を対象としており、マーケティングに係る無形資産が絡む事案として認知されている。

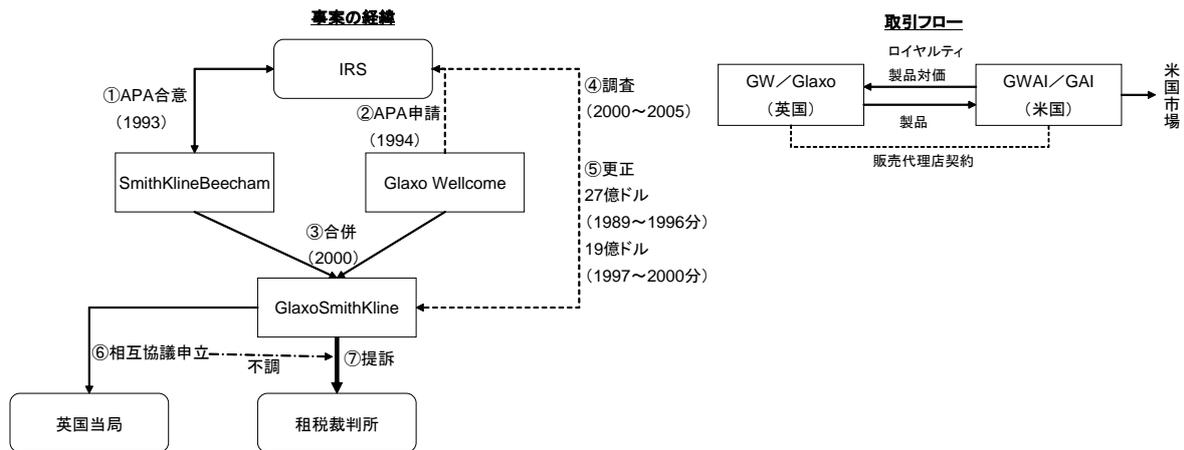
【事実の概要】

- GSKは2000年12月に SmithKlineBeecham plc（以下、「SmithKlineBeecham」又は「SKB」）及び Glaxo Wellcome plc（以下、「Glaxo Wellcome」又は「GW」）の合併により成立。また、Glaxo Wellcomeは1995年の Glaxo Holding plc（以下、「Glaxo」）の Wellcome plcの買収により成立（以下において、GSK、SKB、GW、Glaxoはその当時の企業グループをさす場合にもこの名称を使用する）
- 本事案は、英国において Glaxo により開発されたザンタック（胃酸逆流症用薬）に係る取引を対象としている。ザンタックには同種のタガメットという製品があり、これは SKB により開発された
- SKBは、1993年に、米国におけるタガメットの販売について事前確認（Advance Pricing Agreement, APA）を得ている。一方、GWは、1994年に、米国におけるザンタックの販売についてAPAを申請したが、IRSから承認を得ることができなかった
- 2000年以降、IRSはGSK USに対する移転価格調査を行っており、2004年に1989年度～1996年度を対象として27億ドルの更正処分を行う通知を発出した。また、翌年に1997年度～2000年度を対象として19億ドルの更正処分を行う通知を発出した
- GSKは2004年に英国及び米国の権限ある当局に相互協議を申立てたが解決に至らず、2005年更正処分の取り消しを求めて租税裁判所に訴えを提起している
- なお、処分対象年度における対象取引の当事者であった米国法人はそれぞれ Glaxo Americas, Inc.（以下、「GA」。～1995年）、Glaxo Wellcome Americas Inc.（以下、「GWAI」1995年～2000年）であった

¹⁵⁴ Tax Management Transfer Pricing Report（2008年5月6日 Special Report）収載の申立書を参照

¹⁵⁵ <http://www.irs.gov/newsroom/article/0,,id=162359,00.html>

図表 23 取引の概要—グラクソスミスクライン事案



【IRS 処分の概要】

- GA/GWAI が経済的実態として製品に係る商標権等のマーケティングに係る無形資産を有すると判断。対象となる製品を GSK US の"heritage"製品¹⁵⁶であるとしている。
- Glaxo/GW における委託製造マークアップ率を約 30%とし、各製品に係る（Glaxo/GW 及び GA/GWAI 間で設定されたロイヤルティ料率を独立企業間価格を超えるものとして無視し、）ロイヤルティを上限 15%と設定することにより GA/GWAI の享受すべき利益を算定している（結果、GA/GWAI のロイヤルティ控除後の粗利率は 80%を超過するものとなっている）。なお、IRS は RPS 法を使用している
- 1987 年における Glaxo 及び GA 間の販売代理店（ライセンス）契約を、Glaxo が GA に特許権を完全に付与するものとして特徴付けている
- GA/GWAI から Glaxo/GW への独立企業間価格を超えた支払いはローンとして、当該金額に係る利子を GA/GWAI が受領することを主張
- 更正金額を GA/GWAI から Glaxo/GW へのみなし配当として、いわゆる二次調整を行った

【争点】

- ① 米国法人 GA/GWAI が Glaxo/GW が開発し所有する無形資産及び商標を使用する対価として、Glaxo/GW に様々な支払いを行っていたことの可否及び金額の妥当性
- ② 所得相応性基準の適用にかかる合理性
- ③ 同時期に SKB が APA 合意を得たのに対し、Glaxo が APA 合意を得られなかったことは差別的取扱いにあたるか否か

¹⁵⁶ 意味合いとして、資産としての価値が高く、GSK US が引継ぎ資産として保有することを示唆。

【IRS の主張】

GA/GWAI が米国において使用していた商標等のマーケティングに係る無形資産は、同社独自のものであり、Glaxo/GW への支払いは不要。また、GA/GWAI が行う販売マーケティング活動に対する対価が過少である。

【納税者の主張】

更正処分はいずれも理由がなく、取り消されるべきであり、納付された税額は還付されるべきである。また、SKB が APA 合意を得たのと同時期に、Glaxo が APA を申請していたにも拘らず合意に至っていないのは、IRS による差別的取扱いを示すものである。

【和解内容】

1989 年から 2005 年を対象とした GA/GWAI/GSK US と GA/GWAI/GSK との移転価格問題を解決するものとして、和解が成立（租税裁判所に提起された更正処分の対象期間に加え 2001 年から 2005 年も対象としている）。解決として、GSK US は IRS に 34 億ドル（利子含む）を支払うものとなっている¹⁵⁷。

和解の具体的な内容は明らかになっておらず、各争点についてどのような結論に至ったかが不明確である。なお、IRS の発表した内容は以下のとおり。「租税裁判所における税務争訟は、1989 年から 200 年までの GSK US¹⁵⁸とその国外関連者との GSK US の"heritage"医薬品に係る国外関連取引に関連するものである。具体的には、英国における親会社により開発された無形資産、英国における親会社が保有する商標権、米国外での GSK の活動及び GSK US の米国におけるマーケティングにかかる貢献を考慮するものとして支払われた関連者間支払いを差し引いて報告された GSK US の米国における所得の水準が問題となっている。和解においては、租税裁判所における長年の税務争訟の結果として、GSK US は争いとなっている金額の 60%相当額について譲歩した。GSK US の IRS に対する 34 億ドルの支払い（利子を含む）は、税務争訟を解決するために 1 回で IRS に支払われた金額の最大額であり、"heritage"医薬品の 2005 年までの移転価格も対象としている。」¹⁵⁹

¹⁵⁷ Tamu N. Wright, "Glaxo to Pay \$3.4 Billion to Settle Largest Tax Dispute In IRS Histoty," Tax Management Transfer Pricing Report, September 13, 2006

¹⁵⁸ GA 及び GWAI を含む意味で使用されていると解される。

¹⁵⁹ 筆者訳。

【事案に係る考察】

本事案の重要な争点のひとつは、GSK US にマーケティングに係る無形資産を認めるか、認める場合その対価はいくらになるか、という点にあった。これは、医薬品のブロックバスター品のように開発時点のリスクが高く、且つ製品販売後に高い収益をもたらす製品に関して、典型的に起こる議論として知られている。事案が和解という形で決着したため、明確な内容が分からないが、IRS による主張が 60%は通ったという事実に鑑みて、GSK US にある程度のマーケティングに係る無形資産があるものとして独立企業間価格が算定されたということが推察できるだろう。これを支持する事実として、ザンタックが特許が切れた後も収益性を保っていたことがあると指摘する者もある¹⁶⁰。

他の争点については、何ら明確な情報が開示されなかったため、指針として使用することは難しい。また、和解金に係る算定方法が開示されず、結果として 60%と述べていることから、最終的な所得移転額を算定する過程においては、独立企業原則による精緻な独立企業間価格の計算が求められたのではなく、ある程度、計算技術的な要件を妥協して、課税管轄内における所得の確保を目的とした「配分」が行われたのではないかとの疑問が残る。これは、そもそもの事案の対象期間に加え、後続の事業年度も和解がカバーすることからもいえる。なお、処分において IRS が RPS 法を使用しており、最終的な計算においても RPS 法が使用されたとされている。

「交渉」による価格の算定方法が、我が国における移転価格税制のもとで機能するかについては疑義があり、これを参考とすることができるか否かには大きな疑問があるが、多額に及ぶ移転価格争訟事案の解決方法のひとつとなりうるという示唆は与えられたかもしれない。

d. TDK 事案－日本で無形資産が絡む移転価格問題が争われた事例

－ 東裁（法）平 21 第 108 号－

TDK の海外子会社との電子部品材料取引に関して、2005 年 6 月 29 日付東京国税局長による移転価格税制に基づく更正処分（213 億円）がなされたことに対して、争われた事案である。国税不服審判所における裁決により、更正処分のうちの相当部分を占める額（141 億円）が取り消された。「不服審判所で争ったケースで多額の処分が取り消され、税金が還付される事例は極めて珍しい」¹⁶¹とされる事案である。

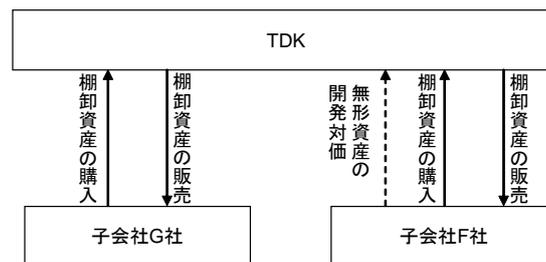
¹⁶⁰ Tamu N. Wright, “Glaxo Case Highlights Marketing Intangibles, Lack of U.S. Jurisprudence, Practitioners Say,” November 22, 2006

¹⁶¹ 日本経済新聞 2010 年 2 月 5 日朝刊 大河原健氏によるコメント

【事実の概要】

- 子会社 F 社及び子会社 G 社は TDK の（日本の移転価格税制上の）国外関連者である
- TDK と子会社 F 社の間には無形資産供与に係る契約があり、また、子会社 F 社は TDK に研究開発費の負担金を支払っている
- 子会社 F 社は、TDK に配当を支払っている
- 原処分庁（東京国税局）は、TDK と子会社との取引について、①棚卸資産の販売取引、②棚卸資産の購入取引、及び③無形資産の供与取引を一体のものと捉え、一体化された取引を取引単位とし残余利益分割法を適用して独立企業間価格を算定した
- TDK は上記の 3 つの取引をそれぞれ別個のものと考え、比較対象取引による基本三法（又はそれに準ずる方法）を適用して、各取引が独立企業間価格にあることを提示していた
- 2005 年 6 月の更正処分に対して、2007 年 6 月異議決定書により一部の処分が取り消される決定がなされたが、TDK は、なお不服として 2007 年 7 月原処分の全部取り消しを求めて審査請求書を国税不服審判所長に提出

図表 24 取引の概要－TDK 事案



【争点】

- ① 調査手続きに違法があったか否か
- ② 配当をしているにもかかわらず移転価格課税が行われたことの適否
- ③ 独立企業間価格の算定において、残余利益分割法を適用したことの適否
- ④ 残余利益分割法の適用における問題点

図表 25 原処分庁及び納税者の主張の概要－TDK 事案¹⁶²

| | 原処分庁の主張 | 納税者の主張 |
|---|---|--|
| ① | 告知聴聞会の機会を奪い去ったという事実はない。 | 告知聴聞会の機会が奪い去られた ¹⁶³ 。 |
| ② | 配当を受領している事実のみをもって課税上の弊害が全く生じない旨の主張は、移転価格税制の導入の趣旨を理解していない。 | 配当を通じて国外関連者から利益を回収しており、所得移転を考えるのであれば日本へ配当させるようなことはない。配当を通じて所得の適性配分を図っている。 |
| ③ | <p>納税者及び国外関連者がそれぞれ醸成・開発した技術を用いて緊密に協力し依存しあって製品を製造販売しており、個々別々に行われて完結する取引ではなく、納税者及び国外関連者がそれぞれの機能を果たし、一体となった事業が行われて各取引の相互関係がそれぞれの取引の対価に影響を与えていると認められるため、基本三法及び基本三法と同等の方法の適用に当たっては比較対象取引を把握できなかった。</p> <p>基本三法及び基本三法と同等の方法の検討を行ったが、比較対象取引を把握することができず、差異の調整もできなかったことから残余利益分割法によって独立企業間価格を算定したものである。</p> | <p>独立企業間価格の算定方法については基本三法及び基本三法と同等の方法が優先適用される。その他の方法は、基本三法及び基本三法と同等の方法ができない場合に限り適用が認められるに過ぎない。</p> <p>原処分庁は国外関連取引が一体となって事業が営まれており、ゆえに比較対象取引が存在しないと主張するのみで、本件国外関連取引が一体となっている場合にはなぜそれぞれの取引について基本三法及び基本三法と同等の方法ができないのかという理由、あるいは、それぞれが他の2つの取引価格にどのような影響を及ぼしているのかという点を明らかにしないまま残余利益分割法により独立企業間価格を算定して更正処分している。</p> <p>独立企業間価格の算定は個々の取引ごとに扱うのが原則であるところ、本件国外関連取引が、例外的に包括適用が認められるという事実は一切なく、それぞれの取引が他の取引価格に影響を与えるということも一切ない。</p> |
| ④ | 残余利益分割法の適用において、右記の問題はない。 | <p>残余利益分割法の適用において以下の点につき問題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的利益の算定に使用した比較対象企業Xの情報 2. 非関連者からの調達部品に帰属する損益を分割対象利益に含めたこと 3. 国外関連者が負担した研究開発費の負担金を納税者の分割対象指標に含めたこと 4. 分割指標としての研究開発費の算定上、●●を控除したこと 5. ●●を分割指標としてのマーケティング費用に含めること 6. 納税者の●●の費用を納税者のマーケティング費用としたこと 7. 国外関連者の所在地国の貨幣購買力の違いを考慮していないこと |

¹⁶² ●●とした点はマスキングにより不明

¹⁶³ このほかに、調査手続きに関してもうひとつ論点があったようだが、マスキングにより詳細は不明である。移転価格調査及び APA 申請が同時に行われていた場合におけるその関係性にかかわるものであると推測される。

【国税不服審判所の判断】

- ① 調査に際し、納税者に対し、文書による説明等を行っている。また、法人税の更正処分当たり告知聴聞の機会を与えなければならない旨の法令上の規定はなく、納税者の主張には理由がない。
- ② 我が国の移転価格税制は、独立企業間価格と異なる価格で法人と国外関連者との間の取引が行われることによって、所得が国外移転して我が国の課税権が失われる場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとみなしてその法人の課税所得を計算することとしているものであり、法人に国外関連者から配当があった場合にあっては、実質的に所得移転額が回収されているとみて同情の規定を適用しないとする法令の規定は存在しないから、この点に関する納税者の主張に理由はない。
- ③ 原処分庁は可能な限りの調査を尽くしているものと評価でき、にもかかわらず適切に比較対象取引を把握することができなかつた以上、本件については、基本三法及び基本三法と同等の方法を用いることはできないというべきである。従って、本件国外関連取引は、●●を最終製品とする一連の取引であり、その他政令で定める方法のひとつである残余利益分割法を関連取引全体を対象に適用したことに違法性は認められない。
- ④ 納税者が主張した残余利益分割法の適用における問題点7点につき、上記の問題点のうち、1,3,4,6につき納税者の主張を認めた。

【事案に係る考察】

本事案は、TDKにより研究開発された製品の取引において、移転価格税制上の原則としては、個別の取引について検証を行うところ、無形資産の供与、棚卸資産の購入、及び棚卸資産の販売の異なる取引を一体の取引として認め、RPS法により独立企業間価格を算定することを認めた事例である。

一般に、無形資産の使用許諾取引に関して、ロイヤルティを受領する場合、売上高等を基準として一定の料率を乗ずることにより対価が設定される場合が多い。このような取引に対しては、同様の無形資産の使用許諾取引におけるロイヤルティ料率を使用することによって独立企業間価格を算定する方法が、CUP法と同等の方法として認められており、本件においても納税者はこれを用いて国外関連取引が独立水準にあったことを主張している。

一方、CUP法と同等の方法が用いられている場合において、その事業が海外において成功して（高い収益性を示して）おり、棚卸資産取引によって日本に回収される利益が限定的であれば（外-外取引等、棚卸資産取引が日本を経由しない取引が存在する場合）、CUP

法により算定されたロイヤルティ料率を超える超過収益は海外で計上されることになる。このような事態が生じている際に、超過収益は本来研究開発を行った日本に帰属すべきであるとして、利益法（TNMM 又は RPS 法）に基づき、移転価格の調整を行う動きが（TNMM 導入以降さらに）活発になっている。本事案はそのような流れの影響をうけたものとする。

裁決における判断において、事業を一体化した取引単位に対して RPS 法の適用が認められており、無形資産を包括的に捉え、より大きな合算利益を対象としているという点で、米国における所得対応性基準に近い考え方が背景にあると考えられる。

しかしながら、原処分庁の独立企業間価格の算定方法を認めたにも拘らず、更正処分につき、多額の取り消し金額が発生している。これは、争点④の RPS 法の適用における問題点に係る納税者の主張が一部認められたことによると考えられる。第 2 章においても触れたが、RPS 法はその算定方法が 2 段階アプローチであり、且つ多くの指標を用いて算定することから、各指標の金額等を変えることにより技術的に独立企業間価格の額を変えることが可能となる虞がある。また、その場合、変化する金額が多額に及ぶ可能性は高い。そのため、RPS 法の適用における各指標の算定にあたっては、他の方法と同様に独立企業原則に基づいた合理的な判断が求められるところ、原処分庁による行過ぎた技術的な当てはめがあったように見受けられる。裁決における判断は、この点につき、原処分庁の方法を一部斥けており、これにより算定された独立企業間価格が大きく変化したと考えられる。

従って、本事案の裁決は、無形資産の絡む取引において、超過収益アプローチによる方法を認める一方で、行過ぎた計算を牽制するものであると考える。

なお、②の争点において、配当と移転価格税制の問題が取り上げられているが、日本の移転価格税制の成り立ち等から検討すると、配当による利益の回収は、移転価格税制に基づく取引価格の検討に影響を及ぼさないものとする。①の争点については、本稿における論点ではないため、説明を省略する。

e. 小括

無形資産の絡む移転価格問題を争う税務争訟には、特徴として、税務当局による取引の構築を認めるかという問題と、マーケティングに係る無形資産等、経済的実態・経済的所有権を根拠とする無形資産をどう扱うかという問題が付きまとうように思われる。

チバガイギー事案及びイーライ・リリー事案では、取引の再構築は認められておらず、この点は、OECD 移転価格ガイドラインによる批判と整合するものとする。しかしながら、和解による解決となったグラクソスミスクライン事案においては、IRS は一定の取引の再構築を行った処分をしていると考えるが、その点につき、どのような結論に至ったかは明らかではない。

また、マーケティングに係る無形資産等、経済的実態・経済的所有権を根拠とする判断の難しい無形資産については、イーライリリー事案、グラクソスミスクライン事案及びTDK事案において、税務当局の主張が一部認容され、マーケティングに係る無形資産等を納税者に帰属するものとして認めたと考えられる。

IV. 問題の考察・検討

本章では、第1章から第3章における議論をうけ、無形資産の絡む移転価格問題について検討を加える。当該検討にあたり、まず、日本の移転価格税制の特徴について、改めて考察を加える。

i. 日本の移転価格税制の特徴

a. 日本の移転価格税制の制度設計

日本の移転価格税制は、措置法 66 条の 4 に規定される。措置法は、1 条に「この法律は、当分の間、…法人税…その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、…法人税法…の特例を設けることについて規定するものとする。」とあるとおり、特別法として設定されている。法人税に関する特別措置に関しては、一般法としての法人税法に対する特別法を形成すると解される。従って、日本の移転価格税制は、法人税法に対する特別法として措置法に規定され、適用されるという仕組みになっているといえる。

措置法としての移転価格税制が適用されるのは、特別法は一般法に優先するという法理 (*lex specialis derogat legi generali*) に基づくと考えるが、特別法が特別法として機能するためには、一般法に優先するための明確な規定があり、不合理ではない形で当該規定が適用できることが要求されると考える。その意味では、より厳密に租税法律主義という概念や明確性の原則が反映されるべき制度といえるだろう。

さて、既述のとおり、日本の移転価格税制は、個別の課税単位における適正所得への課税を基本としている¹⁶⁴。評価は納税者の申告に基づいて行われ、更正を行う場合には、独立企業間価格との差額を更正金額とする「申告調整型・価格アプローチ」が用いられている¹⁶⁵。この点において、執行上の不統一・不公平性が生ずる危険は比較的到低いと考えられている。

これと対照的なのが、米国の移転価格税制である。内国歳入法 482 条に「財務長官又はその代理人は、脱税を防止するため又は当該組織、営業若しくは事業の所得 (income) を正確に算定するために必要と認めるときは、当該組織、営業若しくは事業の間において、総所得、所得控除、税額控除又はその他の控除を配分し、割り当て又は振替えることができる。」(下

¹⁶⁴ 濱田明子『国際的所得移転と課税』法令出版 (2010)

¹⁶⁵ 小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67 号 (2010) は、「このような定め方は我が国の法人税法が所得の金額を益金の額から損金の額を控除した金額として認識しているため、「所得」や「利得」を直接配分するという形式を採らなかったとも考えられる」と指摘している。

線筆者)」とあるとおり、必要性に基づいて税務当局が否認し、配分によって所得を計算する「否認型・配分アプローチ」が用いられている。

b. 租税回避否認規定との関係

日本の移転価格税制は、法人税法に対する特別法として、課税（法人税）を重くする場合に¹⁶⁶適用され、独立企業間価格を基準に追加の税額が計算される。独立企業間価格の算定は、私的自治ないし契約自由の原則のもとで実際に行われた取引を、独立企業間の取引に引き直して行われるため、私的自治ないし契約自由の原則と抵触する可能性がある¹⁶⁷。従って、移転価格税制が租税回避否認規定に該当するかという議論がある。

そもそも租税回避行為とは何かを検討する際に、次の金子氏の定義を参照する。「租税の定める課税要件は、各種の私的経済活動ないし経済現象を定型化したものであり、これらの活動ないし現象は第一次的には私法の規律するところであるものであるが、私的自治の原則ないし契約自由の原則の支配する私法の世界においては、当事者は、一定の経済的目的を達成しあるいは経済的成果を実現しようとする場合に、どのような法形式を用いるかについて選択の余地を有することが少なくない。このような私法上の選択可能性を利用し、私法経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除することを、租税回避（tax avoidance, Steuerumgehung）という。」¹⁶⁸ そして、租税回避否認規定と

¹⁶⁶ 措置法 66 条の 4 では「当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるとき」に独立企業間価格への調整を行うものとしており、日本の移転価格税制上、日本の課税を軽くすることは前提としていない（但し、相互協議を通じて、二重課税を回避するための対応的調整等でそのような調整が行われることはある）。

¹⁶⁷ 小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」税大論叢 67 号（2010）「我が国の移転価格税制は、きわめて不確定な独立企業間価格という概念を中核に据えているために、納税者の側から見れば法的安定性と予測可能性を害される危険があること、及び移転価格税制が私的自治ないし契約自由の原則と抵触することになりやすいこと、このような税制において、課税庁の恣意的な権限の行使を抑制し、法的安定性と予測可能性を高めるためには、独立企業間価格算定方法の解釈適用基準の明確化が必要であるとの指摘がある。」

¹⁶⁸ 金子宏『租税法（第 15 版）』（p.114）。また、金子氏は租税回避と節税との違いに関して、次のとおり述べている。「節税が租税法規が予定しているところから従って税負担の減少を図る行為であ

は、そのような租税回避が行われた際に、租税回避における法形式を否認し、租税回避が行われていない場合に通常用いられる法形式を選択していたと仮定して課税を引き直すものである¹⁶⁹。

制度設計の観点から考える場合、「否認型・配分アプローチ」を採用する米国の移転価格税制は、ある意味においては、租税回避否認規定としての特徴を持つと考えられる。一方、「申告調整型・価格アプローチ」を採用する日本の移転価格税制においては、それが租税回避否認規定として位置づけられるとはいえないと考える。日本の移転価格税制の適用の前提は、あくまで、納税者が行った取引の価格が独立企業間価格と異なることであり、租税回避行為の有無は課税要件に影響しない。

このような特色が執行面における特徴に反映されているように感じられる。第3章で取り上げた事例では、米国の裁判事例において、主な争点として、税務当局が納税者の取引を否認し、取引を再構築する等して、課税を行ったことが争われている一方で、日本の裁判事例においては、主な争点として、税務当局が決定した独立企業間価格の合理性が争われている。

c. 独立企業原則の意味

それでは、日米両国の移転価格税制がその根拠とする独立企業原則がどのような意味を持つのかについて改めて振り返る。独立企業原則においては、「商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。」とあり、租税回避行為の否認を前提としているわけでも、（税務当局が計算する）独立企業間価格と異なるか否かを前提としているわけでもない。「独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているとき」に、実質として「その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったもの」を調整するものである。

るのに対し、租税回避は租税法規が予定しない異常な法形式を用いて税負担の減少を図る行為である。」

¹⁶⁹日本の法制上、租税回避否認規定として認知されているのは同族会社の行為または計算で、これを容認した場合に法人税等の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、これを否認して更正または決定を行うことができる旨の規定である（法人税法 132 条等）。

すなわち、取引の形式が、独立企業の状況と異なる場合には、実質への引き直しを行い、独立の企業にあった場合に用いられる「独立企業間価格」を算定するものである¹⁷⁰。ここでは、当事者が意図した取引目的や当事者が選択した取引の形式が「独立企業の条件」に照らして判断されるのであって、当事者が意図した取引目的や当事者が選択した取引の形式が「租税回避行為」の状況にあてはまるのかを判断するのではない（独立企業の条件に異なるものとして、租税回避行為は含まれると推測される）¹⁷¹。また、「独立企業間価格」の算定は、取引の形式が独立企業の状況と異なる場合に、行われるものであって、それが基準となるわけでもない。

従って、独立企業原則に照らせば、移転価格税制は、本来的には2つのステップでその執行を検討すべきと考える。まず、第1に、関連者間の取引が「独立企業の条件」と異なるか。そして、第2に、独立企業の前提と異なる場合に、それが「独立企業間価格」と異なるかである。日本の移転価格税制においては、制度上、第1のステップが第2のステップの結果によって行われており、形式的な独立企業間価格の算定によって本質的な根拠を欠いた課税が行われうる可能性を含んでいるといえる。

d. 国外関連者との無形資産取引に係る寄附金課税

ここで、日本の移転価格税制に特徴的な問題として、寄附金課税との関係についても検討する。日本の移転価格税制は内国法人と国外関連者との国外関連取引を通じた所得の移転を対象として、「申告調整型・価格アプローチ」で設計されている。従って、移転価格税制の導入当初、国外関連取引を通じた所得の移転については、移転価格税制が適用される一方で、金銭の贈与や債務の免除については一定の限度内で損金算入が認められていたため、課税上のアンバランスが生じていたとされる¹⁷²。これを是正する目的で、措置法66条の4 3項において「法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち当該法人に係る国外関連者に対するものは、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と

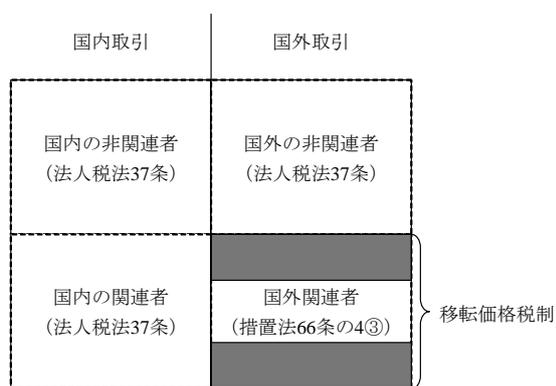
¹⁷⁰ この考え方は、金子宏『租税法（第15版）』（p.120）「税負担の免除・軽減をもたらす私法上の行為ないし取引が、私法上の真実の法律関係に合致しているように見える場合であっても、疑問のある場合には私法上の真実の法律関係に立ち入って、その行為が本当に行われたか否か、行われなかったとした場合に真実にはどのような行為が行われなかったのかを認定しなければならないことはいうまでもない。」というような考え方とも整合するものであると考える。

¹⁷¹ 懲罰的な意味合いを持つものではなく、あくまで私法上の取引に多様性が見られる中での独立企業条件に基づく判断に過ぎないと解する。

¹⁷² 遠藤克博「移転価格税制と寄附金課税」税大論叢33号（1999）

して国外関連者に対する寄附金に係る課税を規定している。そして、ここでいう寄附金とは法人税法 37 条 7 項でいう寄附金のこととされる。法人税法に規定される寄附金の範囲は極めて広く、国内取引及び対非関連者との間の取引等における寄附も寄附金の額に含まれ、移転価格課税でいう、高値の買入、安値の販売、又は無償の役務提供等も全てその範囲に含まれる。現行の法制上の寄附金課税の関係を整理すると図表 26 のイメージ図となる。

図表 26 日本における寄附金課税¹⁷³



従って、現行の制度上では、国外関連者への所得の移転があった場合に、措置法 66 条の 4 3 項により国外関連者に対する寄附の部分だけは移転価格税制とは別途に寄附金課税を行うこととなる。実際の執行においても、移転価格税制が適用されるか寄附金課税が行われるかの具体的な線引きは明確でなく、図表 8 に示すようにパナソニックに関しては、子会社支援目的の販売価格引下げとして、（実際に国外関連取引があり、その取引価格を対象とするにも拘らず）寄附金課税が行われている（2010 年）。移転価格事務運営指針 2-19 では、措置法 66 条の 4 3 項の適用がある場合として、「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与に該当するとき」、及び「実質的に供与したと認められる金額があるとき」としている。「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する事実が認められるときには、当該法人が収益として計上すべき金額は国外関連者に対する寄附金となるとされており¹⁷⁴、事実認定が非常に重要になる。また、当該事実認定において、価格調整金に関しては、事前の取極めが重要なポイントとなると解される¹⁷⁵。

日本におけるこのような独特な制度設計から、国外関連者との無形資産取引に関して寄附金課税が行われる可能性も十分に考えられる。無形資産に起因する高収益は事後的に把握されることから、事前に十分な取極めがされていない場合、もしくは取引として顕在化されていない場合が考えられる。そのような取引に関して、所得が移転されているとして課税が検

¹⁷³ 川田剛「国際課税における実務上の諸問題」租税研究 2011 年 2 月号に基づく

¹⁷⁴ 移転価格事務運営指針別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例 25

¹⁷⁵ 移転価格事務運営指針別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例 26

討される場合、日本においては、移転価格課税が行われる場合と寄附金課税が行われる場合の両方が考えられる。

国外関連者への寄附金として課税が行われる場合に、実務上、最も問題となるのが、相互協議¹⁷⁶との関連である。歴史的に、日本の税務当局は、寄附金課税は国内法に規定する課税であり、相互協議の対象とはならないという立場をとってきた。一方、寄附金課税は独特の制度設計によるものであり、国外関連者への（取引を通じた）所得の移転である場合、実質的には、移転価格課税の性質を有するものと考えられる。「否認型・配分アプローチ」をとる米国においては当然に移転価格税制の対象となるものである。移転価格課税が行われるか、寄附金課税が行われるかによって、相互協議の対象となるか否かが変わるとするのは、課税庁の事実認定次第で、相互協議で救済されるか否かが決まってしまうということになり、結果として、課税に係る救済措置にアンバランスが生ずることになる。特に、国外関連者との無形資産取引に関して寄附金課税が行われた場合、その金額が多額に及ぶ可能性が高いことから、これは大きな問題となる。その金額が多額に及ぶ場合、相手国が相互協議に応じる用意があり、相互協議の対象だと思っているのに、寄附金課税を根拠として日本の税務当局が相互協議に応じないことにより、国際的な税務執行上の問題として認識される可能性も高い。国外関連者への所得移転に関して、移転価格課税と寄附金課税が両方検討される制度設計については、国際的な観点からも、再検討する必要があると考える。

従って、特に無形資産取引を通じた国外関連者への所得移転に関しては、あくまでも、独立企業原則により、課税関係を整理し、仮に課税を行う場合には、相互協議の対象となる移転価格課税によることが望ましいと考える。

ii. 無形資産の絡む移転価格問題

これまで本稿で論じてきたとおり、日本の移転価格税制において形式的な独立企業間価格の算定によって本質的な根拠を欠いた課税が行われうる可能性が最も高いと考えられるのが、無形資産の絡む移転価格問題についてである。

日本の移転価格税制が措置法に規定されており、より厳密に租税法律主義という概念や明確性の原則が反映されるべき制度といえるにも拘らず、通達等によって、一部、定義等の説明が加えられているものの、法令において無形資産の絡む移転価格問題が明確に規定されて

¹⁷⁶ 移転価格課税が行われた場合には、実際の取引価格と独立企業間価格との差額に相当する金額について取引に関連する二つの国において課税が行われることになり、国際的二重課税が発生する。租税条約は、このような条約に適合しない課税について、権限ある当局間の相互協議を行い、合意に達することを努力することを規定している。

いるものはほとんどないといっている。ここで、第2章で整理した問題について振り返り、その対策について考察することとする。

a. 無形資産の認識における問題

無形資産の認識における問題として、その定義及び所有権の問題を指摘した。そもそも、無形資産は形のないものであり、且つ固有性が高いものであるから、認識が非常に困難であることは想像に難くない。

一般に、移転価格税制の執行において、無形資産を認識するには、二つのアプローチが混在して使用されているように考える。ひとつは定義によるアプローチであり、もうひとつは利益によるアプローチである。定義によるアプローチは、法的に保護されており、その所在が（法的には）明確に把握できるような無形資産に対して用いられており、対象となる無形資産として代表的なものとしては、特許等があげられる。利益によるアプローチは、超過収益の発生しているところに無形資産を認識するアプローチであり、事業が高収益を計上している場合に用いられるアプローチである。対象となる無形資産として代表的なものとしては、マーケティングに係る無形資産があげられる。また、別の角度から、いけば、個別に無形資産を認識するアプローチと総合的に無形資産を認識するアプローチがある。個別に無形資産を認識する場合においては、定義等により当てはめ、個々の無形資産を認識する一方で、総合的に無形資産を認識する場合においては、一体の事業において価値を創造する無形資産を総合的に捉えることから、定義によるアプローチと利益によるアプローチの関係と近い関係にあるといえるだろう。第3章で行った研究を通じて考えると、実際の執行の場においては、より利益によるアプローチに重きが置かれており、それゆえに税務争訟となっているように感じる。

双方のアプローチにおいて、どのような長所・短所があるかについて検討する。定義によるアプローチに関しては、予め定義を規則等で規定し、これにより判断することになるため、ある程度の明確性が保たれると考えられる。一方で、無形資産の固有性等に鑑みれば、全ての無形資産を規則等で規定することは不可能であり、（現状のように）例示列举に留まるに過ぎないと考えられる。そのような場合には、網羅性に問題があるだけでなく、例示されていない部分については、納税者及び税務当局の解釈に委ねざるを得ないことから、議論の分かれる可能性が高い。利益によるアプローチに関しては、利益が認識される場合に無形資産を検討するということから、ある程度の網羅性は確保されることが考えられる。一方で、利益に基づく無形資産の認識は、（それが直接課税所得に関係することから）恣意的な判断が含まれる可能性が高い。また、会計上認識されない無形資産を、移転価格の場面においては認識することになり、本質的な矛盾も内包している。

以上のように、無形資産の認識においては、どちらのアプローチも一長一短であり、やはり、両方のアプローチを併せて使用することが合理的と考える。一般に無形資産を認識する際には次の5つの要素を考慮するとされる¹⁷⁷。

- ① 価値があるか
- ② 特定することが可能か
- ③ 法的に保護されるか
- ④ 分離して移転することが可能か
- ⑤ 超過収益を生み出すか

この5つの基準に全てあてはまるものを無形資産として認識するというのも、ひとつの方法であろう。但し、このような基準も各要素の定義が曖昧であるため、やはり解釈による相違が生まれかねないと言わざるを得ない。従って、無形資産認定のための要素を定めた上で明確な適用指針も併せて用意されることが望ましいと考える。

また、マーケティングに係る無形資産等、法的所有権が明確ではないオフバランスの資産に関しては、特に議論を要する項目として、分類して、明確な適用指針を準備することが必要と考える。

b. 無形資産取引の把握における問題

無形資産取引の把握における最大の問題は、取引の再構築である。OECD 移転価格ガイドラインは「実際に行われた取引の認識」について、次のとおり、規定している。

「税務当局による関連者間取引の調査は、通常、納税者が適用する方法が第2章で述べられている方法と整合的である限り当該方法を用い、納税者によって構築がなされたとおり実際に納税者によって行われた取引に基づいて行われるべきである。例外的な場合を除き、税務当局は、実際の取引を無視したり他の取引と置き換えたりするべきではない。合法的な商業上の取引を再構築することは、完全に恣意的な行為であり、当該取引がどのように構築されるべきかについて他の税務当局と見解を共有できない場合には、二重課税が発生し、不公平が増幅しかねない。」¹⁷⁸

既述のとおり、独立企業間価格の算定は、私的自治ないし契約自由の原則のもとで実際に行われた取引を、独立企業間の取引に引き直して行われるため、私的自治ないし契約自由の原則と抵触する可能性がある。その引き直しの際には、私的自治ないし契約自由の原則のも

¹⁷⁷ Kevin A. Bell, “OECD Working Party To Craft New Analytical Framework for All intangibles,” Tax Management Transfer Pricing Report, January 27, 2011

¹⁷⁸ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.64

とで実際に行われた取引を尊重し、取引を再構築すべきでないというのは至極当然のこのように考える。

なお、上記の規定において、OECD 移転価格ガイドラインが、例外的に取引を再構築することを認容しているのは、「取引の経済的実質がその取引の形式と異なる場合」及び「取引の内容と形式は同じであるが、取引に関連した取極が、総合的に判断して、商業的合理性のある形で行動する独立企業が行ったであろう取極とは異なり、かつ、実際の仕組が税務当局による適切な移転価格の決定を実務上妨げる場合」である¹⁷⁹。

移転価格に関する税務争訟において、取引の再構築を行われた事案については、「取引の経済的実質がその取引の形式と異なる場合」もしくは「取引の内容と形式は同じであるが、取引に関連した取極が、総合的に判断して、商業的合理性のある形で行動する独立企業が行ったであろう取極とは異なり、かつ、実際の仕組が税務当局による適切な移転価格の決定を実務上妨げる場合」であると判断されたと考えられるが、そのような再構築において用いられるのが「経済的所有権」の概念である。経済的所有権という概念については、明示的な基準がなく、その判断はやはり主観的なものとなる。収益の高い取引に対して「後知恵」として取引の再構築がなされるという批判は避けられないものであらうと考えられる。

そもそも経済的所有権を考える際には、2つのことを考える必要がある。まず、それが果たして独立企業の間で認められるのか否か¹⁸⁰。もうひとつは、後知恵として収益が出る場合にだけ考慮するのではなく、損失が出た場合にも考慮できるのか、ということである。

取引の再構築は、原則として、認められるべきものではない。また、仮に、「取引の経済的実質がその取引の形式と異なる場合」もしくは「取引の内容と形式は同じであるが、取引に関連した取極が、総合的に判断して、商業的合理性のある形で行動する独立企業が行ったであろう取極とは異なり、かつ、実際の仕組が税務当局による適切な移転価格の決定を実務上妨げる場合」として考慮される場合においても、その再構築において、不用意に「経済的所有権」の概念を乱用して行われるような場合には、認められるべきではない。

但し、あきらかに商業上の合理性が認められないような取引を行っており、（税務当局の主張する再構築後の所有権が）独立企業の間で認められ、損失が出た場合にも考慮できるような場合には、慎重に考慮した上で、取引を検討することができるかもしれない。このような適用は、事業の実態に照らして考慮すると極めて限定的もしくは皆無となると考える。

¹⁷⁹ OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.65

¹⁸⁰ 赤松晃『国際課税の実務と理論（第3版）』（2011）においては、アディダス・ショックについて説明した上で、「独立当事者間において無形資産の経済的所有という概念は存在し得ないことは自明の理である」としている。

c. 無形資産の評価における問題

実務的な適用において、無形資産の絡む移転価格問題に関しては、利益法（PS法、TNMM）が適用されてきたことはこれまで述べたとおりである。当該方法は、いわば、インカムアプローチに基づく超過収益法であり、超過収益を無形資産に帰属するものとして、無形資産の所有者が当該収益を享受するよう計算するものである。

TNMMは、取引の一方の当事者を検証対象者として、当該検証対象者の財務情報を検証することから、取引の他方の当事者が複雑であり、相互に関連する活動を数多く行っている場合等においては有益であると考えられていることから、その適用のしやすさに特徴が見られる。但し、算定された独立企業間営業利益水準を検証対象者に認め、それ以外を全て他方の当事者に寄せることから、極端な結果が生ずる可能性もあり、移転価格とは無関係である多くの要因が影響するかもしれないということも指摘されている。

また、PS法は、一面的な方法が適切でないであろう高度に統合された事業活動に対する解決策となることとされ、独立企業においては見られないような関連者の特殊でユニークな状況を考慮に入れることにより柔軟性を有するものであるとされているが、利益の配分が、関連企業自体の間の指標に基づいて分割されるため、独立企業間価格に対する直接的な証拠がなく、そもそも独立企業原則に合致するものなのかについて議論がある。また、2章の計算例やTDKの裁決事案においても分かるように、技術的に負担が大きく、また算定結果を操作することが可能になる虞もあり、適用の難しさが指摘されている。

OECD移転価格ガイドラインが指摘しているように、全ての起こりうる状況に適用できるような方法は1つも存在しない。従って、各方法の長所・短所を考慮して最適な独立企業間価格算定方法を選択すべきであるという点においては、従来の基本三法も排除すべきではないと考える。

また、利益法の適用に当たっても、十分に客観的・合理的な計算が行われることが前提となると考える。2010年のOECD移転価格ガイドラインの改定にあたり、比較可能性分析の章が設けられたこと、2011年の税制改正により、日本の移転価格税制において、「幅」の概念が導入されたことから、ビジネスリアリティとして、独立企業間価格は一様に決定されるものではないと言える¹⁸¹。このような前提では、形式的な当てはめにより自己に有

¹⁸¹ また、2010年11月9日税制調査会専門委員会「国際課税に関する論点整理」では、「無形資産の独立企業間価格の算定に本質的に幅があることについて、「無形資産の時価評価は容易でない。独立企業者間であれば、買い手の見積もるキャッシュフローに基づく現在価値が、売り手のそれより高いからこそ無形資産が譲渡される。…この点については、無形資産の売買価格に関し、売り手と買い手で各々異なる allowance（許容範囲）があるように、無形資産の取引価格についても、独立企業

利な計算を行うのではなく、比較可能性等を一定の条件として、納税者及び税務当局が双方で理解し納得できる客観的・合理的な計算が求められることは言うまでもない。

さらに、無形資産の評価におけるこれまでの独立企業間価格の算定方法の適用の限界¹⁸²から、現在、OECDにおける無形資産に係るプロジェクトにおいては、他の評価手法も考慮されているようである。主には、ファイナンスアプローチによる資本資産価格モデル¹⁸³に基づく方法など資産の価格評価で一般に用いられている手法のようである¹⁸⁴。これらについては、今後の動向をよく観察した上で、日本の移転価格税制上、導入することが望ましいかを検討することを期待する。

iii. 無形資産取引に係る移転価格課税に関する税務争訟の回避及び解決

移転価格課税が行われた場合には、実際の取引価格と独立企業間価格との差額に相当する金額について取引に関連する二つの国において課税が行われることになり、国際的二重課税が発生する。租税条約は、このような条約に適合しない課税について、権限ある当局間の相

間価格で算定する際に、ピンポイントで一つに定めるのではなく、ある程度の幅を持って位置づけることが可能なはず。」と言及している。

¹⁸² 歴史的には、独立企業原則によらないアプローチとして、全世界的定式配分（Global Formulary Apportionment）が議論されてきた。全世界的定式配分においては、多国籍企業グループの連結ベースでの全世界利益をあらかじめ定められた機械的な定式に従って、各国の関連者に配分する。配分に当たっては、第1に課税対象単位の決定、第2に全世界利益の決定、第3に配分のための定式の確立を行う必要がある。全世界的定式配分の支持者は管理上の利便性及び確実性をもたらすとしている。しかしながら、全世界的定式配分にも、十分な国際的調整、事前の定式の確立、グループの構成に係る合意が前提として必要となると考えられ、必ずしも管理上の利便性を向上させるともいえない。また、定式に用いられない要素を考慮しないため、経済的実態と異なる利益の配分が行われる虞もあり、適用に係る柔軟性も低いため、個別性の強い無形資産取引に係る適用については疑問が残る。また、事前に確立され、明らかとなった定式を利用した潜脱も起こる可能性が考慮される。従って、無形資産に係る取引価格の算定において、全世界的定式配分は独立企業間価格の算定方法等の問題を解決するものではないと考える。

¹⁸³ 資本資産価格モデル（Capital Asset Pricing Model, CAPM）では、市場リターンに対する資産リターンの感度 β を用いて計算がされるが、この β をどのように設定するかという問題があるように考える。また、申告調整型を基本とする日本において、納税者が正しくバリュエーション理論を理解し、最適の方法としてそれを選択するという前提に立てば、納税者における説明責任に係る負荷が大きいともいえる。

¹⁸⁴ Kevin A. Bell, “OECD Working Party To Craft New Analytical Framework for All intangibles,” Tax Management Transfer Pricing Report, January 27, 2011

互協議を行い、合意に達することを努力することを規定している。また、新日蘭租税条約をはじめとして、仲裁手続に係る規定が導入されている。仲裁手続とは、相互協議が期限内に合意されない場合、第三者である仲裁人に結論を委ねるものであり、納税者が仲裁人による決定を受容しない場合を除き、当該決定に従い、相互協議の合意が行われるものである¹⁸⁵。

一方、独立企業間価格の算定方法等をめぐり、法的安定性の侵害と私的自治の原則の抵触という問題が指摘されていることに対して、その対処として、事前確認制度が導入されている¹⁸⁶。事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を行うことをいい、納税者が確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行われ¹⁸⁷ない。近年においては、（潜在的なリスクが高いと考えられる）無形資産取引を対象とした事前確認制度の利用も増加している。

移転価格課税に関する税務争訟の回避や解決について、整備が進んでいるが、一方で、事前確認のための審査や、相互協議合意のための手続の過程では、独立企業間価格を算定することになり、無形資産取引に関しては、上述したような無形資産の絡む移転価格問題が関係することに変わりがない。

従って、対象となる取引の金額が大きく、見解が相違することが見込まれる無形資産取引に係る移転価格税務争訟について、解決が困難であり、紛争が長引くことが明らかに予想されるような場合には、税務当局及び納税者の管理上のコスト、事業への影響等も考慮し、第3章でとりあげたグラクソスミスクライン事案のように、必ずしも、厳格な独立企業間価格によらない和解等の解決¹⁸⁸の可能性も検討する必要があると思料する。また、取引の金額がそれほど大きくない事案については、管理上の利便性を考慮して、無形資産の定義と評価方法を併せた何らかのセーフハーバーを用意することも有用であると考えらる。

¹⁸⁵ 国税庁は、「移転価格課税等について、相互協議の申立てが行われた事案（いずれかの国の裁判所等による決定が行われたものを除く。）が仲裁手続の対象となり、事前確認に係る相互協議の申立てはその対象とはなりません。」としている。（<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/kokusai-sonota/1009/01.htm>）

¹⁸⁶ 濱田明子「事前確認の法的効力と紛争回避の視点」税大論叢 45号（2004）

¹⁸⁷ 相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としている。

¹⁸⁸ このような場面においては、全世界的定式配分を利用することもひとつの方法といえる。

iv. 総括—無形資産が絡む移転価格問題と無形資産取引等を通じた所得移転

a. 無形資産が絡む移転価格問題に係る総括

検証の結果、無形資産が絡む移転価格問題には、（１）本質的な問題が認められないにもかかわらず、形式的な移転価格税制の規定の当てはめが行われているケース、（２）移転価格税制の規定を拡大された（もしくは歪曲化された）解釈をして、無形資産取引等に適用しているケース、があるように考える。

まず、（１）本質的な問題が認められないにもかかわらず、形式的な移転価格税制の規定の当てはめが行われているケースは、日本の移転価格税制の制度設計上、起こりうる仕組であったことは説明したとおりであるが、独立企業原則に照らして考えれば許容されるべきでないことは明らかである。

また、（２）移転価格税制の規定を拡大された（もしくは歪曲化された）解釈をして、無形資産取引等に適用しているケースも、日本の移転価格税制が措置法に規定され、特別法であることから、「拡大解釈」は決して認められるものではない。また、OECD 移転価格ガイドライン等に照らしても、取引の再構築を含む「拡大解釈」による移転価格課税は、合理性を持たない。

従って、形式的な移転価格税制の規定の当てはめを行うことも、移転価格税制の規定を拡大解釈して無形資産取引等に適用することも認められるべきでない。移転価格税制の執行において、無形資産が絡む取引も他の取引と同様に、あくまで独立企業原則に則り、規定に基づいて検討されるべきであり、現在の法が規定していないことについて「解釈」で補充して課税が行われるべきでない。

この意味では、OECD における無形資産に係るプロジェクトの動向も踏まえた上で、早急に無形資産の認識におけるアプローチを定義規定等を用いて法令又は解釈指針等で定めることが必要と考える。また、無形資産の評価に関わる利益法の適用における解釈指針も、参考事例集等を通じて一層拡充されることが望ましい。

また、無形資産取引に係る移転価格課税に関する税務争訟の回避及び解決のために、相互協議及び事前確認の運用の整備をより進めることが望まれる一方で、管理上の利便性の向上や事業活動への影響の軽減等を目的として、セーフハーバーや和解等の代替的な解決方法についても検討を加えることを期待する。

b. 無形資産取引等を通じた所得移転への対処—牽制策

一方で、欧米では、機能やリスクの限定的な子会社への転換等の形式を利用した事業再編を通じて、税負担を軽減するタックス・プランニングが広く行われてきており、これによる所得の国外への移転が起こっていることは第3章でも検証したとおりである。このような流

これは、日本における企業のグローバル化が進んでいること、日本において経済が停滞していること、及び日本の税率が他の国に比して高い状況にあることから、今後、日本で起こりうることを考えられる。そのような事態が起きた場合、政府の立場から考えれば、所得が国外へ流出することによって課税権が失われるという問題が生じるだろうし、納税者の立場からは公平性の問題が上がる可能性が高い。

しかし、このような問題に、現在の日本の移転価格税制のもとで対処をしていくことは困難であり、且つそれは適切でないように考える。

この対策として、まずは、OECD 移転価格ガイドライン第9章に基づき、事業再編に係る移転価格の側面について規定を追加することが求められる。ここでは、超過収益の源泉である無形資産を海外に移転させるような事業再編に対して課税のあり方について明確な基準が設けることが必要である。基本的には、OECD 移転価格ガイドラインと同様に、「事業再編において設けられ又は課される条件であって独立企業間であれば設けられたであろう条件と異なるものが存在するか」ということを基準にするのが望ましいと考える。また、執行面から考慮すれば、租税調査会専門委員会が、2010年11月9日「国際課税に関する論点整理」で指摘しているように、事業再編などの際の契約の変更等について適切な文書化を求めるなど、無形資産に関して移転価格税制が執行できるための制度的なインフラに関する検討が必要となろう。納税者としても、仮に移転価格課税が起きた際に、対処できるように、予め、事業再編に係る移転価格問題について調査される文書等を明確にされることは望ましいと考える。

また、所得相応性基準を導入することが早くから議論されているようであるが、やはり、「後知恵」としての調整については独立企業原則に照らして疑義がある。また、「もともと米国には、含み益がある資産を国外に持ち出すと、『トールチャージ』（通行料）を課す制度があり、ドイツにも同様の制度が存在する。そうした制度がある国では、「所得相応性基準」を導入しやすいかもしれないが、それが無い我が国などでは状況が異なる。」という指摘もある¹⁸⁹。

そもそも、所得が国外に流出することを防ぎ、自国の課税管轄権を確保するという目的であるのであれば、独立企業原則に必ずしも基づかない、租税回避否認規定を移転価格税制とは別個に一般法の枠組み内で設けるのもひとつの手法ではないかと考える。移転価格税制が、明確に独立企業原則に依拠している限り、数多に考え出される新しいタックス・プランニングに対処するには、法の拡大解釈を持ち出さねばならず、措置法における規定という以上、そこには、問題が付きまとうと考えるからである。

¹⁸⁹ 2010年11月9日税制調査会専門委員会「国際課税に関する論点整理」

但し、そのような租税回避否認規定には、課税権を確保しつつ適正な経済活動も阻害しないよう、十分な配慮が必要であり、且つ、税務当局に過度の権限を与えるものであっては決してならない。従って、その判定には、明確に規定された客観的な何らかのテスト（例えば、3章で行った分析のようなもの）をいくつか設けることが必要と考える。

c. 無形資産取引等を通じた所得移転への対処－優遇策

また、無形資産取引等を通じた所得移転の対処には、上記のような牽制策だけでなく、優遇策も考慮することが必要であろう。そのひとつとして、現在、欧州で導入が進んでいるパテント・ボックス税制の導入を検討することを期待する。

パテント・ボックス税制とは、特許等の無形資産から生じる所得に対して軽減税率を適用する制度である。図表 27 は欧州においてパテント・ボックス税制を導入している国についてその概要を示すものである。共通する特徴として、対象所得が製造売上を含む広い範囲に設定されていること、また、日本への配当に係る源泉税がないことがあげられる。

外国子会社配当益金不算入制度が導入された我が国において、同様の制度がなければ、今後パテント・ボックス制度を導入した国に研究開発拠点を移転させる等の検討がされないとも限らない。また、無形資産から生ずる所得に対して軽減税率が適用されることで、所得の増加に貢献しないとの指摘もあるかもしれないが、移転価格税制との調和をうまく行うことによりこれには対処できると考える。また、無形資産を国外に移転させないということは、税制以外においても、必要とされる。ゆえに、パテント・ボックス税制を導入することが望ましいと考える。

但し、パテント・ボックス税制の導入のための問題点として、①対象とする無形資産の範囲をどう設定するか、②対象となる所得の範囲をどう設定するか、③対象となる無形資産の取得時期をどう設定するか等の問題があげられる。これらの問題については、今後パテント・ボックス税制の適用が見込まれているイギリスを参考にすることが賢明であると考えられる。なお、イギリスでは①は明確性に配慮し、特許に限定しており、③は制度導入以前のものも対象とできるように検討が進められている。

図表 27 各国におけるパテント・ボックス税制の概要¹⁹⁰

| | オランダ | スイス | アイルランド | イギリス |
|------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法人税率（通常） | 25% | 12%～25% （地域による） | 12.5% （一定の所得は 25%） | 26% （将来的に23%まで 低減） |
| 無形資産からの所得に ついての優遇税率 | 5% | 8%～12% （事業による） | 0%～12.5% （事業による） | 10% （改正による） |
| パテント・ボックス税制 の対象所得 （製造売上を含むか） | 製造売上を含む | | | |
| 研究開発の優遇税制 | 有 | | | |
| 日本への配当に 対する源泉税 | 無し （新租税条約の適用後） | | 無し | |

d. おわりに

今後、事業がますますグローバル化し、多様性・複雑性が増す中で、日本企業が競争力を維持するためにも、適正な経済活動を阻害しない税務の執行が求められる。

2000年代中期に日本においても顕在化した無形資産の絡む移転価格問題は、本質的な問題が認められないにもかかわらず、形式的な移転価格税制の規定の当てはめが行われていることや、移転価格税制の規定を拡大解釈して無形資産取引等に適用していることに起因しており、移転価格税制の本質に基づいて考えれば、これらは許容されるものではない。

移転価格税制の執行における無形資産の取扱いは、あくまで独立企業原則に則り、措置法に規定された移転価格税制の明確な基準に基づいて判断されるべきであり、これを超えた取扱いは原則として認めないことが求められる。

この前提として、無形資産が絡む移転価格問題に関して、無形資産の認識方法及び評価方法については、OECDにおける取組み等を参考として、明確化のための基準が法令等に追加されることが必要といえる。

また、一方で、今後、機能やリスクの限定的な子会社への転換等の形式を利用した事業再編を通じて、税負担を軽減するタックス・プランニングが広く活用される可能性が高い。行過ぎたタックス・プランニングは、現行の移転価格税制では対処できないものであり、国外へ所得が移転するとともに納税者間の不公平を招くという問題が引き起こされる虞がある。このような問題に対処するものとして、事業再編に係る移転価格の側面に関する規定の追加、牽制策としての客観的なテストに基づく租税回避否認規定の検討、及び優遇策としてのパテント・ボックス税制の検討を提案する。

¹⁹⁰ 西田宏之「日本企業における無形資産の海外での管理とパテントボックス税制について」国際税務 2011年8月号に基づく

(参考文献)

金子宏『租税法（第15版）』弘文堂

川田剛『国際課税の基礎知識（八訂版）』税務経理協会

川田剛『ケースブック海外重要租税判例』財経詳報社

濱田明子『国際的所得移転と課税』法令出版

赤松晃『国際課税の実務と理論（第3版）』税務研究会

森信夫『無形資産・サービス取引のグローバルマネジメント』日本機械輸出組合

高久隆太『知的財産をめぐる国際税務』大蔵財務協会

志賀櫻「移転価格税制の基本的諸問題・評論」租税訴訟 No.2／租税訴訟学会（2008）

川田剛「米国多国籍企業による所得の海外移転」国際税務 2010年10月

和波英雄「我が国の移転価格税制と税務執行の歩み」太陽 ASG エグゼクティブニュース

（2009）

小島信子「移転価格税制における独立企業間価格の算定に係る「レンジ」の採用について」

税大論叢 67号

松田直樹「法人資産等の国外移転への対応－欧米のコーポレート・インバージョン対策税制

及び出国税等が包含する示唆－」税大論叢 67号

居波邦泰「無形資産の国外関連者への移転等に係る課税のあり方」税大論叢 59号

居波邦泰「移転価格事案の訴訟に係る対処等の検討－米国の判例等を踏まえて－」税大論叢

54号

刈屋武昭「包括的価値創造 ERM の構造：無形資産保有構造と内部統制の有効性」（2007）

刈屋武昭「企業の価値創造経営プロセスと無形資産－CERM・ROIAM アプローチ」経済産

業研究所（2006）

移転価格分析 Project Team「残余利益分割法の分割ファクターに関する注目すべき判断下

る」国際税務 2010年6月

藤澤鈴雄他「裁決事例に見る移転価格調査の今日的論点」国際税務 2010年7月

高久隆太「移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分」税

大論叢 49号

浅川和仁「米国租税法上の無形資産の評価の実情と日本に対する示唆」税大論叢 49号

三田村仁「費用分担契約（Cost Contribution Arrangement）に関する一考察」税大論叢 49号

飯守一文「米国費用分担契約規則（2008年暫定規則）の概要」国際税務 2010年10月

望月文夫「米国移転価格税制における無形資産の取扱い」国際税務 2010年7月

川田剛「役務提供取引&無形資産を巡る移転価格課税 無形資産取引をめぐる諸問題 一移
転価格課税の観点からみた一条工務店事案」国際税務 2007年4月
高久隆太「知的財産と移転価格税制」租税研究 2008年11月
平成21年度国際税務研究会報告書『移転価格税制の最近の動向と我が国企業の国際税務戦
略』日本機械輸出組合
大河原健他『国際税務マネジメント』中央経済社
山川博樹『移転価格税制』税務研究会
NERA エコノミックコンサルティング『移転価格の経済分析』中央経済社
ホワイト&ケース税理士法人『知的財産税務戦略』税務経理協会
企業会計基準委員会「無形資産に係る論点の整理」
企業会計基準委員会討議資料「財務会計の概念フレームワーク」
福井義高「残余利益に基づく業績評価と会計研究」
斎藤静樹『会計基準の研究（増補版）』中央経済社
山口英果「特許等使用料収支の黒字化について」日本銀行ワーキングペーパー（2004）

Joint Committee of Taxation, “Present Law and Background Related to Possible Income Shifting and
Transfer Pricing,” JCX 37-10, July 20, 2010, *Doc 2010-16133, 2010 WTD 139-29*

Martin A Sullivan, “Medtronic Moves Jobs, Profits Out of U.S.,” *Tax Notes International*, August 23,
2010

John Henshall, “OECD review of Chapter VI: Intangibles,” *Transfer Pricing International Journal*,
August 27, 2010

Molly Moses, “U.S. Officials Considering Phasing Out ‘Cliff’ In Administration’s Excess Returns
Proposal,” *Tax Management Transfer Pricing Report*, October 21, 2010

Alison Bennett and Molly Moses, “U.S. Budget Provision Designed to Capture Revenue From
‘Excess’ Intangibles Income in Low-Tax Jurisdictions,” *Tax Management Transfer Pricing
Report*, February 11, 2010

Kevin A. Bell, “OECD on Cusp of Project to Address New Intangibles Landscape, Silberztein Says,”
Tax Management Transfer Pricing Report, July 1, 2010

BNA Tax and Accounting Center, “Silberztein Discusses OECD’s Proposed Project To Update 1995
Guidelines’ Treatment of Intangibles,” *Tax Management Transfer Pricing Report*, July 1, 2010